

平成16事業年度業務実績報告書

自 平成16年4月 1日

至 平成17年3月31日

平成17年6月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

I 業務の質の向上

1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	1
(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価(機関別認証評価)	3
1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価(大学機関別認証評価)	4
① 評価体制の整備等	5
② 評価の受付	8
2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価(短期大学機関別認証評価)	9
① 評価体制の整備等	10
② 評価の受付	12
3) 高等専門学校等の教育研究等の総合的状況に関する評価(高等専門学校機関別認証評価)	13
① 試行的評価の実施	14
② 評価体制の整備等	17
(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価(専門職大学院認証評価)	20
① 評価体制の整備等	21
② 予備評価の受付	24
(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	
(国立大学法人等の教育研究評価)	25
① 評価方法の検討	26

2 学位授与(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	31
① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況	33
② 専攻区分の見直し及び改正	36
③ 審査組織の整備	37
④ 不合格者に対する不合格理由の伝達方法の検討	39
⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善	40
⑥ 電子申請システムのプロトタイプの構築	41
⑦ 試験場の配置	44
⑧ 身体に障害のある者への特別措置	45
⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査	47
⑩ 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査	49
⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	51
⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査の実施	52
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	54
① 省庁大学校の教育課程の認定審査	56
② 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査	58
③ 審査組織の整備	59
④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	60
⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況	62

3 調査及び研究 （Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）	65
（1）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	67
1）調査研究プロジェクト	68
① 大学評価の手法，評価指標の研究開発	70
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究	72
③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究	74
④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究	76
⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究	78
2）研究成果の公表等	81
（2）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	84
1）調査研究プロジェクト	85
① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究	87
ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究	88
イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究	91
② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習成果の評価に関する研究	94
ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究	95
イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究	97
2）研究成果の公表等	100
4 情報の収集，整理，提供	
（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）	103
（1）評価に関する情報の収集，整理，提供	105
1）大学情報データベースシステムによる情報の収集，整理，提供	106
① 大学情報データベースシステムの構築	107
② 機構が収集する情報の内容についての検討	108
③ 情報基盤の強化	109
2）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供	110
① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集、整理	112
② 国内外の評価機関の情報の収集、整理	113
③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集、整理	115
④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集、整理	116
（2）学習の機会に関する情報の収集，整理，提供	
1）多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供	118
① 科目等履修生制度に関する情報	119
② 認定専攻科に関する情報	120
③ ウェブサイトによる情報提供の充実	121

5 その他上記に関連する業務(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	122
① 国内の他の評価機関との連携・協力	124
② 諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築	125
③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築	127
(2) 広報活動の実施	129
① 機構の活動等の積極的発信	130
② ウェブサイトのアクセス	132
(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	133
① 評価に関するシンポジウム等の開催	134
② 各大学の評価担当者等に対するセミナーの実施	136
③ アンケート調査の実施	137

Ⅱ 業務運営及び財務内容

1 業務運営

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等	
(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	138
① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織	139
② 評議員会	141
③ 運営委員会	143
(2) 自己点検・評価の実施(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	145
(3) 業務運営の効率化(Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)	146
① 省エネルギー化の推進	147
② グループウェアの活用による用紙代の削減	148
③ 印刷製本及び配布に係る見直し	149
④ 効率的な調達	150

2 財務内容

(1) 財務内容の改善に関する事項(Ⅳ 財務内容の改善に関する事項(中期目標))	151
(2) 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画	
(Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画)	152
(3) 短期借入金(Ⅳ 短期借入金の限度額)	153
(4) 重要な財産の処分等に関する計画(Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画)	154
(5) 剰余金(Ⅶ 剰余金の使途)	155

3 人事に関する事項

(1) 人事に関する計画(Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項)	156
① 組織体制の整備及び職員の適正配置	158
② 研修等の実施状況	159
③ 教員採用の公募	160
(2) 人員に係る指標(Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項)	161

I 業務の質の向上

I－1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

1 実施状況

(1) 認証評価の体制整備

学校教育法第69条の3第2項に規定される評価（以下「認証評価」という。）の実施については、機構に外部有識者の参加を得て設置した「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議」（座長：井村裕夫科学技術振興機構顧問）による平成15年8月の提言「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕」（【資料1】参照）において、①平成16年度から実施される認証評価制度も機構の評価も、ともに大学の教育研究水準の向上に資することを目的とする点で一致していること、②第三者評価が緒についたばかりで必ずしも評価機関が十分熟成していないなどから、機構は、我が国の第三者評価において、先導的な役割を担っていくべきであること、などの理由により、評価機関としてこれまでに蓄積した評価のノウハウ等を生かし、国公立大学等を対象とした認証評価事業に積極的に対応していくことが必要な旨提言された。

機構では、認証評価機関となるべく準備を進め、平成16年度においては、大学・短期大学・高等専門学校の機関別認証評価、法科大学院の認証評価について、国公立大学等の関係者及び各方面の有識者からなる「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」、「高等専門学校機関別認証評価委員会」及び「法科大学院認証評価委員会」を平成16年4月に設置し、平成12年度から平成15年度まで実施してきた試行的評価の経験や大学等の関係団体等へ幅広く実施した意見照会（パブリックコメント）の結果等を踏まえつつ、評価基準、評価方法等を決定した。

(2) 認証評価機関としての申請と評価（法科大学院については予備評価）の受付

大学・短期大学については平成16年10月、法科大学院については平成16年11月に、それぞれ文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行い、文部科学省中央教育審議会による機構に対するヒアリングを含めた審議の結果、平成17年1月に各々について認証された。これを受け、直ちに平成17年度に実施する認証評価（法科大学院については予備評価）の申請受付を行った。

また、高等専門学校については、8校を対象として試行的評価を実施し、その経験を委員会の審議に反映させるなど準備を進め、平成17年3月に文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行った。

(3) 国立大学等の教育研究活動に関する評価

国立大学法人法において、国立大学法人等の中期目標期間における業務の実績に関して文部科学省国立大学法人評価委員会が行う評価は、機構に対して、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、その結果を尊重して行わなければならない旨が規定されている。

機構としては、同委員会から要請される教育研究評価の実施のための検討準備のため、国公私立大学等の関係者及び各方面の有識者からなる「国立大学教育研究評価委員会」を平成16年9月に設置し、教育研究評価の基本的方針、評価方法等について検討を行った。

2 評価と課題

認証評価については、予定していたとおり、各認証評価委員会を設置し、評価基準等を決定し、文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、認証評価機関として認証を受けるとともに、認証後直ちに、平成17年度に実施する認証評価（法科大学院については予備評価）の受付を行い、計画を達成した。

また、高等専門学校の評価についても、文部科学大臣への認証評価機関としての認証の申請を予定どおり行った。

国立大学法人等の教育研究評価については、「国立大学教育研究評価委員会」を設置し、評価方法の開発に予定どおり着手し、引き続き平成17年度に検討を進めることとしている。

I－1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

大学、短期大学及び高等専門学校等の教育研究等の総合的な状況についての評価を行うため、「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」及び「高等専門学校機関別認証評価委員会」を設置し、各々「機関別認証評価実施大綱」、「評価基準」、「自己評価実施要項」、「評価実施手引書」及び「訪問調査実施要項」を決定した。

なお、高等専門学校については、評価基準等の作成に資するため、8校に協力いただき試行的評価を実施した。

(2) 認証評価機関としての認証

大学及び短期大学については、平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に大学及び短期大学の評価を行う認証評価機関として、学校教育法第69条の4の規定により文部科学大臣から認証された。

また、高等専門学校は平成17年3月30日、文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行った。

(3) 評価の受付

大学及び短期大学については、平成17年度に実施する大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価のために、各大学及び短期大学に対し、「平成17年度に実施する大学機関別認証評価の申請手続について」及び「平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価の申請手続について」を送付し、大学4校及び短期大学2校の申請を受け付けた。

2 評価と課題

大学及び短期大学については、計画どおり平成16年度において、大学機関別認証評価委員会及び短期大学機関別認証評価委員会を設置し、評価基準等を決定し、文部科学大臣へ認証評価機関となるべく認証の申請を行い、認証評価機関として認証された。これを受け、認証後直ちに、平成17年度認証評価実施大学等の受付を行った。

また、高等専門学校については、高等専門学校機関別認証評価委員会を設置し、試行的評価の経験を審議に反映して高等専門学校評価基準を決定し、文部科学大臣へ認証評価機関としての申請を計画どおり行った。

平成17年度以降も引き続き評価を受ける機会を幅広く提供する観点から、機構の認証評価の一層の周知に努めつつ、大学等の教育研究活動の質の向上のため、適切に評価を実施する。

I－1－（１）大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1）大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

1 実施状況

（１）大学機関別認証評価委員会の設置と検討状況

大学評価基準、評価方法等の大学機関別認証評価に関する基本的事項、及び具体的な認証評価について審議するための組織として、国公立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会を平成16年4月に設置し、平成16年10月に「大学機関別認証評価実施大綱」（【資料2】参照）及び「大学評価基準（機関別認証評価）」（【資料3】参照）を決定した。

併せて、「自己評価実施要項」（【資料4】参照）、「評価実施手引書」（【資料5】参照）及び「訪問調査実施要項」（【資料6】参照）を平成16年10月に決定した。

（２）文部科学大臣からの大学の認証評価機関としての認証

平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に大学の評価を行う認証評価機関として、学校教育法第69条の4の規定により文部科学大臣から認証された。（【資料7】参照）

（３）評価の受付

平成17年度に実施する大学機関別認証評価のために、各大学に対し、「平成17年度に実施する大学機関別認証評価の申請手続について」（【資料8】参照）を平成17年1月17日に送付し、4校の申請を受け付けた。

2 評価と課題

大学機関別認証評価について平成16年度に予定していた事項、すなわち、評価基準及び評価方法等の決定を踏まえ、認証評価機関として文部科学大臣に申請し、認証を受けること、さらに平成17年度実施の認証評価を受け付けることについては全て計画どおり達成した。

平成17年度以降、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、認証された大学評価基準等により、適切に評価を実施する。

I－1－（１）－１） 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

① 評価体制の整備等

大学機関別認証評価委員会の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。

文部科学大臣から大学の認証評価機関としての認証を受ける。

ネットワークを利用した評価作業システムを構築する。

1 実施状況

（１）大学機関別認証評価委員会の設置と評価基準等の検討状況

① 大学機関別認証評価委員会の設置

我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的な発展に資するような評価を実施するため、機構では平成15年11月に大学評価準備委員会を設置し、大学機関別認証評価の基本的方針及び大学評価基準について検討を行い、その結果を「大学機関別認証評価実施大綱（案）」及び「大学評価基準（案）」として取りまとめ、大学団体等関係者にこれらに対する意見照会（パブリックコメント）を行った。

平成16年度は、準備委員会における検討経過を踏まえ、大学評価基準、評価方法等の大学機関別認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するための組織として、国公立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会を平成16年4月に設置した。（【資料89, 90】参照）

○ 大学機関別認証評価委員会委員名簿（平成16年5月1日現在）

相澤 益男	東京工業大学長	鈴木 昭憲	秋田県立大学長
有本 章	広島大学高等教育研究 開発センター長	舘 昭	桜美林大学教授
池端 雪浦	東京外国語大学長	丹保 憲仁	放送大学長
石 弘光	一橋大学長	外村 彰	(株)日立製作所フェロー
内永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム（株） 取締役専務執行役員	植崎 憲二	読売新聞東京本社社会部長
荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授	ハス ユーゲン・マルクス	南山大学長
川口 昭彦	大学評価・学位授与機構教授	前原 澄子	三重県立看護大学長
○小出 忠孝	愛知学院大学長	森 正夫	公立大学協会相談役
河野 伊一郎	岡山大学長	山内 一郎	学校法人関西学院理事長
後藤 祥子	日本女子大学長	◎吉川 弘之	産業技術総合研究所理事長
佐藤 美穂	前都立九段高等学校長	吉本 高志	東北大学総長

（◎＝委員長，○＝副委員長，下線は検討チームのメンバー）

② 評価基準及び評価方法等の決定

同委員会においては、大学評価基準及び適切な評価方法等を決定するため、平成16年10月までに3回の審議を行うとともに、委員会のもとに検討チームを置き、3回の打合せを開催した。（この他、委員会等の審議に先立ち、機構内において大学評価基準や評価方法等について議論を行うため、機構の教職員からなる検討グループも設置し、度重なる検討を実施した。）

なお、大学機関別認証評価に係るシンポジウムの実施、大学機関別認証評価に関する説明会の実施、随時各大学の要請に対応して各大学に出向いての講演、及び「認証評価に関するQ&A」（【資料9】参照）の機構のウェブサイトでの公開などにより、可能な限り情報提供を行い、機構の行う認証評価の周知徹底に努めた。

○ 大学機関別認証評価に関する説明会の実施（全国4会場） 平成16年12月

ファイルを機構に送信することができるほか、機構側からも評価対象大学等からの意見申立書の提出状況を確認することができるシステムである。

認証評価において、評価対象大学が多数に及んだ場合にも、このシステムの活用により評価作業を円滑に実施する。

② メーリングリスト

評価作業を実施する際に、複数の評価担当者間でセキュリティに配慮しつつ、電子メールを使って情報交換・連絡を行うシステムである。

このシステムの活用により、各評価担当者が相互に十分なコミュニケーションを確保しつつ、効率的に評価作業に当たることが可能となる。

2 評価と課題

大学機関別認証評価委員会については、国公立大学、私立大学、関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者のバランスを考慮した委員構成により、適切な評価体制を整備し、評価基準及び評価方法等を計画どおり決定し、平成16年度内において、計画どおり文部科学大臣から認証評価機関として認証された。

ネットワークを利用した評価作業システムについては、試行的評価の際のシステムが認証評価において活用できるものであることを確認し、その構築を行った。

平成17年度以降は、実際に認証評価を実施することとなるので、大学機関別認証評価委員会の適切な運営を含め、今後とも必要な評価体制の整備・確保に努める。

I－1－（１）－１） 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

② 評価の受付

平成17年度から、大学からの申請に基づいて評価を実施するため、各大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の受付

平成17年度に実施する大学機関別認証評価のために、文部科学大臣から認証評価機関としての認証を平成17年1月14日付けで受けた後、直ちに各大学に対し、平成17年1月17日付けで「平成17年度に実施する大学機関別認証評価の申請手続について」を送付した。

送付後、一部の大学から、平成17年度中に評価を受けたいが、検討のため申請期日を延長願いたいとの要請があり、評価を受ける機会を幅広く提供するという観点から、申請期日を当初予定していた平成17年2月10日から3月末まで延長する柔軟な取扱いを行った。

なお、受付に先立って、平成16年12月に説明会を全国4ヶ所で実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成16年5月に各国公私立大学に対し認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施しており、円滑な評価事業の実施のため、平成17年度以降も各大学の意向調査を引き続き実施することとしている。

平成17年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることに積極的な大学等に対し、説明会後に、より詳細な説明のための訪問説明や大学主催の学内講演会等へ積極的に参加し、その際、機構への申請について前向きな検討を依頼してきた。

（２）受付状況

平成17年度大学機関別認証評価は、機構として第1回目の認証評価となるが、次の4大学から認証評価の申請を受け付けた。

（国立）

長岡技術科学大学

豊橋技術科学大学

（公立）

公立はこだて未来大学

大分県立看護科学大学

2 評価と課題

計画どおり、平成16年度中に各大学からの平成17年度実施の認証評価の申請を受け付けた。

また、各大学の置かれた状況から、柔軟な対応を行ったことは適切であった。

平成17年度以降、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、評価の実施年度の前年度に申請を受け付け、認証評価の円滑な実施に努める。

I－1－（１）大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

２）短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

1 実施状況

（１）短期大学機関別認証評価委員会の設置と評価基準等の検討状況

短期大学評価基準、評価方法等の短期大学機関別認証評価に関する基本的事項、及び具体的な認証評価について審議するための組織として、国公立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会を平成16年4月に設置し、平成16年10月に「短期大学機関別認証評価実施大綱」（【資料11】参照）及び「短期大学評価基準（機関別認証評価）」（【資料12】参照）を決定した。

併せて、「自己評価実施要項」（【資料13】参照）、「評価実施手引書」（【資料14】参照）及び「訪問調査実施要項」（【資料15】参照）を平成16年10月に決定した。

（２）文部科学大臣からの短期大学の認証評価機関としての認証

平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に短期大学の評価を行う認証評価機関として、学校教育法第69条の4の規定により文部科学大臣から認証された。（【資料16】参照）

（３）評価の受付

平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価のために、各短期大学に対し、「平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価の申請手続について」（【資料17】参照）を平成17年1月17日に送付し、2校の申請を受け付けた。

2 評価と課題

短期大学機関別認証評価について平成16年度に予定していた事項、すなわち、評価基準及び評価方法等の決定を踏まえ、認証評価機関として文部科学大臣に申請し、認証を受けること、さらに平成17年度実施の認証評価を受け付けることについては全て計画どおり達成した。

平成17年度以降、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、認証された短期大学評価基準等により、適切に評価を実施する。

I-1-(1)-2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

(短期大学機関別認証評価)

① 評価体制の整備等

短期大学機関別認証評価委員会の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。

文部科学大臣から短期大学の認証評価機関としての認証を受ける。

1 実施状況

(1) 短期大学機関別認証評価委員会の設置と評価基準等の検討状況

① 短期大学機関別認証評価委員会の設置

我が国の短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的な発展に資するような評価を実施するため、機構では平成15年11月に短期大学評価準備委員会を設置し、短期大学機関別認証評価の基本的方針及び短期大学評価基準について検討を行い、その結果を「短期大学機関別認証評価実施大綱（案）」及び「短期大学評価基準（案）」として取りまとめ、短期大学団体等関係者にこれらに対する意見照会（パブリックコメント）を行った。

平成16年度は、準備委員会における検討経過を踏まえ、短期大学評価基準、評価方法等の短期大学機関別認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するための組織として、国公立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会を平成16年4月に設置した。（【資料91, 92】参照）

○ 短期大学機関別認証評価委員会委員名簿（平成16年5月18日現在）

大塚 雄作	大学評価・学位授与機構教授	館 昭	桜美林大学教授
大野 博之	国際学院埼玉短期大学副学長	◎鶴見 尚弘	山梨県立女子短期大学長
上條 宏之	長野県短期大学長	野口 照義	千葉県立衛生短期大学長
佐藤 弘毅	目白大学長・短期大学部学長	丸山 利輔	石川県農業短期大学長
澤井 昭男	山形県立米沢女子短期大学長	○森脇 道子	産能短期大学長
清水 一彦	筑波大学教授	山内 昭人	学校法人山内学園理事長
関根 秀和	大阪女学院大学長・短期大学長	吉田 文	メディア教育開発センター教授

(◎=委員長, ○=副委員長)

② 評価基準及び評価方法等の決定

同委員会においては、短期大学評価基準及び適切な評価方法等を決定するため、平成16年10月までに6回の審議を行った。（この他、委員会の審議に先立ち、機構内において短期大学評価基準や評価方法等について議論を行うため、機構の教職員からなる検討グループも設置し、度重なる検討を実施した。）

「短期大学機関別認証評価実施大綱」及び「短期大学評価基準」については、それまでの短期大学評価準備委員会における策定作業を引き継ぎ、短期大学機関別認証評価委員会

では平成12年度から平成15年度まで主として国立大学を対象として実施した試行的評価の経験や短期大学関係者等の意見を踏まえつつ、慎重に審議を重ねて決定した。

また、評価方法等に関し、試行的評価の際に用いた自己評価実施要項等のマニュアルを参考に、短期大学が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者が評価を行うために必要となる「評価実施手引書」、対象短期大学が訪問調査を受ける際に準備及び対応していただく事項等を記載した「訪問調査実施要項」を決定した。

なお、短期大学機関別認証評価に関する説明会を実施するとともに、「認証評価に関するQ & A」(【資料18】参照)の機構のウェブサイトでの公開などにより、可能な限り情報提供を行い、機構の行う認証評価の周知徹底に努めた。

○ 短期大学機関別認証評価委員会の開催状況

第1回 平成16年5月31日

- ・実施大綱(案)、評価基準(案)、自己評価実施要項の審議

第2回 " 6月18日

- ・実施大綱(案)、評価基準(案)、自己評価実施要項の審議

第3回 " 7月9日

- ・実施大綱、評価基準の決定、自己評価実施要項(イメージ)の審議

第4回 " 9月3日

- ・自己評価実施要項(案)の審議

第5回 " 10月1日

- ・自己評価実施要項(案)、評価実施手引書(案)等の審議

第6回 " 10月14日

- ・自己評価実施要項、評価実施手引書、訪問調査実施要項の決定

第7回 平成17年2月28日

- ・専門委員の選考方針について等の審議

○ 短期大学機関別認証評価に関する説明会の実施(全国4会場) 平成16年12月

(2) 文部科学大臣からの短期大学の認証評価機関としての認証

平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行った。文部科学省中央教育審議会大学分科会制度部会において機構に対するヒアリングが実施される等の審議の結果、平成17年1月14日に短期大学の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証された。

2 評価と課題

短期大学機関別認証評価委員会については、国公立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者のバランスを考慮した委員構成により、適切な評価体制を整備し、評価基準及び評価方法等を計画どおり決定し、平成16年度内において、計画どおり文部科学大臣から認証評価機関として認証された。

平成17年度以降は、実際に認証評価を実施することとなるので、短期大学機関別認証評価委員会の適切な運営を含め、今後とも必要な評価体制の整備・確保に努める。

I－1－（１）－２） 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

（短期大学機関別認証評価）

② 評価の受付

平成17年度から、短期大学からの申請に基づいて評価を実施するため、各短期大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の受付

平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価のために、文部科学大臣から認証評価機関としての認証を平成17年1月14日付けで受けた後、直ちに各短期大学に対し、平成17年1月17日付けで「平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価の申請手続について」を送付した。

送付後、一部の短期大学から、平成17年度中に評価を受けたいが、検討のため申請期日を延長願いたいとの要請があり、評価を受ける機会を幅広く提供するという観点から、申請期日を当初予定していた2月10日から3月末まで延長する柔軟な取扱いを行った。

なお、受付に先立って、平成16年12月に説明会を全国4ヶ所で開催し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各短期大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成16年5月に各国公私立短期大学に対し認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施しており、円滑な評価事業の実施のため、平成17年度以降も各短期大学の意向調査を引き続き実施することとしている。

平成17年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることに積極的な短期大学等に対し、説明会後に、より詳細な説明のための訪問説明や短期大学主催の学内講演会等へ積極的に参加し、その際、機構への申請について前向きな検討を依頼してきた。

（２）受付状況

平成17年度短期大学機関別認証評価は、機構として第1回目の認証評価となるが、次の2短期大学から認証評価の申請を受け付けた。

（公立）

新見公立短期大学

長野県短期大学

2 評価と課題

計画どおり、平成16年度中に各短期大学からの平成17年度実施の認証評価の申請を受け付けた。

また、各短期大学の置かれた状況から、柔軟な対応を行ったことは適切であった。

平成17年度以降、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、評価の実施年度の前年度に申請を受け付け、認証評価の円滑な実施に努める。

I－1－（１）高等専門学校の研究教育等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

3）高等専門学校の研究教育等の総合的状況に関する評価（高等専門学校機関別認証評価）

1 実施状況

（１）高等専門学校機関別認証評価委員会の設置とその検討状況

高等専門学校の機関別認証評価を実施するため、機構では平成15年12月に高等専門学校評価準備委員会を設置し、高等専門学校評価の基本的方針及び高等専門学校評価基準について検討を行った。また、高等専門学校については、機構において従来評価対象とした経験のない学校種であることから、個性や特色を踏まえた評価を実施するための評価基準の作成及び評価方法の開発等に資することを目的として試行的評価を行うこととし、その実施方法等について検討を行った。

平成16年度においては、準備委員会における検討経過を踏まえて、高等専門学校評価基準、評価方法等の高等専門学校機関別認証評価に関する基本的な事項及び具体的な認証評価について審議するための組織として、国公立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる「高等専門学校機関別認証評価委員会」を平成16年4月に設置し、国立5校、公立1校、私立2校の計8校の学校の協力を得て試行的評価を実施した。

評価結果は、「高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）評価報告」（【資料19】参照）として平成17年2月に公表した。

この試行的評価も踏まえ、「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」（【資料20】参照）及び「高等専門学校評価基準（機関別認証評価）」（【資料21】参照）を平成17年3月に決定した。

併せて、「自己評価実施要項」（【資料22】参照）、「評価実施手引書」（【資料23】参照）及び「訪問調査実施要項」（【資料24】参照）を決定した。

（２）文部科学大臣への高等専門学校の認証評価機関としての申請

平成17年3月30日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行った。（【資料25】参照）

2 評価と課題

高等専門学校の試行的評価を、予定された8校について、当初のスケジュールどおりに実施し、高等専門学校評価基準等の策定に当たり、有益な資料として活用することができた。

評価体制の整備については、平成16年度の予定どおり、高等専門学校機関別認証評価委員会を設置し、高等専門学校評価基準を決定し、文部科学大臣へ認証評価機関となるべく申請を行った。

平成17年度に予定どおり認証評価機関として認証された後は、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、適切に評価を実施していく。

I-1-(1)-3 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

(高等専門学校機関別認証評価)

① 試行的評価の実施

高等専門学校に対する評価方法の開発等に資するため、試行的評価を実施する。
(8校実施予定)

1 実施状況

(1) 試行的評価の実施体制の整備

高等専門学校の評価については、機構の検討会議による平成15年8月の提言「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕」(【資料26】参照)において、高等専門学校の評価に当たっては「機構におけるこれまでの大学評価のノウハウが必ずしも生かすことができない部分があると思われることから、本格的な評価に先立ち試行を実施することが必要」とされたことを受け、高等専門学校の個性や特色を踏まえた評価を実施するための評価基準の作成及び評価方法の開発等に資することを目的として、試行的評価を実施した。この評価は、国公立の高等専門学校の関係団体に協力を要請し、国立5校、公立1校、私立2校の計8校について実施した。

評価に当たっては、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、4つの評価部会を設置(1部会につき2校を担当)した。各評価部会は、認証評価委員会委員4人のほか、高等専門学校教員や大学教員、財務の専門家などによる専門委員4～5人を加え、合計8～9人で構成した。この際、評価対象校の学科構成等を考慮するとともに、各委員及び専門委員が自身と密接な関係にある対象校の評価には携わることのないよう配慮を行った。

この他、部会相互間の調整を図ること等を目的として、運営小委員会を設置した。

また、「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」、「高等専門学校評価基準(機関別認証評価)」、「自己評価実施要項」などのほか、「認証評価(試行的評価)に関するQ&A」(【資料27】参照)を作成するとともに、5月中旬から6月上旬にかけて試行的評価の対象校に訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等について説明を行い、円滑な評価作業が可能となるよう配慮を行った。

○ 試行的評価対象校

(国立) 宮城工業高等専門学校、仙台電波工業高等専門学校、富山商船高等専門学校、
徳山工業高等専門学校、久留米工業高等専門学校
(公立) 東京都立航空工業高等専門学校
(私立) 金沢工業高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校

(2) 試行的評価の実施

① 書面調査の実施

書面調査では、平成16年7月末に評価対象の各高等専門学校から提出された自己評価書と根拠となる資料・データをもとに、1対象校当たり8～9人の委員により、8月から1ヶ月程度、各委員ごとに分析を行った。また、訪問調査実施前の9月から10月にかけては、各委員ごとの分析結果を踏まえ評価部会としての分析を行うため、各評価部会を2回開催し、慎重に意見の集約を行った。

特に、評価部会開催前の各委員ごとの書面調査時においては、委員から事務局に寄せられた書面調査に当たっての疑問点等の問い合わせについて、委員全体で共有すべき点があった場合は、事務局から電子メールを用いて全委員に連絡を行い情報の共有を図るなどして、書面調査の円滑化を図った。

② 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして対象校の状況を調査するとともに、各対象校の教育の現場や施設設備の状況について視察することなどを目的として、平成16年10月中旬から11月中旬にかけて全校とも3日間の日程で実施した。

訪問調査では、基本として1校当たり、評価部会の委員8～9人に加え、機構の教員1～2人と事務職員若干名が随行した。

評価対象校に対しては、訪問調査開始の1ヶ月前までに訪問調査のスケジュール及び視察する授業・施設、面談対象者の準備依頼を、訪問調査開始の2週間前までに書面調査段階の分析状況、訪問調査時の確認事項を送付した上で訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時 刻	事 項
12:30～	対象校到着後、訪問調査ミーティング①
13:00～	学校関係者（責任者）との面談
16:00～	休憩
16:15～	一般教員及び支援スタッフ等との面談
17:35～	休憩
17:50～	卒業生との面談
19:20～	訪問調査ミーティング②
第2日目	
時 刻	事 項
9:00～	対象校到着後、訪問調査ミーティング③
9:30～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認
10:00～	教育指導及び学習の観察・学習環境の状況調査
12:00～	昼食・休憩
13:00～	現役学生との面談
14:20～	休憩
14:35～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認
	教育指導及び学習の観察
16:35～	訪問調査ミーティング④
第3日目	
時 刻	事 項
9:30～	対象校到着後、訪問調査ミーティング⑤
10:00～	学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
12:00	終了

③ 評価結果の確定，公表

上記の書面調査及び訪問調査を経て，評価部会，運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い，評価報告書（案）を決定し，意見の申立て手続きのため各対象校に送付した。その後，同認証評価委員会は，申立てに対する対応を審議した上で，平成17年2月17日に各対象校及びその設置者に対して評価報告書を送付した。

なお，試行的評価の評価対象校及び評価担当者への意見照会等を通じて明らかとなった課題等を取りまとめた「高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）評価報告」を作成し，機構のウェブサイトに掲載するとともに，全高等専門学校を含む関係機関に送付した。

2 評価と課題

試行的評価については，予定どおり実施し，その経験を評価基準の検討等に反映することができ，計画を達成した。

試行的評価の結果を，「高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）評価報告」として取りまとめ，評価対象校及びその設置者へ送付するとともに機構のウェブサイトで広く公表しており，高等専門学校関係者に対し，機構の評価（認証評価）に対する理解の促進にも寄与した。

② 評価体制の整備等

試行的評価の状況を踏まえ、高等専門学校機関別認証評価委員会の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。

平成17年度までに文部科学大臣から高等専門学校の認証評価機関としての認証を受けるべく準備を進める。

1 実施状況

（１）評価体制の整備

① 高等専門学校機関別認証評価委員会等の設置

我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するような評価を実施するため、機構では平成15年12月に国公立の高等専門学校関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる高等専門学校評価準備委員会を設置し、平成16年3月まで試行的評価の実施体制や実施方法について検討した。

平成16年度は、準備委員会における検討経過を踏まえ、高等専門学校評価基準、評価方法等の高等専門学校機関別認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するための組織として、高等専門学校機関別認証評価委員会を平成16年4月に設置した。また、同委員会の下に、委員会の会議の議案を整理すること等を目的として運営小委員会を設置するとともに、評価の対象となる高等専門学校ごとの状況を調査するために評価部会を設置した。（【資料93, 94】参照）

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会委員名簿（平成16年5月1日現在）

青木 恭介	大学評価・学位授与機構教授	松為 宏幸	豊橋技術科学大学
東 市郎	北海道薬科大学教授		理事（副学長）
神谷 武志	大学評価・学位授与機構教授	室津 義定	大阪府立工業高等専門学校長
神野 稔	近畿大学工業高等専門学校長	安田 國雄	奈良先端科学技術大学院
佐藤 修臣	鳥羽商船高等専門学校長		大学理事（副学長）
椿原 治	(社)日本工学教育協会	柳 謙一	久留米工業高等専門学校長
	専務理事	○四ツ柳 隆夫	宮城工業高等専門学校長
徳田 昌則	東北大学名誉教授	米山 宏	阿南工業高等専門学校長
◎中島 尚正	放送大学副学長	渡辺 英夫	仙台電波工業高等専門学校長
長島 重夫	(株)日立製作所総合教育センター 技術研修所長		

（◎＝委員長，○＝副委員長）

② 評価基準及び評価方法等の決定

同委員会においては、試行的評価の結果を踏まえ高等専門学校評価基準及び適切な評価

方法を決定するため、平成17年1月以降に運営小委員会（1回）、評価委員会（3回）を開催した。

「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」及び「高等専門学校評価基準」については、試行的評価を経験した高等専門学校の関係者や評価担当者に対しアンケート調査を実施し意見を聴取したほか、高等専門学校団体等関係者に意見照会（パブリックコメント）を行い、その意見を踏まえた上で決定した。

また、評価方法等についても、試行的評価の経験等を踏まえつつ、高等専門学校が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者が評価を行うために必要となる「評価実施手引書」、対象高等専門学校が訪問調査を受ける際に準備及び対応していただく事項等を整理した「訪問調査実施要項」を決定した。

なお、今後、より良い評価を実施していくために、試行的評価を実際に担当した各対象校の教職員から直接意見を聞くことを目的として平成17年3月29日に「高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）に関する懇談会」を実施し、自己評価担当者等に対する研修の内容や自己評価書作成時に困難だった点、訪問調査の感想、評価結果の内容等について、意見聴取及び意見交換を行った。

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会等の開催状況

①高等専門学校機関別認証評価委員会

第1回 平成16年5月13日

- ・試行的評価による実施大綱、評価基準、自己評価実施要項の決定
- ・評価実施手引書（試行的評価）（案）の検討

第2回 〃 6月24日

- ・評価実施手引書（試行的評価）の決定
- ・訪問調査実施要項（試行的評価）（案）の検討

第3回 〃 7月22日

- ・訪問調査実施要項（試行的評価）の決定

委員及び専門委員研修会 〃 7月22日、26日

- ・評価担当者に対する研修の実施

第4回 〃 12月20日

- ・評価報告書（原案）の審議・決定

第5回 平成17年1月31日

- ・意見の申立てへの対応の審議・決定
- ・評価報告書の決定
- ・実施大綱（案）及び評価基準（案）の検討

第6回 〃 2月18日

- ・実施大綱（案）及び評価基準（案）の審議
- ・自己評価実施要項（案）、評価実施手引書（案）及び訪問調査実施要項（案）の検討

第7回 〃 3月22日

- ・実施大綱及び評価基準の審議・決定
- ・自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項の審議・決定
- ・専門委員の選考方針について等の審議

②運営小委員会

第1回 平成16年8月26日

・評価方法等の検討

第2回 〃 8月30日

・評価方法等の検討

第3回 〃 9月30日

・書面調査段階の評価案について各評価部会間の調整

第4回 〃 12月2日

・評価報告書原案について各評価部会間の調整

第5回 平成17年1月17日

・実施大綱（案）及び評価基準（案）の検討

③評価部会

第1回 第1部会：平成16年9月9日，第2部会：平成16年9月7日

第3部会： 〃 9月10日，第4部会： 〃 9月10日

・書面調査段階の評価案の検討

第2回 第1部会：平成16年9月27日，第2部会：平成16年9月21日

第3部会： 〃 9月24日，第4部会： 〃 9月22日

・書面調査段階の評価案の検討

第3回 第1部会：平成16年11月22日，第2部会：平成16年11月26日

第3部会： 〃 11月16日，第4部会： 〃 11月22日

・評価報告書原案の検討

（2）文部科学大臣への高等専門学校認証評価機関としての申請

高等専門学校機関別認証評価実施大綱，高等専門学校評価基準等を決定し，平成17年3月30日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行った。また，申請内容については申請後速やかに機構のウェブサイトに掲載を行った。

2 評価と課題

高等専門学校機関別認証評価委員会の設置については，計画どおり国公私立高等専門学校の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者のバランスを考慮して委員を配置した。

また，高等専門学校機関別認証評価委員会では，試行的評価について行ったアンケート結果や高等専門学校団体等関係者に対する意見照会（パブリックコメント）で寄せられた意見等を踏まえつつ，十分に審議を重ね評価基準等を決定しており，試行的評価の結果を高等専門学校評価基準等に十分反映することができた。

なお，文部科学大臣からの認証後，円滑かつ速やかに平成17年度評価を実施するため，高等専門学校機関別認証評価委員会の適切な運営を含め，必要な評価体制の整備・確保に努める。

I－1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

1 実施状況

(1) 法科大学院認証評価委員会の設置と検討状況

法科大学院評価基準、評価方法等の法科大学院の認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するための組織として、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者からなる法科大学院認証評価委員会を平成16年4月に設置し、「法科大学院評価基準要綱」（【資料28】参照）を平成16年10月に決定した。

併せて、「自己評価実施要項」（【資料29】参照）、「評価実施手引書」（【資料30】参照）及び「訪問調査実施要項」（【資料31】参照）を平成16年10月に決定した。

(2) 文部科学大臣からの法科大学院の認証評価機関としての認証

平成16年11月11日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関として認証された。

（【資料32】参照）

(3) 予備評価の受付

平成17年度に実施する予備評価（法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況に関する評価）のために、各大学に対し、「平成17年度に実施する法科大学院認証評価（予備評価）の申請手続について」（【資料33】参照）を平成17年1月17日に送付し、4校の申請を受け付けた。

2 評価と課題

法科大学院認証評価について、平成16年度に予定していた事項、すなわち、評価基準及び評価方法等の決定を踏まえ、認証評価機関として文部科学大臣に申請し、認証を受けること、さらに、平成17年度実施の認証評価を受け付けることについては、全て計画どおり達成した。

平成17年度以降、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、認証された法科大学院評価基準等により、適切に評価を実施する。

I－1－（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

① 評価体制の整備等

法曹三者等をはじめとする有識者による法科大学院認証評価委員会の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。

文部科学大臣から法科大学院の認証評価機関としての認証を受ける。

1 実施状況

（１）法科大学院認証評価委員会の設置と評価基準等の検討状況

① 法科大学院認証評価委員会の設置

我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するような評価を実施するため、機構では平成15年2月に、法科大学院の認証評価に関する検討会議を設置し、法科大学院の認証評価の基本的方針、法科大学院評価基準及び評価方法等について検討を行い、その結果を「法科大学院評価基準要綱（案）」として取りまとめ、大学団体等関係者にこれに対する意見照会（パブリックコメント）を行った。

平成16年度は、この検討会議における検討経過を踏まえ、法科大学院評価基準、評価方法等の法科大学院の認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するための組織として、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者からなる法科大学院認証評価委員会を平成16年4月に設置した。（【資料95, 96】参照）

○ 法科大学院認証評価委員会委員名簿（平成16年5月1日現在）

青山 善充	明治大学教授	小島 武司	中央大学教授
荒川 正昭	大学入試センター理事長	◎佐々木 毅	東京大学総長
安西 祐一郎	慶應義塾長	佐藤 幸治	近畿大学法科大学院長
磯部 力	大学評価・学位授与機構 特任教授	白濱 清貴	法務省法務総合研究所 総務企画部副部長
磯村 保	神戸大学教授	舘 昭	桜美林大学教授
井田 良	慶應義塾大学教授	○田中 成明	京都大学理事（副学長）
稲葉 威雄	早稲田大学教授	ダニエル・フット	東京大学教授
井上 正仁	東京大学大学院法学政治学 研究科法曹養成専攻長	塚原 英治	東京南部法律事務所弁護士
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員	南雲 光男	日本サービス・流通労働組合 連合顧問
加藤 新太郎	司法研修所教官	濱田 道代	名古屋大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学法学部長	松尾 龍彦	司法評論家
木藤 繁夫	牛島総合法律事務所弁護士	諸石 光熙	住友化学工業株式会社 専務取締役
久保井 一匡	久保井総合法律事務所弁護士		

（◎＝委員長，○＝副委員長）

② 評価基準及び評価方法等の決定

平成16年4月に、前年度に取りまとめられた「法科大学院評価基準要綱（案）」について、意見照会（パブリックコメント）を行い、法科大学院関係者及び法曹関係者等に対して幅広く意見を求めた。

その後、法科大学院認証評価委員会において、法科大学院評価基準及び評価方法等を決定するため、平成16年10月までに4回の審議を行うとともに、委員会の会議の議案を整理するために運営連絡会議を4回開催した。（この他、委員会等の審議に先立ち、機構内において法科大学院評価基準や評価方法等について議論を行うため、機構の教職員により度重なる検討を実施した。）

「法科大学院評価基準要綱」については、それまでの法科大学院の認証評価に関する検討会議における策定作業を引き継ぎ、試行的評価の経験や大学関係者等の意見を踏まえつつ、慎重に審議を重ねて決定した。

また、評価方法等についても整理を行い、大学が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者が評価を行うために必要となる「評価実施手引書」、対象大学が訪問調査を受ける際に準備及び対応していただく事項等を整理した「訪問調査実施要項」を決定した。この際、法科大学院の評価については、機関別認証評価と異なり、機構が適格認定を行った法科大学院についてその質を継続的に保証していく観点から、年次報告書の提出を求めることなどについて工夫を行った。

なお、法科大学院認証評価に関する説明会を実施するとともに、随時各大学の要請に対応して各大学に出向いての説明、及び「法科大学院認証評価に関するQ&A」（【資料34】参照）の機構のウェブサイトでの公開などにより、可能な限り情報提供を行い、機構の行う認証評価の周知徹底に努めた。

○ 法科大学院認証評価委員会及び同運営連絡会議の開催状況

① 法科大学院認証評価委員会

準備会 平成16年5月24日

- ・法科大学院評価基準要綱（案）の審議

第1回 〃 6月10日

- ・法科大学院評価基準要綱（案）の審議

第2回 〃 9月1日

- ・法科大学院評価基準要綱（案）及び評価実施方法の審議

第3回 〃 10月29日

- ・法科大学院評価基準要綱及び自己評価実施要項等の審議・決定

第4回 平成17年3月17日

- ・評価部会の編成及び専門委員の選考方針について審議・決定

② 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

第1回 平成16年6月25日

- ・法科大学院評価基準要綱（案）及び評価実施方法の審議

第2回 〃 7月22日

- ・法科大学院評価基準要綱（案）及び評価実施方法の審議

第3回 〃 8月24日

- ・法科大学院評価基準要綱（案）及び評価実施方法の審議

第4回 〃 10月13日

- ・自己評価実施要項（案）及び評価実施手引書（案）等の審議

第5回 平成17年2月18日

- ・評価部会の編成及び専門委員の選考方針について審議

○ 法科大学院認証評価に関する説明会の実施 平成16年12月10日

（2）文部科学大臣からの法科大学院の認証評価機関としての認証

法科大学院評価基準要綱等を策定し、平成16年11月11日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会において機構に対するヒアリングが実施される等の審議の結果、平成17年1月14日に専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証された。

2 評価と課題

法科大学院認証評価委員会については、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験者のバランスを考慮した委員構成により、適切な評価体制を整備し、評価基準及び評価方法等を計画どおり決定し、平成17年1月に文部科学大臣から認証評価機関としての認証を受けた。

平成17年度以降は、実際に認証評価（平成17年度は予備評価）を実施することとなるので、法科大学院認証評価委員会の適切な運営を含め、今後とも必要な評価体制の整備・確保に努める。

I－1－（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

② 予備評価の受付

各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、平成17年度から、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施するため、各大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

（１）評価の受付

平成17年度に実施する予備評価のために、文部科学大臣から認証評価機関としての認証を平成17年1月14日付けで受けた後、直ちに各大学に対し、平成17年1月17日付けで「平成17年度に実施する法科大学院認証評価（予備評価）の申請手続について」を送付した。

送付後、一部の大学から、検討のため申請期日を延長願いたいとの要請があり、評価を受ける機会を幅広く提供するという観点から、申請期日を当初予定していた2月10日から3月末まで延長する柔軟な取扱いを行った。

なお、受付に先立って、平成16年12月に説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各法科大学院の認証評価に対する動向をつかむため、平成16年5月に各国公私立大学に対し認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施しており、円滑な評価事業の実施のため、平成17年度以降も各大学の意向調査を引き続き実施することとしている。

平成17年度実施の予備評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の予備評価を受けることに積極的な法科大学院等に対し、説明会後に、より詳細な説明のための訪問説明を行い、その際、機構への申請について前向きな検討を依頼してきた。

（２）受付状況

平成17年度法科大学院認証評価（予備評価）は、機構として第1回目のものとなるが、次の4大学から予備評価の申請を受け付けた。

一橋大学	法学研究科法務専攻
横浜国立大学	国際社会科学研究科法曹実務専攻
新潟大学	実務法学研究科実務法学専攻
熊本大学	法曹養成研究科法曹養成専攻

2 評価と課題

計画どおり、平成16年度中に、各大学からの平成17年度実施の認証評価（予備評価）の申請を受け付けた。また、各大学の置かれた状況から、柔軟な対応を行ったことは適切であった。

平成17年度以降、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、評価の実施年度の前年度に申請を受け付け、認証評価の円滑な実施に努める。

I－1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価（国立大学法人等の教育研究評価）

1 実施状況

(1) 国立大学教育研究評価委員会の設置

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価に関する審議を行うため、大学関係者及び関係各界の有識者からなる「国立大学教育研究評価委員会」を平成16年9月に設置した。

また、同委員会の下に、評価方法及び実施体制等について論点整理を行い、委員会における検討を効率的に進めるため、「ワーキンググループ」を設置した。

(2) 国立大学教育研究評価委員会における審議状況

国立大学教育研究評価委員会を4回、同ワーキンググループを5回開催し、平成12年度から平成15年度まで、主として国立大学を対象に実施した機構の試行的評価の経験等を踏まえつつ、評価の基本的方針、評価方法等の検討を行った。平成17年3月までの検討内容を、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」（【資料35】参照）として中間的に整理した。

2 評価と課題

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価に関しては、大学関係者や各界からの有識者からなる国立大学教育研究評価委員会及び同ワーキンググループを設置し、それぞれの専門の立場から有用な意見を得ながら、教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法等の検討を行うことができた。

平成17年度も引き続き、文部科学省国立大学法人評価委員会とも連携を取りながら、さらに具体的な評価の実施方法等について検討を進める。

I-1-(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

(国立大学法人等の教育研究評価)

① 評価方法の検討

国立大学教育研究評価委員会を設置し、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法の検討を行う。

1 実施状況

(1) 国立大学教育研究評価委員会の設置

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価に関する審議を行うため、大学関係者及び経済界、マスコミ等、広く関係各界の有識者で構成する「国立大学教育研究評価委員会」を平成16年9月に設置した。【資料97】参照

また、同委員会の下に、評価方法及び実施体制等について論点整理等を行い、委員会における検討を効率的に進めるため、ワーキンググループを設置した。【資料36】参照

○ 委員会及びワーキンググループの委員及び専門委員の構成

1) 国立大学教育研究評価委員会委員名簿（平成16年9月1日現在）

内田 博文	九州大学教授	白幡 洋三郎	国際日本文化研究センター教授
岡田 修三	東京海上日動火災保険(株) 特別任命参与	鈴木 昭憲	秋田県立大学長
岡田 益男	東北大学教授	鈴木 清江	(株)三越銀座店副店長
小野田 武	日本大学教授	瀬戸 純一	毎日新聞社論説委員
加藤 祐三	公立大学協会相談役	舘 昭	桜美林大学教授
○北原 保雄	日本学生支援機構理事長	◎丹保 憲仁	放送大学長
木村 靖二	大学評価・学位授与機構教授	中川 幸也	石川島播磨重工業(株) 常務執行役員
興膳 宏	京都国立博物館長	中村 健蔵	素粒子原子核研究所教授
齋藤 八重子	東京都立九段高等学校長	二宮 皓	広島大学教授
島田 燐子	学校法人文京学院理事長・ 文京学院大学学長	ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
清水 雅彦	慶應義塾大学常任理事	本庶 佑	京都大学大学院医学研究科長
示村 悦二郎	前北陸先端科学技術 大学院大学長	前原 澄子	三重県立看護大学長
		森 敏	大学評価・学位授与機構教授

(◎＝委員長，○＝副委員長)

2) ワーキンググループ委員会委員名簿（平成16年9月24日現在）

〔委 員〕		〔専門委員〕	
岡田 修三	東京海上火災保険㈱ 特別任命参与	関 啓子	一橋大学教授
岡田 益男	東北大学教授	脊山 洋右	お茶の水女子大学教授
◎北原 保雄	日本学生支援機構理事長		
木村 靖二	大学評価・学位授与機構教授		
舘 昭	桜美林大学教授		
中村 健蔵	素粒子原子核研究所教授		
○二宮 皓	広島大学教授		
森 敏	大学評価・学位授与機構教授		

（◎は主査，○は主査代理）

（2）国立大学教育研究評価委員会等における審議状況

平成16年度中に国立大学教育研究評価委員会を4回、同ワーキンググループを5回開催し、評価の基本的方針、評価方法等について論点を整理しつつ、検討を行った。

委員会では教育研究に係る評価の基本方針として、①中期目標の達成状況の評価、②教育研究の特性を踏まえ、その質の向上と個性の伸長に資する評価、③透明性・公平性を確保し、説明責任を果たす評価の3つ、評価の方法については①自己点検・評価に基づく評価、②評価単位、③評価対象、④評価の項目、⑤評価の表し方、⑥評価の時期、⑦意見の申立て、⑧確定した評価結果の提供・公表の8つ、評価の実施体制については、①評価組織、②評価者の2つに分けて検討を行った。

これらの検討内容は、国立大学法人等全体の評価を担当する文部科学省国立大学法人評価委員会における審議に供することができるように、3月までの審議状況を「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」として中間的に整理した。

なお、文部科学省国立大学法人評価委員会に対しては、平成16年10月22日に、それまでの論点整理の状況を機構長から説明した。

○ 委員会及びワーキンググループの開催状況

第1回 平成16年9月3日

- ・国立大学等の教育研究評価に係る検討事項について

第2回 〃 11月16日

- ・国立大学法人等の中期目標に係る教育研究評価に関する論点について

第3回 平成17年2月17日

- ・国立大学法人等の中期目標に係る教育研究評価について

第4回 〃 3月24日

- ・国立大学法人等の中期目標に係る教育研究評価について

※ワーキンググループの開催：平成16年9月24日、11月4日、12月14日、

平成17年1月25日、3月3日

2 評価と課題

国立大学教育研究評価委員会を予定どおり設置し、検討を進めた。設置に当たっては、大学関係者及び経済界、マスコミ等、広く関係各界の有識者から構成した。また、委員会及びワーキンググループでは、それぞれの専門の立場から有用な意見を得ながら検討を行い、審議事項を整理した。

平成17年度は、平成17年3月に整理した「これまでの審議状況」における引き続き検討を要する事項、具体的な検討を要する事項について、文部科学省国立大学法人評価委員会と連携を取りつつ、検討を進める。

I 業務の質の向上

I - 2 学位授与

1 実施状況

(1) 機構の実施する学位授与

機構が実施する学位授与は、高等教育段階の様々な学習成果を評価し、大学の卒業者、大学院の修了者でなくても、それと同等の水準の学力があると認められる者に対して学位を授与する途を開くものである。

機構が授与する学位には、①短期大学や高等専門学校卒業及び文部科学省の定めた一定の要件を満たす専門学校の修了等を基礎資格として、その後大学等の高等教育機関で学修を積み重ねて一定の単位を修得した者に授与する学位（学士）と、②機構が大学の学部、大学院の修士課程及び博士課程に相当する教育を行っているとして認定した省庁大学校の修了者に授与する学位（学士・修士・博士）の2種類があり、いずれも厳正な審査を行った上で学位を授与している。

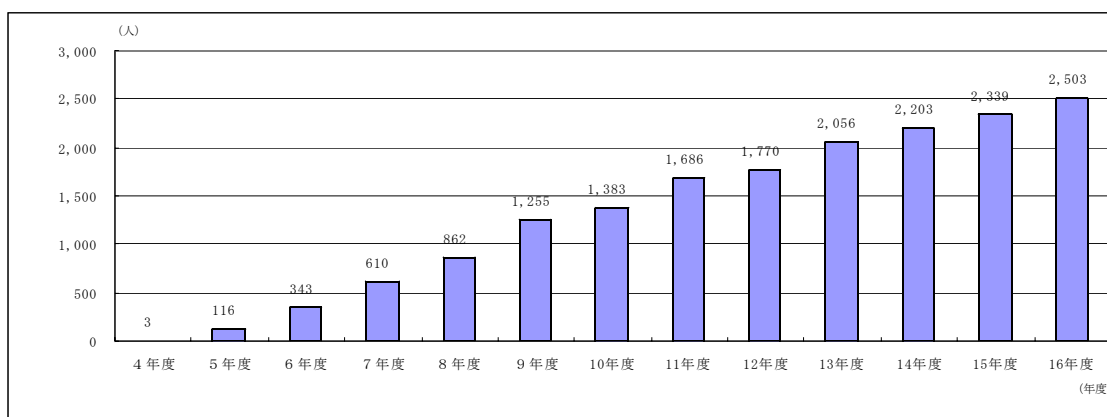
これらの学位審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者で構成される学位審査会を設置して審査に当たっている。

(2) 学位授与事業の実施状況

① 短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等への学位授与（学士）

短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等については、平成4年度に初めて学位を授与してから年々増加してきている。平成16年度は、2,503人に学士の学位を授与した。これにより、学士の学位を授与した者の合計は17,129人となった。

○ 短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等の学位取得者数



また、学位授与事業においては、短期大学・高等専門学校等を卒業して基礎資格を取得した後に、単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短

期大学又は高等専門学校の特攻科の単位を用いることができる。平成16年度は、短期大学7専攻（6校）、高等専門学校13専攻（8校）の計20専攻（14校）を新たに認定した。これにより、平成16年度まで（平成17年4月1日現在）の認定専攻科の合計は、短期大学146専攻（97校）、高等専門学校137専攻（59校）の計283専攻（156校）となった。

② 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与（学士・修士・博士）

機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者については、平成16年度は、学士は926人、修士は117人、博士は24人の計1,067人に学位を授与した。これにより、平成3年度に初めて学位を授与して以来の合計は、学士は12,489人、修士は1,318人、博士は232人となった。

○ 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位取得者数



また、平成16年度は、国立看護大学校研究課程部看護学研究科の修士課程に相当する教育を行う課程の認定を行った。これにより、平成16年度まで（平成17年4月1日現在）の大学の学部に対応する教育を行う課程の認定数の合計は7課程（7大学校）、大学院の修士に相当する教育を行う課程の認定数の合計は5課程（4大学校）、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程の認定数の合計は2課程（2大学校）となった。

2 評価と課題

学位授与申請者の審査・学位授与、短期大学・高等専門学校等の専攻科の認定、教育施設（各省庁大学校）の課程認定及び認定課程修了者の審査・学位授与などの業務については、学位審査会及び分野別の専門家で構成される専門委員会において厳正な審査を行った。

生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展に伴い、学位授与事業の重要性は増大し、申請者数はなお増加すると考えられ、このため今後とも、学位授与事業の一層円滑な遂行に努める。

I-2 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

1 実施状況

(1) 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

毎年度、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行い、審査、判定を経た後、学位を授与している。平成16年度においても、次のとおり実施した。【資料37～39】参照

① 申請受付

申請受付期間は、4月期、10月期とも7日間で、申請書類到着後、4月期申請で約2週間、10月期申請で約3週間という短期間で、多岐にわたる項目について内容の検査を行った。

② 審査

学位審査会の下に、申請のあった専攻区分ごとに専門委員会を設置し、各申請者の修得単位が、機構が定める基準を満たしているかの審査を行った。

また、提出された学修成果（レポート・作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するため、4月期申請は6月に、10月期申請は12月に小論文試験及び面接試験を、今年度新たに加えた北海道を含む全国4か所で実施した。

③ 判定及び学位の授与

学位審査会に置かれる分野別の専門家で構成される各専門委員会による審査の判定案を取りまとめ、4月期申請は8月開催の第2回学位審査会で、10月期申請は2月開催の第4回学位審査会で可否を判定し、合格と判定された2,503人に対して、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

(2) 審査組織の整備状況

平成16年度も前年度同様に、学位審査会の下に、申請者に係る修得単位の審査及び学修成果・試験の審査並びに専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家308人（専門委員278人・臨時専門委員30人）で構成される専門委員会を設置した。なお、特に時代に即応したよりの確な審査を行うため、工学・芸術工学専門委員会に、平成16年度新たに社会システム工学部会を設置した。

(3) 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査の実施状況

機構の実施する学位授与事業においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができる制度となっており、認定の申出のあった専攻科に対して、大学設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、平成16年度は、短期大学7専攻（6校）、高等専門学校13専攻（8校）の計20専攻（14校）を認定した。

(4) 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査の実施状況

認定した専攻科に対しては、5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっており、平成16年度は、平成6年度及び平成11年度に専攻科の認定を行った33専攻(20校)に対して、認定同様に大学設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき教育の実施状況等の審査を行い、33専攻(20校)を「適」と判定し設置者に通知した。

2 評価と課題

引き続き平成16年度も申請者数は増加したが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行し、申請後6月以内に学位を適切に授与した。

また、専攻に係る学士の水準を保持するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、丁寧で適切な審査を行った。

今後も、増加が見込まれる申請者に対し、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切な実施に努める。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度２回（４月期と１０月期に）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後６月以内に学位を授与する。

1 実施状況

毎年度、４月期と１０月期の２回、学位授与申請の受付を行い、審査、判定を経た後、申請後６月以内に学位を授与している。平成１６年度においても、次のとおり実施した。（【資料３７～４０】参照）

（１）申請の受付

① 申請受付期間

申請書類の重要性にかんがみ、申請者には書留で郵送することを求めている。申請書類到着後、すぐに郵便局の配達証の書留番号と申請書類の書留番号との照合を行った。

受付期間は、次のとおり、４月期申請及び１０月期申請とも７日間としており、全国一律に公平性を確保するため、受付期間最終日までの消印を有効としている。

- ・４月期申請：平成１６年４月１日（木）～４月７日（水）（消印有効）

- ・１０月期申請：平成１６年１０月１日（金）～１０月７日（木）（消印有効）

また、申請者の便宜のため、従来は郵便為替で払い込んでいただいていた学位審査手数料を、平成１６年度から、郵便局又は銀行等の金融機関で払い込めるように変更した。

② 申請書類到着通知

申請書類を開封した日に、申請者に「到着お知らせはがき」を発送し、申請書類が無事に到着したかどうかという申請者の不安を払拭している。

③ 申請書類の内容の検査

申請書類開封後、直ちに内容の検査を行う。検査項目は非常に多岐にわたるため、「基礎資格確認」、「基本基準・専攻基準確認」、「学習成果確認」、「修得単位照合」、「不備処理」、「再確認」の６段階に分け、各段階で正確性に重点をおいた検査を行っている。（【資料３８】参照）

④ 不備書類の処理・申請書類の受理

申請書類に不備又は不明な点のあった申請者には、電話等で連絡を取り、内容の確認又は不足書類の追加請求を行っている。平成１６年度は、申請受付期間の終了から、一連の検査を経て、４月期申請は１５３件、１０月期申請は２８５件の不備又は不明な点を解消し、予定どおりに４月期申請は４月１６日（金）、１０月期申請は１０月２２日（金）に、次表のとおり申請書類の受理数を確定した。

これらの作業と並行し、試験場の設定、試験問題の作成、審査・判定資料の作成等に係る基礎データを作成するため、申請者1人につき53項目にわたる申請者データの入力作業を業務委託により行った。

○ 申請書類の到着数・受理数（件）

	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
		4月期	10月期		4月期	10月期		4月期	10月期
到着数	2,478	483	1,995	2,590	449	2,141	2,758	458	2,300
受理数	2,457	470	1,987	2,567	438	2,129	2,732	443	2,289

（２）審査

① 修得単位の審査

申請のあった専攻区分ごとに、次表のとおり専門委員会を開催し、各申請者の修得単位の審査を行った。この修得単位の審査は、各申請者が単位を修得した個別の履修科目について、各大学のシラバス等を基に、それぞれ「専門科目」、「関連科目」、「専攻外科目」のいずれかに分類し、機構が定める修得単位の基準を満たしているかを判定する。

また、これらの判定を行った科目については、再度審査する手間を省き、また、審査にぶれがないようデータベース化しており、平成16年度は約1,200件入力し、年度末で1万7千件余りが検索できるよう管理されている。

○ 専門委員会・部会開催数（回）

申請時期	開催月	開催期間	開催数（回）
4月期	5月	平成16年5月18日（火）～5月28日（金）	9
	7月	平成16年7月5日（月）～7月23日（金）	29
10月期	11月	平成16年11月10日（水）～11月30日（火）	24
	1月	平成17年1月13日（木）～1月31日（月）	29

② 学修成果・試験の審査

提出された学修成果（レポート・作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即した小論文試験及び面接試験を、次のとおり全国4か所〔北海道地区（新設）・東京地区・大阪地区・福岡地区〕で実施した。

- ・4月期申請：小論文試験・面接試験 平成16年6月13日（日）
- ・10月期申請：面接試験 平成16年12月12日（日）
- 小論文試験 平成16年12月19日（日）

（３）判定及び学位の授与

学位審査会に置かれる分野別の専門家で構成される各専門委員会による審査の判定案を取りまとめ、4月期申請は8月開催の第2回学位審査会で、10月期申請は2月開催の第4回学位審査会で可否を判定し、合格と判定された2,503人に対して、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。（【資料40】参照）

2 評価と課題

引き続き平成16年度も申請者数は増加したが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行し、申請後6月以内に学位を適切に授与した。

また、専攻に係る学士の水準を保持するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が作成した試験問題等により試験を実施し判定を行うなど、丁寧で適切な審査を行っている。

今後も、増加が見込まれる申請者に対し、学位授与事業の適切な実施に努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

② 専攻区分の見直し及び改正

我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、本機構が定める学位取得に必要な単位の基準のうち、専攻基準について、55の専攻区分中11の専攻区分を見直し、改正する。

1 実施状況

(1) 専攻基準の改正

申請者の専攻に係る修得単位の審査は、専攻区分別の審査基準に則して行われており、平成4年度に「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」で審査基準が定められて以来、適宜、専攻区分の追加及び見直しを図ってきた。（【資料41】参照）

平成16年度は、55の専攻区分中、次表のとおり。これは、機構による学位授与制度が発足して10年以上が経過する中で、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するために、平成14年度の学位審査会で改正の必要があると決定された19専攻区分中の11専攻区分である。

なお、改正の必要性が指摘されている19専攻区分中の残りの8専攻区分については、平成17年度において改正する予定である。

○ 平成16年度から基準を改正した専攻区分

専攻分野	専攻区分	専攻分野	専攻区分	専攻分野	専攻区分
文 学	英語・英米文学	経営学	経営学	栄養学	栄養学
文 学	宗教学	理 学	数学・情報系	工 学	電気電子工学
文 学	神学	理 学	生物学系	工 学	応用化学
商 学	商学	鍼灸学	鍼灸学		

(2) 専攻基準の改正に対する周知

申請予定者は、専攻基準に基づき学修を重ねるため、平成16年度及び平成17年度からの専攻基準の改正については、申請者が不利益を被ることがないように、既に平成15年4月に、関連する高等教育機関に文書で通知しているが、平成16年度においても、機構のウェブサイトに掲載し周知を図った。

2 評価と課題

平成16年度から、11専攻区分の専攻基準について改正を行ったが、平成15年4月という早い段階に関連する高等教育機関に文書で通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載して周知を図ったため、申請受付に当たっては、特に混乱はなく、適切に対応できた。

なお、平成17年度は、残りの8専攻区分の専攻基準の見直しを行うとともに1専攻区分の追加を予定しているため、なお一層の周知を図る。

今後とも、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に適切に対応するため、必要に応じて専攻基準を改正する。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

(1) 学位審査会

平成16年度も前年度同様に、申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。【資料98】参照)

- ① 第1回学位審査会（平成16年5月14日開催）では、主に、「4月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の審査の付託」について審議し、審議の結果、申請者個々の専攻に係る専門委員会に審査が付託された。
- ② 第2回学位審査会（平成16年8月24日開催）では、第1回で付託された事項について審議するとともに、「認定専攻科及び認定課程に係る教育の実施状況等の審査の付託」について審議し、審議の結果、それぞれの専門に係る専門委員会に審査が付託された。
- ③ 第3回学位審査会（平成16年11月9日開催）では、「10月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託」について審議し、審議の結果、申請者個々の専攻に係る専門委員会に審査が付託されるとともに、「短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る認定の審査の付託」及び「省庁大学校の教育課程に係る認定の審査の付託」について審議し、審議の結果、それぞれの専門に係る専門委員会に審査が付託された。
- ④ 第4回学位審査会（平成17年2月10日開催）では、第2回及び第3回で付託された事項について審議するとともに、「認定課程修了予定者に係る学士の学位授与の審査」及び「平成17年度審査スケジュール」について審議した。

○ 学位審査会審査委員名簿（平成16年5月1日現在）

阿曾 洋子	大阪大学教授	田中 正人	大学評価・学位授与機構教授
◎岩村 秀	放送大学教授	富山 太佳夫	青山学院大学教授
瓜生 敏之	帝京科学大学教授	中桐 滋	横浜国立大学教授
神谷 武志	大学評価・学位授与機構 学位審査研究部長	中司 利一	帝京大学教授
川島 一彦	東京工業大学教授	中原 一彦	大学評価・学位授与機構教授
北住 炯一	名古屋大学教授	西村 清和	東京大学教授
古城 佳子	東京大学教授	畑江 敬子	お茶の水女子大学 教授
白井 良明	大阪大学教授	六車 正章	大学評価・学位授与機構教授
瀧田 佳子	東京大学教授	○八木 克道	大学評価・学位授与機構教授
館 昭	桜美林大学教授	渡辺 馨	日本大学教授

(◎＝委員長，○＝副委員長)

(2) 専門委員会

学位審査会に、申請者に係る修得単位及び学修成果・試験の審査並びに専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家308人（専門委員278人・臨時専門委員30人）で構成する専門委員会を設置し、5月に9回、7月に29回、11月に24回、1月に29回の計91回開催して審査を行った。（【資料42】参照）

時代に即応したより的確な審査を行うため、工学・芸術工学専門委員会に、平成16年度新たに社会システム工学部会を設置した。（下記（4）参照）

なお、専門委員は、任期1年で、毎年度、申請者数及び専門委員の分野間のバランス並びに認定を行う専攻科の教員組織の構成を勘案し選考している。

(3) 委員会開催数

専門委員会は、原則として、学修成果・試験の審査も併せて申請時期ごとに2回開催している。専攻区分ごとの申請者数等によっては、適正な審査が担保されることを前提に1回のみ開催し、業務の効率化を図っている。平成16年度は、次表のような開催パターンで、専門委員会を開催し審査を行った。

○ 通常の開催パターン

審査内容	1回目	2回目	3回目	4回目
申請者に係る 審査	4月期修得単位の 審査	4月期学修成果・試験 の審査及び総合判定	10月期修得単位の 審査	10月期学修成果・試験 の審査及び総合判定
専攻科の認定 等	—	—	教員組織等の審査	教員組織等の補正審査

(4) 社会システム工学部会の設置

近年、高等教育における学際化の進行の影響もあって、機構への学位授与申請者の学修の内容も複合領域に係るものが見られるようになってきており、特に、社会科学と工学の学際的な領域に係る申請が増加傾向にある。平成16年度は産業システム工学専攻、経営情報工学専攻といった複合領域を教育する専攻科からの認定申出があり、これに対応するため、工学・芸術工学専門委員会に新たに社会システム工学部会を設置した。（【資料43】参照）

2 評価と課題

平成16年度は、前年度同様、申請者に係る修得単位の審査及び学修成果・試験の審査並びに専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会を設置した。

申請者数は年々増加傾向にあり、平成16年度は2,700人超であったが、この学位授与業務を問題なく処理した。専攻科の認定等に関して約1,000人の教員審査を行った。これらの審査を行うに当たって、適宜、専門委員を追加したり、また、申請者数並びに申請者及び専攻科の認定等に係る専門分野に応じて臨時専門委員を新たに委嘱し、委員1人当たりの業務量を平準化するなど、適切な審査を行うための体制を整備した。

工学・芸術工学専門委員会には、新たに社会システム工学部会を設置し、学際的な領域に係る審査が可能となる体制を整備した。

今後も、学位授与事業の適切な実施のため、必要に応じ組織・運営の見直し・改善を図る。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

④ 不合格者に対する不合格理由の伝達方法の検討

学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する方法の改善策を検討する。

1 実施状況

（１）現状

学修成果（レポート）・試験の結果が「不可」である場合には、次の４種類の不可判定理由から一つを選んで申請者に通知している。

- イ 学修成果のテーマの設定が適切でない。
- ロ 学修成果の内容が水準に達していない。
- ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない。
- ニ 試験を受けていない。

このうち、不可判定理由が「イ」又は「ロ」の場合、再申請する際には、学修成果の書き直しが必要となるが、不合格者にとってどの点を直すべきかが明確でなかった。

（２）検討状況

詳細な不可判定理由の通知に関して、専攻区分別の専門委員会において検討した結果、学位授与と申請者のための手引書である「新しい学士への途」の申請に当たっての留意事項に記載している①学修成果のテーマ、②学修成果の内容、③学修成果の書き方に係る項目の中から選択するという試行を行ったところ、これらの項目が、不可になる理由として適切であるとの考えに至った。（【資料44】参照）

2 評価と課題

詳細な不可判定理由を申請者に通知することにより、不合格者が不可となった理由をより明確に認識できるため、再申請の際、学修成果を書き直すに当たっての指標となる。また、専門委員にとっても、判定を行う際の判断基準がより明確になるとともに、異なる専攻分野で授与される学士の水準判定の際の判断基準の等質化に寄与するものである。

この改善策の導入について十分な検討を行うとともに、試行により妥当性を検証したことにより、予定どおり平成17年度から実施することができる。

申請者に対する具体的な通知方法等を検討し、学位審査会に諮った上で、平成17年度から導入するとともに、今後も、必要に応じて不可判定理由の内容を改善し、申請者等からの要望に可能な限り応えられるよう努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善

本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。

1 実施状況

(1) 基本的な考え方・改善状況

学位授与申請を受け付ける上で、機構が行う学位授与制度の十分な周知・理解が不可欠であるとともに、具体的な申請方法等が分かりやすいものであることが重要である。このため、「新しい学士への途」(【資料38】参照)及び「学位授与申請書類」(【資料39】参照)において、機構の学位授与の仕組みや基礎資格、修得すべき単位数といった申請要件について詳しく紹介するとともに、申請受付期間、学修成果等の必要書類、試験といった具体的な事項についても具体例を示しながら解説している。これらの申請関係書類は、申請者の利便性にかんがみ、また、広く一般に理解されるよう、毎年度印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにしている。

これらの申請関係書類は、申請者等からの質問・要望も参考に、より理解しやすいように毎年度改善を行っており、平成16年度は、次の改善を行った。

- ① 学修成果の提出に関して、より分かりやすいように表記方法を修正した。
- ② 学修成果を作品で提出する場合の提出形態の例示の種類を追加した。
- ③ よくある質問や申請書の不備又は不明な点に基づき、FAQ(Q&A)の項目を追加した。

(2) 配付先・配付部数等

- ① 「新しい学士への途」10,900部及び「学位授与申請書類」6,300部を作成し、平成17年2月中旬から個人請求者、短期大学・高等専門学校等に配付した。
- ② これらの申請関係書類は、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。

2 評価と課題

平成16年度は、申請者等が、より理解しやすいように、表記方法の修正やFAQの充実等の申請関係書類の改善を行った。

その結果、申請者等に対して電話で説明する際に理解されやすくなったり、また、申請受付時における申請書等の形式的な不備が減少した。このことは、申請関係書類が、より理解されるように改善されたことを示すとともに、審査の正確性にも寄与した。

今後も、申請者等の意見も参考に、より一層の改善に努める。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

⑥ 電子申請システムのプロトタイプの構築

申請者がインターネットを利用して申請できる電子申請システムのプロトタイプを構築する。

1 実施状況

（１）進捗状況

現在、学位授与申請は、郵送のみで受け付けているが、インターネットを利用した本格的な電子申請を平成20年度から導入するための準備を着実に進めており、平成16年度には、当初の計画どおり、電子申請システムのプロトタイプ（図1参照）を構築した。これは、インターネットを利用した電子申請の窓口となるウェブブラウザを利用した入力部分に相当するものである。

このシステムは、現在機構において構築が進んでいる学位授与業務支援システムの一部（次表の①）に位置付けられるものであり、他の三つのシステム（表の②～④）との連携を前提に構築を進めている。

○ 学位授与業務支援システム

システム名		専攻分野
①	電子申請システム（ウェブ入力部分）	申請者がウェブを利用して申請することを可能とするシステム
②	電子申請システム（データベース部分）	申請内容を電子情報として蓄積するシステム
③	科目審査支援システム	申告された修得単位と単位の要件の対応を電子情報として蓄積し、審査時の利用に供するシステム
④	試験問題作成支援システム	専門委員による試験問題の担当割付、作成及び機構への送付をウェブ上で可能とするシステム

(図1 電子申請システムのプロトタイプ：トップページの画面イメージ)



(2) 効果

現在の郵送による申請受付では、申請書類に記載されている申請者個人のデータや申請者が大学等で修得した単位等の各種の膨大な申請データを、職員が入力しているが、この電子申請システムが実用化されれば、申請データを申請者自身がウェブを通じて入力することとなるため（図2参照）、機構にとっては、データを入力するための労力が軽減できるとともに、このことに伴う経費が削減できる。

また、申請者にとっても、学位授与申請に当たり、ウェブ画面上での各種入力支援機能（プルダウンメニューや単位数の自動計算等）を用いることで、従来の郵送による申請に比べ労力が軽減されるとともに、誤りが減少するものとする。

(図2 申請者の個人データ等の入力画面)

The screenshot shows a web browser window titled "学位授与申請 - Microsoft Internet Explorer". The address bar shows "http://www.mext.go.jp/". The page content is divided into two main sections: "学位授与申請" (Degree Grant Application) and "単位取得状況報告" (Unit Acquisition Status Report).

学位授与申請 (Degree Grant Application)

申請区分	第一申請区分
見込・再申請	見込申請
受験希望地区	東京(小論文)
専攻分野	工学
専攻区分	電気電子工学

氏名(漢字)	鈴木 紀子	氏名(フリガナ)	スズキ ヒロコ
性別	女性	生年月日	昭和 55 年 7 月 17 日
本籍	大分県	外国籍の姓(国名)	
郵便番号	872-0001	郵便局名	大分県
市区町村	〇〇市〇〇区〇〇-〇〇	番地・号・マンション名等	〇〇アパート〇〇号室
電話番号	自宅 : - - (内線)) 添 携帯 : - - (内線)) 屋 勤務 : - - (内線)) 室		
Eメールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@nifty	ファクス番号	03 - 0000 - 0000

単位取得状況報告 (Unit Acquisition Status Report)

【総括表】

第1表

専攻分野	工学	専攻区分	電気電子工学	通算卒業期間	4 年 2 月
------	----	------	--------	--------	---------

卒業成績のテーマ名

キーワード科目名	1.	2.	3.
----------	----	----	----

単位取得状況表

学	取得資格	入学の時期	卒業の時期
〇〇〇〇〇〇大学〇〇学部	入学の時期	11 年 4 月 入学	年 月 終了
〇〇〇〇〇〇大学〇〇学部	入学の時期	12 年 4 月 入学	13 年 3 月 終了見込
〇〇〇〇〇〇大学〇〇学部	入学の時期	13 年 4 月 入学	14 年 3 月 在学中
〇〇〇〇〇〇大学〇〇学部	入学の時期	14 年 4 月 入学	15 年 3 月 通算
		年 月 入学	年 月
		年 月 入学	年 月

2 評価と課題

平成16年度は、当初の計画どおり、電子申請システムのプロトタイプ（図1参照）を構築した。

今後、このプロトタイプをテスト運用して、システムの不備を洗い出すとともにシステムの検証を行い、平成20年度の運用開始に向けて、学位授与業務支援システムと他のシステムとの連携を考慮に入れた電子申請システム（ウェブ入力部分）を構築する。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

⑦ 試験場の配置

全国的な試験場の配置を考慮し、東京地区、大阪地区、福岡地区に加え、北海道地区に試験場を1か所設置する。

1 実施状況

機構の学位授与制度の申請者は、全国各地に及んでいるため、平成14年度から、申請者の利便と経済的負担の軽減を考慮して、試験場の増設を検討してきた。その結果、全国的な試験場の配置、申請者の現住所を考慮し、平成16年度4月期申請から、従来の3地区（東京地区、大阪地区、福岡地区）に加え、新たに北海道地区（札幌）に試験場を設置して小論文試験を実施した。

(1) 受験状況

平成16年度における北海道地区試験場での受験状況（小論文試験対象者）は、4月期が申請者27人全員が受験し、10月期も申請者109人全員が受験した。

○ 小論文試験対象者で北海道在住の申請者数等一覧

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
北海道在住の申請者数（前年度比）	87人(+19人)	107人(+20人)	98人(△ 9人)	122人(+24人)
北海道在住の受験者数	—	—	—	118人
北海道在住で北海道地区試験場での受験率	—	—	—	96.7%

(2) 試験場等

- ① 北海道地区の試験場は、道庁所在地であり交通の便もよい札幌で実施することとし、北海道大学の協力を得て、北海道大学札幌キャンパス工学研究科・工学部を試験会場に設定した。この試験会場は、札幌駅から地下鉄で一駅のところの位置し、交通の利便性が特によかった。
- ② 10月期申請の小論文試験は、例年12月中旬に実施しており、平成16年度は、12月19日に実施した。雪害による交通機関の乱れを心配したが、特に問題なく実施することができた。

2 評価と課題

平成16年度は、初めての北海道地区での小論文試験であったが、交通の便が非常により札幌に試験会場を設定したことで、受験率も100パーセントであり、問題なく試験を実施できた。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

⑧ 身体に障害のある者への特別措置

身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

1 実施状況

（１）受験上の特別措置

学位授与審査の一環として実施する試験においては、身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。

受験上の特別措置の具体的な内容については、試験の公平性及び公正な試験の実施に配慮しつつ、「身体に障害のある学士の学位授与申請者に対して行う特別措置に関する取扱要領」（【資料45】参照）に基づき決定している。また、受験上の特別措置を決定する上で不明な点などが生じた場合には、「調査研究協力者」として委嘱している当該障害の専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。

なお、受験上の特別措置を希望する申請者には、その対応に時間を要することもあるため、申請前に申し出るよう求めているが、申請後、あるいは試験直前の申出に対しても、可能な限り申請者の希望にそえるよう対処している。

また、近年、精神的な理由などにより、受験上の特別措置が必要な申請者もあり、このような者に対しても、審査の上、受験上の特別措置を講じている。

（２）平成16年度における実施状況

① 4月期申請

網膜色素変性症による視力障害と視野障害を持つ申請者（1人）に対して、次のとおり、受験上の特別措置を行った。

- ・ 試験時間の延長（1.5倍）
- ・ 試験室への音声ソフト内蔵のパソコンの持参使用
- ・ フロッピーディスクによる解答の提出
- ・ 別室の設定
- ・ 試験室入口までの介助者の同伴

② 10月期申請

試験日（12月19日（日）実施）の直前（12月14日（火））に電話にて申出のあった低血糖症の申請者（1人）に対して、次のとおり、受験上の特別措置を行った。

- ・ 試験室内へのブドウ糖のアンプルの携行及び試験時間中の摂取
- ・ 試験室の座席を出入口近くに設定

○ 過去3年間の受験上の特別措置の実施状況

	特別措置者数	障害等の種類	主な措置内容
平成13年度4月期	1	循環器疾患	・試験室内への内服薬及び飲料水の携行・摂取・試験室の座席を最前列に設定
平成13年度10月期 (面接)	2	聴覚障害	・手話通訳者の配置
平成15年度10月期	1	不安神経症	・別日程・別会場（S県高等専門学校）の設定
平成16年度4月期	1	視覚障害	・試験時間の延長（1.5倍） ・音声ソフト内蔵パソコンの持参使用 ・フロッピーディスクによる解答の提出 ・別室の設定
平成16年度10月期	1	循環器疾患	・試験室内への内服薬及び飲料水の携行・摂取・試験室の座席を出入口近くに設定

2 評価と課題

試験においては、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、障害の種類・程度に応じて適切に受験上の特別措置を講じてきている。なお、この特別措置については、取扱要領を定めて統一的に対処しており、また、特別措置を決定する上で疑義があれば、その障害に関する専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。

平成16年度も、これらの基本的な考え方にに基づき対応したことにより、問題なく試験を実施することができた。

今後も、これまでと同様に、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう障害の種類・程度に応じて適切に対応するとともに、試験に際して特別措置を必要とする申請者や試験直前の申出にも柔軟に対応していく。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査

短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成16年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

機構の実施する学位授与事業においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができる制度となっている。

平成16年度は、平成17年度からの専攻科の認定を希望する短期大学又は高等専門学校の専攻科21専攻（15校）から認定の申出があり、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」（【資料98】参照）に基づいて教育課程及び教員組織等の審査（教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が大学設置基準に定める教授、助教授又は講師の資格に相当する資格であるかなど）を行った。（【資料46】参照）その結果、認定の申出を取り下げた1専攻（1校）を除く20専攻（14校）を認定し、平成17年2月14日付けで設置者に通知した。

（１）認定の申出に係る事前相談

専攻科の認定の申出を予定する短期大学及び高等専門学校の参考となるよう、専攻科の認定の申出に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「専攻科認定申出書類作成の手引き」を作成し配付した。

また、認定の申出を予定する15校に対して、1校当たり平均2、3回事前相談に応じて、提出書類の作成の詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、申請の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

（２）認定申出の受付

平成16年9月30日の締切日までに、平成17年度からの専攻科の認定を希望する専攻科を置く短期大学8専攻（7校）及び高等専門学校13専攻（8校）から認定の申出を受理した。その際、申出書に加えて各専攻科の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

（３）認定審査

認定の申出を受けて、第3回学位審査会（平成16年11月9日開催）において、機構長から学位審査会に対して認定申出専攻科の認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、各認定申出専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会を指定した。

平成16年度は、産業システム工学専攻、経営情報工学専攻といった複合領域を教育する専攻科から認定申出があった。このため、このような学際的な領域に対応できる部会を新たに設ける必要があると判断し、工学・芸術工学専門委員会に社会システム工学部会を設置して、

これらの専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行うこととした。

(4) 専門委員会での審査

① 第3回学位審査会での決定を受けて、平成16年11月9日から30日にかけて専門委員会を開催し、認定申出専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行った。必要に応じて、この審査の経緯を当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。

また、審査の経緯の伝達を受けた専攻科のうち1専攻（1校）から、認定申出を取り下げるとの申出があり、これを受け付けた。

② 認定申出専攻科による提出書類の補正の後、平成17年1月13日から30日にかけて専門委員会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(5) 認定の可否の通知

第4回学位審査会（平成17年2月10日開催）において審査の結果、20専攻（14校）を認定し、平成17年2月14日付けで設置者に通知した。

2 評価と課題

短期大学及び高等専門学校専攻科の認定は、学士の学位につながる高等教育段階の学習の機会を多様化する上で重要な役割を負っており、機構の学位授与制度による学位と大学の学位の等質性を保証する観点から、その認定は厳正な審査が求められる。

平成16年度は、学位審査会及び専門委員会における十全な審議により最終的に20専攻（14校）を認定し、短期大学又は高等専門学校専攻科という大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化の推進と質の保証を果たすことができた。

近年、学問領域の学際化に伴い複合領域を教育する専攻科からも認定の申出がなされ、それに対応できるような専門委員会あるいは部会を新設する必要も生じている。平成16年度は、工学・芸術工学専門委員会に新たに社会システム工学部会を設置し、適切な体制を整えて審査を行った。

今後も、このように新たな複合領域を教育する専攻科からの認定申出が予想されるため、適宜柔軟な体制で対応する。また、申請予定校のために、専攻科の認定の申出に係るマニュアルを整備・改善するとともに、事前相談において、提出書類の作成、教育課程及び教員の配置等について分かりやすい説明を行っていく。

I－2－（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

⑩ 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査

平成6年度及び平成11年度に認定等を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するために、当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

認定した専攻科に対しては、5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっているため、平成6年度及び平成11年度に専攻科の認定を行った短期大学の専攻科18専攻（14校）及び高等専門学校専攻科15専攻（6校）に対して、機構が定める「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象の33専攻（20校）すべてを「適」と判定し、平成17年2月14日付けで設置者に通知した。（【資料47】参照）

（１）教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象の専攻科の参考となるよう、教育の実施状況等の審査に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「教育の実施状況等の審査に関する書類作成の手引き」を作成し、配付した。

また、審査対象となる33専攻（20校）に対して、1校当たり平均2、3回郵送等による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、提出書類等の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

（２）教育の実施状況等の審査

機構の定めるところにより、教育の実施状況等の審査の対象となる専攻科に通知を行い、5月末までに対象専攻科から届出を受け付けた。その届出を受けて、更に、専攻科の授業科目を担当する専任教員が専攻科の認定時又は教育の実施状況等の審査時から原則として半数以上が変更していると認められた短期大学6専攻（6校）及び高等専門学校15専攻（6校）の計21専攻（12校）に対して、専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書）の提出を求める通知を8月に行い、10月末までに所定の書類の届出を受けた。

第2回学位審査会（平成16年8月24日開催）において、機構長から学位審査会に対して教育の実施状況等の適否の審査が付託され、学位審査会では、各認定専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会を指定した。

（３）専門委員会等での教育の実施状況等の審査

第2回学位審査会での決定を受けて、平成16年11月9日から30日にかけて専門委員会を開催し、21専攻（12校）について専任教員の個人審査を含め教員組織等の審査を行った。必要に応じて、この審査の経緯を当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。

提出書類の補正の後，平成17年1月13日から31日にかけて専門委員会を開催し，補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い，その結果を学位審査会に報告した。

(4) 教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会（平成17年2月10日開催）において審査の結果，今年度審査の対象となった33専攻（20校）すべてを「適」と判定し，平成17年2月14日付けで設置者に通知した。

2 評価と課題

認定した専攻科に対して，5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことは，当該専攻科が教育水準を維持していることを保証する上で重要な機能を果たしている。

平成16年度は，学位審査会及び専門委員会における十全な審議により，5年間が経過する33専攻（20校）の教育の実施状況等を確認したことにより，認定専攻科の質の保証を果たすことができた。

今後も，認定専攻科の5年経過時の審査を機構が定めた規則に基づき適切に実施し，その教育の水準維持を図る。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供

専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するために、詳細なフォーマット等を検討する。

1 実施状況

専攻科の認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する計画であり、平成16年度は、申請機関からの申請書類及び必要書類の記入方法に関する質問やこれまでの経験に基づき、記入例をまとめた手引きの表現方法等について検討を行った。

また、申請書類及び必要書類の記入例等が機構のウェブサイトから閲覧及びダウンロードできるよう、次の書類のフォーマット原案を作成した。

(1) 認定申出

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 専攻科認定申出についての連絡先
- ⑥ 判定カード
- ⑦ 審査対象教員一覧
- ⑧ 専攻科認定に係る補正一覧

(2) 教育の実施状況等の審査

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する専任教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況等の審査についての連絡先
- ⑦ 判定カード
- ⑧ 審査対象教員一覧
- ⑨ 教育の実施状況等の審査に係る補正一覧

2 評価と課題

平成18年度からの専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成16年度は、計画どおり、これらの申請書類及び必要書類の記入例等のフォーマットについて検討を行うとともに、一部については、その原案を作成した。

平成17年度には、平成16年度の検討を元に試行的に提供を開始する予定であり、フォーマット等に更に検討を加え、効率的で利便性の高い提供方法を確立する。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査の実施

学士の学位授与業務について、自己点検及び外部検証を次年度に行うため、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

1 実施状況

(1) 実施の趣旨

アンケート調査は、単位積み上げ型により学士の学位を取得した者を対象に、機構による学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見などを調査し、その結果を分析することによって得られた知見を用いて学位授与業務の改善に資することを目的としている。

(2) 具体的な実施方法

アンケート調査票は、学位取得者に学位記を送付する際に同封し、記入の上、学位記受領書の返送の際に、同封するよう求めている。回収したアンケート調査票については、記入事項を確認し、データを入力した上で、学位審査研究部で分析を行い、得られた知見を学位審査業務の改善に役立てるとともに、学位に関する調査研究に反映している。

○ アンケート回収率

	学位取得者数	返送者数	回収率
平成14年4月期	401 人	276 人	68.82 %
平成14年10月期	1,802 人	1,005 人	55.77 %
平成15年4月期	371 人	249 人	67.12 %
平成15年10月期	1,968 人	913 人	46.39 %
平成16年4月期	373 人	202 人	54.16 %

(注) 平成16年度10月期は、アンケート回収中のため、計上していない。

(3) 効果

アンケート調査から得られた学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見の分析に基づき、「新しい学士への途」、「学位授与申請書類」などを適宜修正している。

特に平成16年度には、「機構が実施する学位授与事業の認知度が低い」、また、「大学卒業と同等に扱われない」とのアンケート調査での意見を受け、機構自体及び機構の実施する学位授与事業の認知度を高めるため、「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」のパンフレットを新たに作成し、学位取得者等に配付した。

2 評価と課題

平成16年度には、アンケート調査の分析により得られた知見に基づき、「新しい学士への途」、

「学位授与申請書類」などを適宜修正したり，新たに「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」というパンフレットを発行するなど，有効にアンケート結果を活用した。

特にアンケート調査については，機構の制度を利用して学位を取得した者から，直接意見を聴取できる貴重な機会であり，今後も，結果の分析によって得られた知見を学位授与事業に有効に活用する。

I-2 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

1 実施状況

(1) 省庁大学校の教育課程の認定審査の実施状況

国立看護大学校研究課程部看護学研究科から、課程認定の申出があり、大学院設置基準等に準拠して教育課程及び教員組織等の審査を行い、認定した旨を通知した。(【資料48】参照)

(2) 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査の実施状況

課程認定を行った大学校に対しては、5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことになっているため、平成6年度に課程認定を行った独立行政法人水産大学校水産学研究科に対して、大学院設置基準に準拠して教育の実施状況等の審査を行い、「適」と判定し設置者に通知した。(【資料49】参照)

(3) 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

① 学士の学位授与状況

平成17年3月に省庁大学校7校を修了した者から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき学位審査会で審査の結果、合格と判定された923人に学士の学位を授与した。

平成16年9月に独立行政法人水産大学校から学位授与の申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で合格と判定された3人に学士の学位を授与した。(【資料50】参照)

② 修士の学位授与状況

平成16年3月に防衛大学校理工学研究科前期課程修了者61人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者15人、平成16年4月に職業能力開発総合大学校研究課程修了者30人及び独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者11人から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき審査を行うとともに、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者(117人)に修士の学位を授与した。(【資料51】参照)

③ 博士の学位授与状況

平成16年3月に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者5人から、また、平成16年10月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者19人から学位授与申請があり、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者(24人)に博士の学位を授与した。(【資料52】参照)

また、平成17年度の申請予定者4人に対しては、審査過程で行う教育的な助言の効果を高めるため、正規の審査に先立って、非公式な予備審査を9月に実施し、進捗状況の確認、研究内容に関する助言等を行った。

(4) 審査組織の整備状況

平成16年度も前年度同様に、学位審査会の下に、申請者に係る論文審査及び口頭試問並びに課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別の専門家で構成される専門委員会等を設置した。なお、特に修士及び博士の審査に当たっては、専門性が高いため、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、必要に応じ臨時専門委員を委嘱して対応した。(【資料53】参照)

2 評価と課題

平成16年度も、大学校修了者に対して、学士は申請後1月以内、修士、博士は申請後6月以内と短期間で学位を授与することができた。学位の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が口頭試問を実施するとともに判定を行い、それぞれの学位の水準を適切に判断し学位を授与した。

今後も、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切な実施に努める。

I－2－（2）省庁大学校修了者に対する学位授与

① 省庁大学校の教育課程の認定審査

省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成16年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

平成16年9月30日付けで、国立看護大学校研究課程部看護学研究科から、課程認定の申出があり、機構が定める「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程に関する規則」（平成16年規則第31条）に基づき教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等を大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて審査を行った結果、課程認定し、平成17年2月10日付けで設置者に通知した。（【資料48，100】参照）

（1）課程認定の申出に係る事前相談

国立看護大学校では、看護学部の学年進行終了時（平成17年3月）までに修士相当課程の設置予定のため、平成16年4月から、課程認定の申出のための事前相談に応じて、提出書類の作成についての詳細な説明を行うとともに、教育課程及び教員の配置等について確認し、必要に応じた助言を行った。

また、専門的な事項に係る事前相談に対応するため、平成16年7月に、専門委員会の看護学部会の主査及び看護学の各分野（成人・精神・母性・地域・小児）の代表者で構成されるワーキンググループ（WG）を次のとおり2回開催して検討を行い、国立看護大学校に対して意見を伝達した。

① 第1回WG（7月13日開催）での検討事項

教育方針、授業科目の設定、入学資格等を中心に検討を行い、7月20日に意見を伝達した。

② 第2回WG（8月11日開催）での検討事項

教員審査を中心に検討を行い、8月24日に意見を伝達した。

（2）課程認定の申出

平成16年9月30日付けで、国立看護大学校から課程認定の申出を受理した。その際、申出書に加えて国立看護大学校の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

（3）課程認定の審査

課程認定の申出を受けて、第3回学位審査会（平成16年11月9日開催）において、機構長から学位審査会に対して課程認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、国立看護大学校の教育課程及び教員組織等について審査を行う専門委員会・部会として看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会看護学部会を指定した。

(4) 専門委員会等での審査

- ① 第3回学位審査会での決定を受けて、11月15日に看護学部会を開催し、教育課程及び教員組織等の審査を行った。この審査の経緯を、国立看護大学校に伝達し、提出書類の補正を受けた。
- ② 国立看護大学校による提出書類の補正の後、平成17年1月17日に看護学部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(5) 課程認定の可否の通知

第4回学位審査会（平成17年2月10日開催）において審査の結果、国立看護大学校研究課程部看護学研究科を平成17年2月10日付けで認定し設置者に通知した。

2 評価と課題

国立看護大学校について、平成16年4月から課程認定の申出の事前相談に対応し、平成16年7月から専門家で構成されるWGで事前に検討を行うなど、時間をかけた丁寧な対応をした。このため、同校では適切に準備を進めることが可能となった。

今後とも、申請者側の要請に柔軟に対応しつつ、認定審査の適切な実施に努める。

I－2－（2）省庁大学校修了者に対する学位授与

② 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査

平成6年度及び平成11年度に認定等を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

課程認定を行った大学校に対しては、5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことになっているため、平成6年度に課程認定を行った独立行政法人水産大学校水産学研究科に対して、機構が定める「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規則」（平成16年規則第31号）に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて教育の実施状況等の審査を行った結果、「適」と判定し、平成17年2月10日付けで設置者に通知した。（【資料49】参照）

（1）教育の実施状況等の審査に係る事前相談

水産大学校水産学研究科からの郵送による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、提出書類等の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

（2）教育の実施状況等の審査

平成16年5月25日の届出を受けて、第2回学位審査会（平成16年8月24日開催）において、機構長から学位審査会に対して水産大学校水産学研究科の教育の実施状況等の適否の審査が付託され、学位審査会では、審査を行う専門委員会として水産学専門委員会を指定した。

（3）専門委員会等での教育の実施状況等の審査

第2回学位審査会での決定を受けて、11月17日に、水産学専門委員会において、教育課程及び42人の教員の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

（4）教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会（平成17年2月10日開催）において審査の結果、「適」と判定し、平成17年2月10日付けで設置者に通知した。

2 評価と課題

課程認定した大学校に対して、5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことは、当該大学校が教育水準を維持していることを保証する上で重要な機能を果たしている。

平成16年度は、平成6年度に課程認定を行った独立行政法人水産大学校水産学研究科に対して、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて教育の実施状況等の審査を適切に行った。

今後も、認定課程の5年経過時の審査を適切に実施し、その教育の水準維持を図る。

I－2－（2）省庁大学校修了者に対する学位授与

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

（1）学位審査会

平成16年度も前年度同様に、申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。（「I－2－（1）－③ 審査組織の整備」（P37）参照）

（2）専門委員会

学位審査会に、その要請に基づき申請者に係る論文審査及び口頭試問並びに課程認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会を設置した。

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型による学士の学位授与に係る審査と同一の専門委員会で行っているが、社会科学専門委員会と医学・薬学専門委員会の医学部会の二つは、省庁大学校修了者に対する修士及び博士の学位授与に係る審査のみを行う独自の専門委員会・部会となっている。

また、審査を行うに当たっては、それぞれの申請者ごとの専攻区分及び論文の内容に適した専門委員を審査委員としている。特に修士及び博士の審査に当たっては、専門性が高く、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、年度当初の就任委員では対応できないため、その専門に適した臨時専門委員を委嘱した。（【資料53】参照）

平成16年度において、専門委員のうち、省庁大学校修了者の修士及び博士の学位授与に係る論文審査及び口頭試問等の審査に携わった委員数は、専門委員132人、臨時専門委員35人であった。

2 評価と課題

平成16年度は、前年度同様、申請者に係る論文審査及び口頭試問並びに課程認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会を設置した。

今後も、学位授与事業の適切な実施のため、必要に応じ組織・運営の見直し改善を図る。

I－2－（2）省庁大学校修了者に対する学位授与

④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供

教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するために、詳細なフォーマット等を検討する。

1 実施状況

大学校の課程認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する計画であり、平成16年度は、大学校からの申請書類及び必要書類の記入方法に関する質問やこれまでの経験に基づき、記入例をまとめた手引きの表現方法等について検討を行った。

また、申請書類及び必要書類の記入例等が機構のウェブサイトから閲覧及びダウンロードできるよう、次の書類のフォーマット原案を作成した。

（1）課程認定申出

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 設備の概要を記載した書類
- ⑥ 校地等の概要を記載した書類
- ⑦ 校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ⑧ 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要を記載した書類
- ⑨ 課程の認定の審査についての連絡先
- ⑩ 判定カード
- ⑪ 審査対象教員一覧
- ⑫ 課程の認定の審査に係る補正一覧

（2）教育の実施状況等の審査

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況の審査についての連絡先
- ⑦ 前回の審査における判定について
- ⑧ 判定カード
- ⑨ 審査対象教員一覧

2 評価と課題

平成18年度からの大学校の課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成16年度は、計画どおり、これらの申請書類及び必要書類の記入例等のフォーマットについて検討を行うとともに、一部については、その原案を作成した。

平成17年度には、平成16年度の検討を元に、試行的に提供を開始する予定であり、フォーマット等に更に検討を加え、効率的で利便性の高い提供方法を確立する。

I-2-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

1 実施状況

(1) 学士の学位授与状況

- ① 省庁大学校7校を平成17年3月に修了した者から学位授与の申請があり、これらの大学校長の発行する証明書に基づき、学位審査会で単位修得及び課程修了を審査し、次のとおり、合格と判定された923人に学士の学位を授与した。【資料50】参照)

なお、国立看護大学校修了者(89人)は、平成16年度が初めての学位授与であった。

- ・「学士(人文科学)」(21人)・「学士(社会科学)」(50人)・「学士(理学)」(46人)
- ・「学士(医学)」(54人) ・「学士(看護学)」(89人) ・「学士(工学)」(442人)
- ・「学士(水産学)」(184人)・「学士(海上保安)」(40人)

- ② 独立行政法人水産大学校を平成16年9月に修了した者から学位授与の申請があり、大学校長の発行する証明書に基づき、学位審査会で単位修得及び課程修了を審査し、次のとおり、合格と判定された3人に学士の学位を授与した。

- ・「学士(水産学)」(3人)

○ 学士の学位取得者数の推移

(人)

認定課程名	学士の学位取得者数			
	H14	H15	H16	H4～H16合計
防衛大学校本科	401	439	337	5,396
防衛医科大学校医学教育部医学科	50	65	54	873
独立行政法人水産大学校本科	168	184	184	2,366
海上保安大学校本科	20	44	40	552
気象大学校大学部	14	13	16	193
職業能力開発総合大学校長期課程	235	206	206	3,020
国立看護大学校看護学部看護学科	—	—	89	89
合 計	888	951	926	12,489

(2) 修士の学位授与状況

① 修士の学位取得者数

平成16年3月22日に防衛大学校理工学研究科前期課程修了者61人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者15人、平成16年4月15日に職業能力開発総合大学校研究課程修了者30

人及び独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者11人から学位授与申請があり、第2回学位審査会（平成16年8月24日開催）で合格と判定された者（116人）及び第3回学位審査会（平成16年11月9日開催）で合格と判定された者（1人）に対し、修士の学位を授与した。（【資料51】参照）

- ・「修士（理学）」（8人） ・「修士（工学）」（83人） ・「修士（安全保障学）」（15人）
- ・「修士（水産学）」（11人）

○ 修士の学位取得者数の推移 (人)

認定課程名	修士の学位取得者数			
	H14	H15	H16	H4～H16合計
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	64	63	61	846
防衛大学校総合安全保障研究科	17	16	15	105
職業能力開発総合大学校研究課程	26	28	30	286
独立行政法人水産大学校水産学研究科	8	5	11	81
合 計	115	112	117	1,318

② 審査方法

申請者個々の専攻区分，論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し，論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し，修士の水準を有しているかどうかの審査を行い，その審査結果を専門委員会に文書で報告する。専門委員会では，修得単位の審査を行い，論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は，その報告に基づいて修士の学位授与の可否について審査を行い，その結果を受けて修士の学位を授与する。

なお，平成16年度については，1人の申請者について，8月の第2回学位審査会では判定を留保し，継続して審査することとなったが，論文の補正及び指導教員からのヒアリングを行った結果，11月の第3回学位審査会における再度の審査で合格と判定され，修士の学位を授与した。

また，留学生11人については，3月末の大学校修了後，本国に帰国することが求められており，日本に在留することが困難なため，例年どおり特例として，修了前の平成16年3月中旬に論文審査及び口頭試問を実施した。

(3) 博士の学位授与状況

1) 博士（理・工学）の学位授与

① 博士（理・工学）の学位取得者数

平成16年3月22日に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者5人から学位授与申請があり，8月の第2回学位審査会で合格と判定された者（5人）に対し，博士の学位を授与した。（【別添資料55】参照）

なお，博士（理・工学）は，平成16年度が初めての学位審査であった。

- ・「博士（理学）」（2人） ・「博士（工学）」（3人）

② 審査方法

申請者個々の専攻区分，論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し，論文審査及び2時間程度の面接による口頭試問を実施し，博士の水準を有しているかどうかの審査を行い，その審査結果を専門委員会に文書で報告する。

学位審査会は，その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い，その結果を受けて博士の学位を授与する。

なお，来年度の申請予定者4人に対して，審査過程で行う教育的な助言の効果を高めるため，正規の審査に先立って，非公式な予備審査を9月に実施し，進捗状況の確認，研究内容に関する助言等を行った。

2) 博士（医学）の学位授与

① 博士（医学）の学位取得者数

平成16年10月1日に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者19人から学位授与申請があり，第4回学位審査会（平成17年2月10日開催）で合格と判定された者（19人）に対し，「博士（医学）」の学位を授与した。（【資料52】参照）

② 審査方法

申請者個々の専攻区分，論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し，論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し，博士の水準を有しているかどうかの審査を行い，その審査結果を専門委員会に文書で報告する。専門委員会では，修得単位の審査を行い，論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は，その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い，その結果を受けて博士の学位を授与する。

○ 博士の学位取得者数の推移 (人)

認定課程名	博士の学位取得者数			
	H14	H15	H16	H4～H16合計
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	16	21	19	227
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	—	—	5	5
合 計	16	21	24	232

(4) 学位の授与方法

省庁大学校修了者が取得した学位は，それぞれの大学校を通じて本人に授与している。なお，修士及び博士の学位伝達の際には大学校関係者と懇談し，審査の経過，問題点などを説明して大学校における今後の指導に資するようにしている。

2 評価と課題

平成16年度も，大学校修了者に対して，学士は申請後1月以内，修士，博士は申請後6月以内と短期間で学位を授与するなど，申請者の便宜等も考慮し，計画どおり適切に実施した。

学位の審査に当たっては，個々の申請者の専攻区分，論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行っており，学士・修士・博士の水準を適切に判断し，学位を授与している。

今後も，丁寧で厳正な審査を行い，学位授与事業の適切な実施に努める。

I 業務の質の向上

I－3 調査及び研究

1 実施状況

機構が行う調査研究には、機構が実施する大学評価及び学位授与の業務の遂行に資すること、両事業の結果に基づいて新しい高等教育像を構築することが求められている。これらの使命を果たすために、機構では「大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究」及び「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究」という、大別して二つのテーマで調査及び研究を推進している。

これらのテーマのもと、大学・高等教育機関の質的向上及び社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を支援促進するための効率的な評価システムの構築を目的とした大学等の評価に関する調査研究と、生涯学習社会において高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に評価するシステムなど学習の評価に関わる問題についての調査研究を実施している。これらの調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表している。また、調査研究にかかわる国際交流も精力的に行っている。

（1）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

平成16年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術(IT)の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は、大学評価事業と強い関係を有するものであり、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、大学等への大学評価の普及のために、調査研究の結果は積極的に公表に努めており、その結果として中間的成果ながらも多くの学術論文の掲載、学会発表等の成果が上がっている。

（2）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

平成16年度事業計画に基づき、本項目に係る以下の4プロジェクトを立てて調査及び研究を実施した：

①学位の構造・機能と国際通用性に関する研究[（1-ア）学位・単位制度の在り方及びその通用性に関する研究；（1-イ）機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究]。

②高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習成果の評価に関する研究[（2-ア）高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究、（2-イ）高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究]。

実施にあたっては客員教員、研究協力者、研究会委員ほか、多数の外部機関の専門家の協力を得ている。これら調査研究は学位授与事業と強い関係を有するものであり、各プロジェ

クトで得られた成果は学位授与事業に有効に活用されている。また、学位の在り方及び高等教育の多様化に関して得られた知見は、高等教育関係者のみならず広く関心をもたれる課題であることから、学術論文の掲載、学会発表、公開シンポジウム、研究会等での情報発信を行うほか、ウェブ上への掲載にも力を入れている。

(3) 調査及び研究成果の公表

研究紀要編集委員会を研究成果刊行物編集委員会へ再編し、主として機構内部の研究成果の公表に用いていた大学評価及び学位授与それぞれに関する二つの研究紀要を統合し、機構外部からも投稿可能で査読体制も整備された学術誌『大学評価・学位授与』として衣替えした。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果の集積を統一的に行い、高等教育研究の発展と普及に貢献する。

また、調査研究に関して協力いただく海外研究者の来日時にはシンポジウムや公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信をするほか、自らも外国の大学や関係諸機関を訪問する際に機構の研究成果の発信を行っている。開催した公開研究会、シンポジウム、フォーラムについては以下の項目で詳述する。また、訪問した外国大学や関係諸機関については「I-5-(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力」(P122～)で記述する。

2 評価と課題

大学等の評価に関する調査研究プロジェクトにおいては、平成16年度の評価事業が、機関別認証評価等の新評価システム構築とこれまで行ってきた試行的評価の検証の時期に当たることから、業務遂行と調査研究の対応性にはテーマにより濃淡があるが全体的に各調査研究プロジェクトを中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行した。

学位授与に関する調査研究のプロジェクトにおいては、高等教育のユニバーサル化、グローバル化の変革期における学位の在り方、大学単位認定の在り方についての研究とともに、機構の学位授与事業の実施状況を把握し改善を図る実践的な研究を実施し、中期計画及び年度計画どおり進捗した。

研究成果の公表等については、研究紀要編集委員会を研究成果刊行物編集委員会へ再編し、評価研究と学位研究の今後の発展のためのインフラとして学術誌『大学評価・学位研究』を発刊した。これにより、調査研究プロジェクトの活動の進展とともに、機構外の協力も得て今後のさらなる活性化を図る。

今後の課題として、高等教育の自律的な発展に貢献する大学評価及び学位授与に関して、調査研究で得られた知見を国内外の専門家と共有し、一層の協力関係を構築すること、及び基礎的な研究により得られた基盤を活かして大学評価事業、学位授与事業の一層の充実に資する具体的な方策を提案・実施することを目指す。

I－3 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1 実施状況

機構の目的である「大学等の質的向上及び社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）の支援促進」を実現するため、大学等の教育研究活動等の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査及び研究を行い、その成果を積極的に公表した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成16年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術(IT)の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は大学評価事業と強い関係を有するものであり、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、研究成果は随時公表に努めており、その結果として、多くの論文、学会発表等の成果が上がっている。

(2) 研究成果の公表等

研究紀要編集委員会を研究成果刊行物編集委員会へ再編し、主として機構内部の研究成果の公表に用いていた大学評価に関する研究紀要を学位授与に関する研究紀要と統合するとともに、機構外部からも投稿可能な開かれたかつ査読体制を整備した学術誌として衣替えした。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果を統一的に集積し、高等教育研究の発表と普及に貢献する。

また、調査研究に関する海外の研究者来日時には公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信している。平成16年度は計7回の公開研究会、シンポジウム、フォーラムを開催した。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトは、担当者が複数のプロジェクトや大学評価事業に深く関与しており、相互に緊密な連携を保ちながら実施された。平成16年度は認証評価の立ち上げと、平成15年度までの試行的評価の検証という短期間の凝集した業務の時期であったが、各研究プロジェクトの成果をそれぞれの業務に有効に活用するなど、中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行した。

研究成果の公表等については、委員会を再編し、評価研究分野における今後の発展のためのインフラとして学術誌『大学評価・学位研究』を発刊した。この学術誌は機構外の専門家の協力を得て、今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤として、充実に努める。

I－3－（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1 実施状況

大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究プロジェクトとして、主として評価研究部の評価システム開発部門及び評価情報研究開発部門の教員が中心となり、中期計画、年度計画に従って下記の調査研究を実施した。

① 大学評価の手法、評価指標の研究開発

授業評価に関するアンケート調査による教育効果の指標、論文データベースを用いた研究活動の指標、国立大学法人会計における各種指標など、教育、研究、経営の各側面における具体的な指標に関する調査研究を行い、共同研究者の成果を含めて10編の研究成果を発表した。そしてこれらの発表文献の中で、個々の指標の分析や解釈の際の課題を明らかにした。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

国立大学法人の評価スキームにおいて重要な要素である、大学の自律的経営とリーダーシップの在り方について、調査研究を行った。日英双方の政府、第三者評価機関、高等教育財政機関（研究資金を含む）、大学のそれぞれの立場から、具体的に大学をどのようにガバナンスし、質を保証し、特にグローバル化に対してどのような大学間の連携協力を求めていくべきか、高等教育のリーダーシップはどうあるべきで、どう育てていくべきか等について、職務経験に基づいて、日英双方の理解を深めた。その成果の一部を、質保証機関国際ネットワークで発表した。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

民間経営体の評価に関わる経営手法について調査を行い、大学経営及び大学評価への適用可能性についての検討を行った。大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査研究に関しては、先進的な海外の大学における戦略的経営に関する動向を基に、経営手法の大学評価への適用可能性に関する研究、海外の高等教育及び大学評価に関する実務者・研究者の講演を通じて効果的な大学評価手法に関する研究を実施した。その研究成果の一部は、試行的評価の検証作業である「⑤機構の評価の機能及び有効性の研究」にも反映した。

④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究

大学情報に関する研究開発動向調査及び数十大学のシラバスや履修科目表等の教育情報収集を実施し、収集したシラバス等からの有用な情報の抽出法の検討及び情報抽出に基づき、収集情報の構造解析による教育等に関する大学情報の一般的なデータ形式の検討及び提案を行った。また、シラバスデータベースシステム、シラバス関連語検索システム、シラバスデータのクラスタリングに基づくカリキュラム分析システム、科目分類支援システム等の試作を行い、各システム構築を検討するとともに、システムの応用により、いくつかの専門教育

課程の比較分析を行った。研究成果は、学術論文誌等への掲載及び学会学術講演会等での講演発表により公表した。

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

平成12年度から15年度の試行的評価実施期間中の評価の内容・方法について、総合的な検証を実施した。その成果の一部は、学会で発表し、検証内容を報告書として刊行した。また、検証結果は認証評価の枠組みを構築する上で、極めて有効に活用した。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトは、担当者が複数のプロジェクトに関与している場合が多く、相互に連携を図りながら中期目標の達成に向けて遂行した。各調査研究担当者は機構の評価事業にも深く関与しており、平成16年度が認証評価の立ち上げと平成15年度までの試行的評価の検証の時期に当たったが、各調査研究プロジェクトは中期計画及び年度計画に基づき、計画どおり遂行した。

① 大学評価の手法，評価指標の研究開発

大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究を平成15年度から平成17年度までの3年計画で行う。本年度は，その2年目である。平成15年度に多様な指標における論点整理を行ったのを基礎として，本年度はいくつかの指標およびそれが示す評価基準の適切性についての実証的な分析（一部，分析の設計）を行う。論文データベースを用いた分析の実施，ならびにアンケート調査の設計や予備調査を行うことで，測定指標の問題点や有効性を明らかにする。

1 実施状況

（１）目的及び内容

大学評価においては，指標を有効活用した手法とピア・レビューを組み合わせることによって，多様な評価が可能となるばかりでなく，客観的評価資料の提供により評価担当者の負担軽減にもつながる。本プロジェクトでは，いかなる指標をどのように評価に用いることが適切であるかを，具体的な分析を基に検討する。

大学の教育，研究，経営の各側面について，用いられる指標の全体構成を検討するとともに，個別の指標について，具体的な分析方法やその解釈の仕方，分析の際に生じる課題などを明らかにする。

（２）成果

平成16年度は，機構内外のプロジェクト参加者で分担して，教育，研究，経営の各側面における具体的な指標に関する調査研究を行い，下記（３）のような研究成果が得られた。これらの発表文献の中で，個々の指標の分析や解釈の際の課題を明らかにした。具体的には，授業評価に関するアンケート調査を行うことによって教育効果の指標としての授業評価の有効性や授業満足度に対する要因の分析，**Science Citation Index** や **Chemical Abstracts** などの論文データベースを用いた分析による分野間での被引用数の標準化の方策の検討，被引用数ごとの論文生産性の大学間の相違の分析，大学間や他セクターとの共著論文の推移からみる研究活動の実施様式の変容の分析，研究費や人的指標などの他の指標との相関関係の分析，法人化に伴う会計方式の変化による評価への活用方法の可能性の検討と少数の実例を用いた大学間の指標の相違の分析等を行った。

（３）学術論文，口頭発表等

（学術論文）

林隆之，富沢宏之，近藤正幸(2004)「科学技術基本計画の影響に関する計量文献学的データによるマルチレベル構造分析」『研究技術・計画学会第19回年次学術大会』pp.91-94.

Yoshikane, F and Kageura, K (2004) "Comparative analysis of coauthorship networks of different domains: the growth and change of networks." *Scientometrics*. Vol.60, No.3, pp.433-444.

芳鐘冬樹, 辻慶太(2004)「研究協力ネットワークにおける役割から見た研究活動の多様性：共著ネットワークの分析を通して」『2004 年度日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱』pp.45-48.

植草茂樹, 高岡華之 (2004)「国立大学法人の財務指標とその可能性」,『大学評価・学位研究』, 第 1 巻, pp.111-131.

調麻佐志 (2004)「学術論文データシステムを利用した研究評価」, 情報の科学と技術, Vol.54 No. 6 , pp.317-323.

米谷淳「大学の初年次教育をめぐる国内外の動向—学生の意欲の観点から—」『2003 年度第 9 回 FD フォーラム・第 1 回高大連携教育フォーラム報告集—生徒が学生に成長するために—』, 大学コンソーシアム京都, pp.190-193.

(口頭発表)

Hayashi, T (2004) "Context of Japanese publications' trend", NISTEP International Workshop, 東京

2 評価と課題

上記のように, 調査研究の成果は既に複数の論文や学会発表という形で公表し, これらにおいて各指標の特徴や大学評価に用いる際の有効性や問題点を明らかにした。このように, プロジェクトは目標通り順調に進展している。

平成17年度も継続して調査研究を推進し論文発表等を行う。また, 本プロジェクトの成果物を集めた報告書を作成し, 大学評価に関心を持つ人々に, 指標の有効性と限界について広く情報提供を行う。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

本年度は、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、英国側との「公開フォーラム」や「スタディビジット」を開催し、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。

1 調査研究プロジェクトの実施状況

（１）目的及び内容

日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。

平成16年6月に東京において、公開フォーラム「**New Challenges for Higher Education Leaders and Policymakers**－リーダーシップの向上を目指して－」また、平成17年2月にロンドンにおいて、ポリシー・フォーラム「**Higher Education Policy Forum**」を開催した。それぞれのフォーラムにおいて、**Higher Education Founding Council for England(HEFCE)**をはじめとする英国の高等教育関係者と日英の大学経営の在り方等について有識者間での共同研究を行った。また、平成17年2月に渡英した際には、日英それぞれ各6大学のペアリングによるスタディビジットを併せて実施しており、日本からは国立大学の学長・副学長等トップマネジメントに関わるメンバーが参加した。

これらの事業を通じて、高等教育のリーダーシップの育成や国際連携の在り方についての共同研究・意見交換を行った。

（２）成果

国立大学法人の評価スキームにおいて重要な要素である、大学の自律的経営とリーダーシップの在り方に関して、日英双方の政府、第三者評価機関、高等教育財政機関（研究資金を含む）、大学のそれぞれの立場から、意見交換し検討した。具体的に大学をどのようにガバナンスし、質を保証していくべきか、特にグローバル化に対してどのような大学間の連携協力を求めていくべきか、高等教育のリーダーシップはどうあるべきで、それをどのように育てていくべきか等について、シニアレベルでの職務経験に基づいて、日英双方の理解を深めた。また、研究の成果の一部を、質保証機関国際ネットワーク（INQAAHE、平成17年3月ウエリントン、ニュージーランド）で発表した。

（３）学術論文、口頭発表等

（口頭発表）

Akiyoshi Yonezawa, Tsutomu Kimura and Jannette Cheong, 'Beyond "Lost in Translation" to an Approach that Supports Diversity: The Role of the Japan-UK Higher Education Collaboration Programme in Fostering Mutual Understanding' INQAAHE 総会 2005.3-4. Wellington

(フォーラム企画)

「日英高等教育に関する協力プログラム」

- ・公開フォーラム（平成16年6月7日：東京）

"New Challenges for Higher Education Leaders and Policymakers

ーリーダーシップの向上を目指してー"

- ・ポリシーフォーラム（平成17年2月1日：ロンドン）

"Leadership and Governance in Higher Education"

2 評価と課題

本プロジェクトの特色は、日英双方の大学・政府・高等教育を支援する専門機関（大学評価・学位授与機構など）の三者の最高レベルの執行者の間での職務経験に基づいて、大学のリーダーシップとガバナンスの向上の方策を、現在おこなわれている日英双方の高等教育文脈を国際比較の観点からとらえたうえで、総合的・多面的に把握することにより、日英関係者の協力により計画どおり遂行し、成果を上げた。

プロジェクトの課題は、当初の予定どおり、平成17年度にこの成果をより体系的な形で日英双方の大学関係者にフィードバックし、さらに新たな検討を加えることであり、平成17年度に向けて、平成16年度に実施した施策フォーラム及びスタディ・ビジットの成果を整理した報告書の作成を進める。

I－3－（１）－１）調査研究プロジェクト

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

本研究は、民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。

本年度はその初年度であり、次の調査を行う。

- ・大学評価に活用可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の調査
- ・大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査

1 実施状況

（１）目的及び内容

大学以外の組織の経営手法のうち、大学経営に活用可能な手法及びその活用の際の留意点を明らかにするとともに、大学評価での適用について、適切な手法の開発を含め調査研究を行う。

民間企業や、行政、非営利法人等においては、経営手法の一環として組織や個人を評価し、それを業績や質の向上へと結びつけている。それらの手法のうち、大学に活用可能なものは何か、どのようにすれば活用可能かを検討する。さらに、既にそのような試みを行っている組織についてケース・スタディを実施する。これらを通して、大学の経営で有効な手法の開発を行う。

（２）成果

民間経営体の評価に関わる経営手法について調査を行い、大学経営及び大学評価への適用可能性についての検討を行った。その成果の一部は「I－3－（１）－１）－⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究」（P78）におけるロジック・ダイアグラムの使用のように、機構の事業に反映した。また、大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査に関しては、国立大学の法人化等、国内の大学の環境が激変している時期であることとともに、質保証機関としての機構の特殊性を考慮し、大学を特定した調査は行わずに、先進的な海外の事例について以下の調査研究を実施し、それらの一部は、既に学術論文あるいは口頭発表として公表した。

- ・海外の大学における戦略的経営に関する動向を基にした、当該経営手法の適用可能性に関する検討。
- ・海外の高等教育及び大学評価に関する実務者・研究者の講演を通じての、経営手法の使用及び効果的な大学評価手法に関する検討。

（３）学術論文、口頭発表等

（学術論文）

米澤彰純(2005)「大学が取り組むべき国際化の意義」、『月刊留学交流』，ぎょうせい，pp.16-19.

米澤彰純，木村出(2004)「高等教育グローバル市場の発展-アジア・太平洋諸国の高等教育

政策から得た示唆と ODA の役割-」, 国際協力銀行ワーキングペーパー, No.18
Tsutomu Kimura, Akiyoshi Yonezawa and Fujio Ohmori, (2004)"Quality assurance and recognition of qualifications in higher education:Japan", OECD, Quality and Recognition in Higher Education: The Cross-border Challenge, OECD, pp.119-130.
喜多一, 井田正明(2004)「大学評価と情報」, 『組織科学』, Vo. 38, No. 2, pp.4-17.
八尾坂修「教員資質の高度化と大学の役割」, 『高等教育研究』, 第 7 集, 日本高等教育学会編, pp.49-69.
八尾坂修(2004)『学校改善マネジメントと教師の力量形成』, 第一法規
(口頭発表)
Takahiro Saito, Takayuki Hayashi, "Effectiveness of University Evaluation: Experience and Lessons Learned from the Trial Evaluations Conducted by NIAD-UE",
INQAAHE 総会 2005.3-4. Wellington

2 評価と課題

年度計画に基づき, 大学評価に活用可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の調査を着実に遂行した。特に, 本プロジェクト研究結果として得られた評価手法は, 試行的評価の検証において有効に活用し, 検証結果報告書として結実した。

なお, 平成16年度は試行的評価の検証作業を優先的に行ったために, 大学を特定した調査は実施しなかった。このプロジェクトは3年計画で実施しており, 最終的にはこの調査は行われる予定である。

国立大学の法人化等, 国内の大学の環境が激変している時期であり, 質保証機関としての機構の立場から, 大学の経営体化の動向と経営手法の導入状況に関する調査を今後の重要課題として推進する。

④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究

本研究は、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。

本年度はその初年度であり、次の調査及び研究を行う。

- ・大学情報に関連する研究・開発動向の調査
- ・WWW等で公開されているいくつかの大学のシラバス等の教育情報の収集
- ・収集された情報の構造解析によるデータベースの構築と応用の検討

1 調査研究プロジェクトの実施状況

（１）目的及び内容

大学情報の収集とその情報構造の解析、データベース構築及び応用の検討を行い大学評価における情報技術の活用に係る研究を行う。大学情報に関連する研究・開発動向の調査、WWW等で公開されているいくつかの大学のシラバス等の教育情報の収集、収集された情報の構造解析によるデータベースの構築と応用の検討等を実施する。

（２）成果

WWW等で公開されている数十の大学のシラバスや履修科目表等の教育情報を収集し、収集したシラバス等からの有用な情報の抽出法を検討及び開発し情報抽出を実施した。収集した情報の構造解析により、教育等に関する大学情報の一般的なデータ形式の検討及び提案を行った。シラバスデータベースシステム、シラバス関連語検索システム、シラバスデータのクラスタリングに基づくカリキュラム分析システム、科目分類支援システム等の試作を行い各システム構築に関する検討を行った。システムを適用しシステム工学等の専門教育課程の比較分析を行い、得られた結果情報の視覚化の方法に関する検討及び試作を行った。さらに、システムの応用と改善について検討を行った。研究成果は、学術論文誌等への掲載、学会学術講演会等で講演発表により公表した。

（３）学術論文、口頭発表等

（学術論文）

井田正明，野澤孝之，芳鐘冬樹，宮崎和光，喜多一（2005）「シラバスデータベースシステムの構築と専門教育課程の比較分析への応用」、『大学評価・学位研究』，第2号，pp.85-97.

喜多一，井田正明（2004）「大学評価と情報」、『組織科学』，第38巻，第2号，pp.4-17.

野澤孝之，井田正明，芳鐘冬樹，宮崎和光，喜多一（2005）「シラバスの文書クラスタリングに基づくカリキュラム分析システムの構築」、『情報処理学会論文誌』，第46巻，第1号，pp.289-300.

宮崎和光，井田正明，芳鐘冬樹，野澤孝之，喜多一（2005）「電子化されたシラバスに基づく学位授与事業のための科目分類支援システムの試作」、『情報処理学会論文誌』，第46巻，第3号，pp.782-791.

芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2005) 「ウェブ文書からの情報抽出に関する研究の概観—シラバスデータへの適用に向けて—」, 『大学評価・学位研究』, 第1号, pp.133-143.

野澤孝之, 井田正明, 喜多一 (2005) 「教育支援情報システムの現状 —明治大学の事例調査報告—」, 『大学評価・学位研究』, 第1号, pp.145-153.

Ida, M., Nozawa, T., Yoshikane, F., Miyazaki, K., and Kita, H. (2005) Syllabus Database and Web Service on Higher Education, 7th International Conference on Advanced Communication Technology.

(口頭発表)

井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2004) 「シラバスデータベースシステムの検討と応用」, 『2004年システム制御情報学会講演会講演論文集』, pp.563-564.

井田正明, 野澤孝之, 芳鐘冬樹, 宮崎和光, 喜多一 (2004) 「シラバスデータベースの構築と利用」, 『第3回情報科学技術フォーラム講演論文集』, pp.347-348.

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2004) 「科目分類支援システムの改善とその応用」, 『第3回情報科学技術フォーラム講演論文集』, pp.291-292.

渡辺将尚, 絹川博之, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2004) 「Web上のシラバス情報の収集とXML変換」, 『第3回情報科学技術フォーラム講演論文集』, pp.121-122.

井田正明, 野澤孝之, 芳鐘冬樹, 宮崎和光, 喜多一 (2004) 「シラバスデータベースとシステム工学教育」, 『計測自動制御学会 システム・情報部門学術講演会 2004 講演論文集』, pp.107-112.

芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2005) 「シラバスからの関連用語収集手法の検討と検索システムへの応用」, 『情報処理学会第67回全国大会講演論文集』, 第4分冊, pp.325-326.

井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2005) 「シラバスデータベースシステムの実用化」, 『情報処理学会第67回全国大会講演論文集』, 第3分冊, pp.73-74.

井田正明, 野澤孝之, 芳鐘冬樹, 宮崎和光, 喜多一 (2005) 「シラバスデータによる教育課程の分析と視覚化に関する考察」, 『情報処理学会第67回全国大会講演論文集』, 第4分冊, pp.45-46.

渡辺将尚, 絹川博之, 芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 喜多一 (2005) 「シラバス文書からの情報抽出支援システムの試作」, 『情報処理学会第67回全国大会講演論文集』, 第4分冊, pp.475-476.

2 評価と課題

研究結果が多数の学術論文として発表されていることが示すように、年度計画を十分に履行し、中期計画の達成に向かって着実に成果を上げた。

平成17年度以降、大学情報に関する研究・開発動向の更なる調査、大学情報に関するデータベースの構築、大学評価におけるデータベース等の活用（支援システム構築）の検討等を実施する。

I-3-(1)-1 調査研究プロジェクト

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

平成12年度から15年度の試行的実施期間に機構が実施した評価の内容・方法について、全学テーマ別評価、分野別教育評価、分野別研究評価の3つの評価区分において検証を実施する。

1 調査研究プロジェクトの実施状況

(1) 目的

機構が実施する大学等の認証評価及び文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請により行う国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施に際しては、平成12年度から平成15年度に実施した試行的評価についての総合的検証を行い、これまでに蓄積した評価のノウハウ等を活かすことが重要であり、国立大学協会からも試行的評価に関する「本格的なメタ評価」の必要性がかねてより指摘されていた。

これらを踏まえ、試行的評価の枠組みや評価プロセス、評価対象機関や社会による評価の活用状況など、試行的評価によってもたらされた結果や成果などについて多角的に分析し、その優れた点や問題点等を明らかにすることにより、今後の新たな機構の評価システムの検討に役立て、より適切かつ効果的な評価の実施に資することを目的とする。

(2) 内容

1) 検証の実施体制

試行的評価の検証に当たっては、大学関係者及び広く評価に関する学識経験を有する者20人から成る「試行的評価に関する検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置した。機構の外部の有識者を中心として委員を構成することにより、検証の公正性、客観性を担保するとともに、全学テーマ別評価、分野別教育評価、分野別研究評価の各専門委員会主査など、機構の試行的評価に携った経験のある者を相当程度含め、各評価区分を通じた試行的評価における具体的な課題等が明らかになるよう配慮した。（【試行的評価に関する検証委員会委員名簿】参照）

検証委員会では、平成16年6月以降約半年間に4回の審議を行い、検証結果を取りまとめた。

○ 試行的評価に関する検証委員会委員名簿（平成16年 5月21日現在）

江川 雅子	ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
大川 尚士	九州大学名誉教授
大塚 雄作	大学評価・学位授与機構教授
川口 昭彦	大学評価・学位授与機構評価研究部長
河村 晴子	東京都立小川高等学校長
◎岸 輝雄	物質・材料研究機構理事長
北川 源四郎	情報・システム研究機構理事
木村 靖二	大学評価・学位授与機構教授
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長
塩野 寛	旭川医科大学副学長
高橋 強	京都大学大学院農学研究科長
谷口 吉弘	立命館大学教授
○野上 智行	神戸大学長
羽田 貴史	広島大学教授
早田 幸政	金沢大学教授
原山 優子	東北大学教授
平野 次郎	学習院女子大学特別専任教授
堀内 昭義	中央大学教授
森 正夫	公立大学協会相談役
吉川 誠一	株式会社富士通研究所常務取締役

注1) ◎は委員長，○は委員長代理を示す。
注2) 下線については，試行的評価に携った経験のある外部有識者を示す。

2) 検証の方法

検証は，評価対象機関，関係団体及び機構の評価担当者に対する意見照会，並びに評価対象機関に対するアンケート及びインタビューで得られた意見等について，当該調査研究プロジェクト担当者が中心となって調査・分析を行い，その結果に基づき実施した。

また，多角的な分析を実施するために，試行的評価の目的等の達成に関して直接的又は間接的に影響を与えることが想定される要素を抽出・整理し，「試行的評価に関する概念図」（【資料54】参照）として取りまとめ，具体的な検証事項を整理し，各検証事項に即して調査・分析を実施した。

意見照会，アンケート及びインタビューの概況は，以下のとおりである。

① 試行的評価の過程において実施した意見照会の分析

試行的評価の実施期間を通じて，評価対象機関，関係団体，機構の評価担当者の協力を得て，主として自由記述式の意見照会を継続的に実施しており，これらの意見照会の結果を整理し，定量的に取りまとめ，分析を行った。

② 試行的評価の効果等に関するアンケートの実施

上記意見照会では把握できなかった，評価終了後における評価対象機関での評価結果の利用動向やその効果等についての項目を含むアンケートを実施した。

本アンケートは，試行的評価を実施した122機関（統合前の機関を含む。）に対して，延べ550部を送付し，120機関から延べ539部（回収率98.0%）の提出があった。

③ 評価対象機関へのインタビューの実施

上記アンケートにおいて特徴的な回答のあった機関のうち，設置形態や規模，地域性，試行的評価の経験等を考慮し，10機関を選定し，評価のプロセスを動的に捉えることを主眼とした事項を中心にインタビューを実施した。

(3) 成果

本検証では、機構の評価に伴う自己評価の取組や、大学内において既に認識されていた課題を評価で指摘されたことが改善に有効に機能していること、さらに、大学等のマネジメント上の意識改革に効果が認められるなど、試行的評価が大学等の教育研究活動等の改善に役立っていることが明らかとなった。

一方、評価の具体的な実施面等については、機構と大学双方の評価作業が効率的に行えるような評価システムの設計や、評価結果を社会に分かりやすく示すための記述内容・表現及び形式の工夫・改善などが今後の課題として指摘された。

これらの検証結果は、『大学評価・学位授与機構が平成12年度から平成15年度までに実施した試行的評価に関する検証について－試行的評価に関する検証結果報告書』（平成16年11月）として取りまとめた。（【資料55, 56】参照）

本報告書は、大学等の認証評価や国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究面の評価の適切かつ効果的な実施に資するよう、機構関係委員会委員、評価対象大学及び関係団体等に送付するとともに、ウェブサイトに掲載し、周知、公表した。また、検証結果の一部は質保証機関国際ネットワーク（INQAAHE, 2005年3月 ウェリントン, ニュージーランド）で発表した。

(4) 学術論文、口頭発表等

齊藤貴浩「大学評価・学位授与機構による試行的評価に対する意見集計結果－全学テーマを対象として－」, 日本評価学会春期第1回全国大会, 東京工業大学.

**Takahiro Saito, Takayuki Hayashi, "Effectiveness of University Evaluation: Experience and Lessons Learned from the Trial Evaluations Conducted by NIAD-UE",
INQAAHE 総会 2005.3-4. Wellington**

『大学評価・学位授与機構が平成12年度から平成15年度までに実施した試行的評価に関する検証について－試行的評価に関する検証結果報告書』（平成16年11月）

2 評価と課題

試行的評価に関する検証は、外部の有識者等で構成する検証委員会の審議を経ることにより、公正かつ客観的に実施した。また、検証事項の整理やアンケート及びインタビュー結果の分析等のプロセスを通じて、多角的な検証を実現した。

試行的評価は、全国立大学等を対象として実施した評価事業として、我が国初の試みであり、試行的評価を総括とした本検証は、大学等の認証評価や国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究面の評価のより適切かつ効果的な実施のために極めて有意義なものとなった。

I－3－（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

２）研究成果の公表等

調査研究成果は、年に１回以上発行する機構の研究紀要『大学評価』に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

１ 実施状況

（１）学術誌による調査研究成果の公表

① 研究紀要『大学評価』の再編・発行

機構では、平成15年度まで、調査研究の成果を『大学評価』と『学位研究』の二つの研究紀要により外部へ公表してきた。しかし、①大学評価と学位研究という二つの事業を互いに密接かつ有機的に関係づけること、②研究的アプローチとして、各事業に直接関わる研究を引き続き推進すると同時に、高等教育全体の広い視野の下に統合的な研究を積み重ねることが必要であることに鑑み、新たに学術誌『大学評価・学位研究』として統合した。

学術誌『大学評価・学位研究』においては、大学等の教育研究活動等の状況についての調査研究成果として論文３件、研究ノート・資料１件を掲載し公表する外に、第１号において「教養教育の評価」を特集として企画し、機構が全学テーマ別評価の一つとして実施した教養教育の評価結果全体を概観し、教養教育に関する問題点を整理した。

② 学術誌の刊行体制の整備

学術誌『大学評価・学位研究』の刊行に伴い、これまでの研究紀要編集委員会を研究成果刊行物編集委員会へ再編するとともに、質の高い学術誌とするために必要な規則等を整備した。さらに、機構外部からも投稿可能とし、査読体制を整備した。

○ 研究成果刊行物編集委員会の審議状況（平成16年度６回開催）

第１回	平成16年５月18日	平成16年度事業計画、研究紀要の編集要領等の審議
第２回	６月15日	紀要出版方針、執筆要領等の審議
第３回	９月６日	新学術誌の名称、関係規則等の審議
第４回	９月24日～29日	関係要項等の審議
第５回	平成17年２月９日	『大学評価・学位研究』の仕様等についての審議
第６回	３月８日	平成17年度事業計画等についての審議

○ 新学術誌の刊行に伴い新たに制定した規則等

- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構研究成果刊行物編集委員会規則
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構研究成果刊行物出版要項
- ・ 「大学評価・学位研究」投稿要項
- ・ 「大学評価・学位研究」執筆要領
- ・ 「大学評価・学位研究」査読要領

③ 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表されている。

『大学評価・学位研究』掲載論文等	4
学術論文等	14(うち和文11, 英文3)
口頭発表等	14(うち和文10, 英文4)
報告書	1
科学研究費補助金報告書	4

(詳細は【資料57】参照)

(2) 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

機構では、大学評価に関する調査研究に関する招へい者来日時に講演会を開催し、外部への調査研究の情報発信を行うなどにより研究活動の公表等を支援しており、平成16年度は以下の研究会等を実施した。

○ 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の開催状況

平成16年 4月13日	大学機関別認証評価に係るシンポジウム (参加者人数501人)
6月7日	「 New Challenges for Higher Education Leaders and Policy makers ーリーダーシップの向上を目指してー」公開フォーラム (講演3件, 質疑応答, パネルディスカッション, 参加者人数122人)
8月19日	評価研究部・学位審査研究部合同研究会 (参加者人数32人)
11月16日	公開講演会 (ヨーロッパにおけるアクレディテーションの発展と オランダ: 視学官の視点から) (参加者人数9人)
11月18日	講演会 (オランダにおける新しいアクレディテーションの実際) (参加者人数11人)
平成17年 2月14日	公開研究会 (オーストラリアの大学評価: ねらいと課題) (参加者人数20人)
2月17日	講演会 (大学評価の国際化への対応: 欧州の経験とAUQAでの挑戦) (参加者人数25人)

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成16年度、機構から評価研究部に関する研究について、新規7件、継続2件の申請を行い、それぞれ新規3件、継続2件の採択を受け、科学研究費補助金310万円が交付された。

このほか、平成16年度から文部科学省の在外研究員制度が廃止されたことに伴い、新たに「海外派遣研究員制度」を制定し、評価研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上を目的として海外の教育研究等機関に派遣する制度を導入した。

2 評価と課題

高等教育の枠組みの中で、「学位」は「教育」の成果として位置付けられるものであり、「教育」は高等教育機関の「評価」活動によって「改善」と「質の保証」がもたらされる。このような視点から、大学評価や学位授与の事業に直接関わる研究のみならず、高等教育全体の広い視野の下に、大学評価、学位授与に関する基礎的、統合的な研究を蓄積していくことは重要であり、このような研究成果を発表する学術誌として、新たに学術誌『大学評価・学位研究』を刊行したことは大きな意義をもつ。

今後、査読体制の充実等により学術誌としての質の高さを保つと同時に、研究の活性化に努める。

さらに、講演会、シンポジウム、研究会を随時開催し、機構内外の教員、研究者が研究成果を発表することにより、情報の適切な公開、共有に引き続き努める。

なお、新たに制定した「海外派遣研究員制度」は、今後、評価研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上に貢献すると期待される。

I－3 調査及び研究

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1. 実施状況

平成3年の学校教育法改正によって導入された機構の学位授与制度は、我が国における生涯学習社会の到来に対応し、また高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して、大学・大学院の卒業者・修了者と同等の水準の学力を有すると認められる者に対して学位を授与する道を開くものである。大学の在り方、高等教育の位置付けが変化する時代にあつて厳正な学位審査の過程を運用するためには、関係する専門家の間で学位に関する情報及び意識の共有を常に図っていくことが必要である。

このため、我が国において大学以外で唯一学位の授与を行う機関である機構にとって、学位に関する調査研究とその成果の普及は極めて重要な役割をもつものであり、平成16年度は、適切な学習の審査と学位の授与を行うために不可欠な調査及び研究を実施するとともに、その成果を外部に発信した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成16年度計画に基づき、学位の在り方に関する理念的な概念整理、具体化の方策、現行審査過程の評価、改善のための開発研究を複数の課題（プロジェクト）に分け、調査研究を実施した。学位授与の実務に学位審査研究部のすべての教員が関与し、同時に調査研究を行うことにより、学位の研究が抽象論に終始することなく、学位授与の判断基準の最適化に反映することが可能となり学位審査の改善に貢献することができた。

(2) 研究成果の公表等

調査研究の成果は、機構が発刊する学術誌『大学評価・学位研究』を含む学術誌での学術論文28編、著書・訳書3編、科学研究費補助金報告書4編、講演会・公開シンポジウム主催6件、研究会主催5件等によって公開したほか、ウェブサイトに掲載して広く情報提供を行った。

2. 評価と課題

平成16年度は、学位の在り方という高等教育の基本問題の調査研究と機構が行う学位授与制度の改善に繋がる研究を関連付けて実施し、専門家及び社会全体への情報提供を活発に行い、計画に沿った成果を挙げた。

学位を取り巻く国際的な環境の変化は急であり、研究成果の国際的な発信を一層強めていきたい。

I-3-(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1. 実施状況

大学に通わずに高等教育水準の学習をする者への学位授与を適切に実施するためには、学位に関する国内外の現状を調査するとともに、学位授与に必要な審査方法について継続的に検討することが重要である。また、機構の学位授与制度による学位取得者へのアンケートや学習パターンの調査によって、本制度の運用実態を把握・分析し、改善方策の企画に資することが重要である。これらの課題を2つの大項目に分けて、中期計画、平成16年度計画に従い次のプロジェクトを実施した。

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

(①-ア) 学位・単位制度の在り方及びその通用性に関する研究

- ・高等教育のユニバーサル化，国際化の時代に適合する学位システムについて研究する学位システム研究会の発足
- ・学位・単位制度に関する外国実情調査（米国遠隔教育，米国，英国，中国，韓国等の事例調査）
- ・学位・単位制度に関する国内実情調査（編入制度，単位互換の実施状況を中心とする事例調査）
- ・学位に付記する専攻分野の名称のアンケート調査と分析

(①-イ) 機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

- ・取得直後，1年後，5年後アンケート調査
- ・学位取得者の履修パターンの分析
- ・不合格者の不可判定理由の細述化
- ・学際領域に関する新専攻区分の設置企画（社会システム工学）

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習成果の評価に関する研究

(②-ア) 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的な需要に関する研究

- ・学習機会の多様化と学生の流動化状況調査（第1次アンケート調査結果を踏まえたヒアリング調査の実施）
- ・学習形態の多様化（通信教育・教室外授業へのIT技術の適用）調査及び社会ニーズの動向（情報技術分野人材の社会需要と大学の供給）調査
- ・科目等履修生制度の実施状況調査（全国大学，短期大学へのアンケート調査）

(②-イ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究

- ・短期大学専攻科の研究
- ・電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

- ・学外資格の単位認定に係る実態調査の分析
- ・韓国の学点銀行制度の調査

2. 評価と課題

学位の在り方についての理念的問題の認識を深める研究活動の推進と、学位授与の実務への支援及び企画に資するとの観点から、各研究プロジェクトを計画に沿って着実に実施し、所期の成果を挙げた。

I-3-(2)-1) 調査研究プロジェクト

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

1 実施状況

次の二つのプロジェクトを設け、調査研究を進めた。

(ア) 学位・単位制度の在り方及びその通用性に関する研究

学位の在り方を理念的な観点から追求するプロジェクトで、国内外の状況を調査するとともに、高等教育のあるべき姿を歴史的、社会的及び教育政策的な観点から検討するものである。平成16年度に「学位システム研究会」を設置し、当研究部教員に加えて高等教育専門家（大学及び共同研究機関所属）4人、文部科学省行政官4人の参画を得て、問題点の整理を開始した。多様性の推進と教育の質の保証の両立を個別の単位認定、学位授与の過程で実現することを中心に据えて資料の収集を行い、次年度の分析の基礎を作った。

(イ) 機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

機構の学位授与制度の運用について検討する実践的なプロジェクトで、学位取得者に対して取得直後、1年後、5年後にアンケート調査（【資料58】参照）を行い、学習の動機、学位取得のメリット、審査内容についての印象、要望などについての意見聴取とその変化を調べた。この調査研究は機構が発足以来継続して行っており、時代的な変遷にも注目して分析することは、学位授与制度の改善のための重要な資料となる。

具体的には3つの事項があり、第1に、学位取得者の履修パターンの分析を行った。第2に、単位積み上げによる学位取得申請者のうち約1割が不合格の判定を受けるが、不合格通知の際に学修の不備を詳細に示すことにより教育的な効果を高める観点から、不可判定理由を典型的なコメント文の中から選ぶ方式を学位審査会に提案した。第3に、近年学際領域の展開が急であり、特に社会科学と工学の境界領域をつなぐ分野での学科新設等が高等専門学校でも進められており、この分野の審査を円滑に行うため、「社会システム工学」の専門部会の新設のための準備委員会を組織し、典型的な専門科目の事例や要求すべき学習の量、広がりについての合意形成を図った。これに基づいて平成16年度後半から専攻科認定審査を開始した。

2 評価と課題

学位の構造と国際通用性は、機構が行う多様な申請者への学位の授与に直接に関わる重要な事項であり、その理論的基盤、国内外の情勢分析を踏まえた次世代学位システムの検討を計画どおり開始した。また、適切な学位審査のための新方策の企画立案に資する研究については、機構の学位授与過程についての資料を収集・分析し、当初の計画どおり順調に進捗した。

I-3-(2)-1)-① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め、学位・単位制度のあり方及びその通用性を検討するための基礎となる研究を行う。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

生涯学習システムへの移行、国際化、ユニバーサル化など高等教育をとりまく社会的環境が変化する中で、学位・単位制度の在り方とその通用性が国内のみならず国際的にも重要な課題となっている。こうした状況に鑑み、学位の構造・機能に関する理論と国内外の最新状況を把握し、学位を取得するために求められる学習の構成と要件について研究することにより、機構の学位授与事業のみならず我が国の高等教育政策における学位・単位制度の在り方とその通用性についての検討の参考にも資することを目的とする。

1) 高等教育ユニバーサル時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

高等教育のマス型からユニバーサル・アクセス型への移行に象徴される高等教育の拡大は、個人には編入学、再入学など高等教育機関への再帰的な入学、あるいは機関間の流動性の拡大をもたらすとともに、高等教育機関についてはそうした学習行動を許容する柔軟な制度的対応が求められている。我が国においても近年、高等教育機関への入学、大学院への進学要件等、さまざまな形で規制緩和措置が行われ、また、大学の設置認可についても、事前の審査基準は著しく緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証を行うシステムへと移行しつつある。しかしながら、真に望ましいユニバーサル・アクセスを導くためには、個人の取得した学歴資格の質的な内容・水準を的確に保証し、そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みがなければならない。以上の社会的な課題を念頭において、行政的な要請と呼応しつつ、機構における本格的な調査研究のための予備的な調査研究を行う。

2) 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

上記1)の調査研究に関連して、主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新情報の把握に努め、調査結果を機構の学術誌等に公表することによって情報を広く公開する。

② 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は、申請に必要な基礎資格を、外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただし、その教育が当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は、このように他国で中等後教育を受けた者にも、我が国の学士の学位を取得する道を開くものである。学位審査研究部では、外国の学校教育修了者から基礎資格の照会があった場合に、諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに、諸外国の高等教育機関の学務担当者に直接メール等で問い合わせる情報収集及び必要な調査を行い、基礎資格の有無

を判定して、学位授与制度の適切な運用を支援する。

3) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

機構では、全国の大学を対象に毎年「学位に付記する専攻分野の名称の調査」を実施している。平成3年の大学設置基準大綱化により、それまで学位規則で定められていた学位の専攻分野の種類が廃され、かわりに各大学が自らの教育課程の内容に即して専攻分野の名称を決め、その名称が学位に付記されることになった（例：学士（〇〇））。これは各大学に大きな裁量を与える一方で、名称の多様化を招く措置であることから、我が国の大学卒業者の学位がどのような専攻分野の修了資格として授与され、付記名称にどの程度の多様性が見られるのか、その実態を明らかにすることは、我が国の学位の通用性を検討する上できわめて重要である。本調査は、平成5年度から機構が継続的に実施しており、調査結果は数年ごとに機構の学術誌等に公表する。

(2) 成果

1) 高等教育ユニバーサル時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

高等教育のユニバーサル化、国際化の中で、新しい学位システムが再構築されることが不可欠の課題となっている。学位は学位授与権を有する大学の根幹にかかわる問題であり、当プロジェクトの目的を達するためには、高等教育研究を専門とする外部学識経験者並びに行政の担当者である文部科学省関係者の参画を得ることが不可欠である。こうした観点から機構内に外部の高等教育研究者と文部科学省行政官、及び学位審査研究部教員で組織する「学位システム研究会」を発足させ（【資料59】参照）、専門的な見地から基礎的調査を行い、主要な問題点を分析する作業に着手した。

2) 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

アメリカ、ヨーロッパの最新動向を把握するため、アメリカのミネソタ大学とヴァージニア大学への訪問調査、並びにドイツから研究者の招聘と公開シンポジウム（P101参照）を開催した。アメリカでは州立の高等教育機関（コミュニティ・カレッジと大学）の間で編入学生の単位認定を容易にするため科目のデータベース・システムが整備されていること、また、学士課程教育は一般・教養教育を含めて全学共通の要件や学部共通の要件などが、細かく規定されていることが明らかになった。

ドイツ人研究者の講演では、欧州諸国の共通目標である平成22年の「ヨーロッパ高等教育圏」の完成には、各論（カリキュラムの内容、修業年限、高等教育機関の間の階層性など）にまだ解決すべき問題が残されていることが指摘された。講演は外部者にも公開して行われ、また講演の内容に基づく論文を和訳のうえ機構の学術誌に掲載した。

② 機構の学位授与事業にかかわる諸外国の学位・単位制度調査

近年、中国の短期高等教育（専科）修了者が機構の学位授与を申請する例が年に数件あり、急速に変化している中国の高等教育の実情を調査し最新情報を把握するため上海とアモイの高等教育機関を訪れ、中国高等教育における専科と本科の関係、普通高等教育機関と成人高等教育機関の相違と授与される学位の異同などについて調査を行うとともに、関係者との意見交換を行った。この訪問調査を通じて、従来の学位関連法令は平成17年3月の全国人民代表大会で改定されたことが明らかになった。そのため、この改定によって中

国の学位制度に関する規定にどのように変化が生じたかについて調査を開始した。

3) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

平成16年度に専門職学位が新たに学位の種類に加わったことを機に、調査用紙のフォーマットを全面的に改訂した。調査用紙には前年度に各大学から回答のあった付記名称をあらかじめ記載し、大学にはその内容の確認と修正を求めることとした。このフォーマットの改訂により、回答に要する各大学の負担及び回答結果を調査分析用のデータに加工する労力が軽減された。各大学からの回答内容は、平成16年度中にデータ入力を終えた。

(3) 学術論文、口頭発表等

(口頭発表)

八木克道(2004)「学位の質の保証についての一考察」, 日本高等教育学会第7回大会, 愛知学院大学

吉川裕美子(2004)「大学評価と学位の質保証」, 日本教育制度学会第12回大会, 課題別セッションIV, 埼玉大学

ウルリッヒ・タイヒラー(吉川裕美子訳)(2005)『『ヨーロッパ高等教育圏』に向けての収斂と多様性』, 『大学評価・学位研究』第2号(招待講演の記録)

(研究会資料)

「学位システム研究会について」(2005)(研究会規程, 委員名簿, 第1回研究会資料)

2 評価と課題

平成16年度の年度計画「学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め, 学位・単位制度の在り方及びその通用性を検討するための基礎となる研究を行う」は概ね計画どおり実施した。

平成17年度以降は, 「学位システム研究会」を機軸に, 学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する基礎的な調査を進め, 主要な問題点の分析とともに, 学位授与事業に関連する調査研究を引き続き着実に行う。

イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者を対象に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

1 実施状況

（1）目的及び内容

多様な学習履歴を有する機構での学位取得者の学習行動、意識、学位取得後の動態等を継続的に調査し、制度の現状及び機能の分析を通して業務の遂行並びに改善に資するデータを提供するとともに、単位累積加算制度の実現など将来的課題の検討に向けた基礎的データを蓄積する。さらに、これらの研究成果を踏まえて、学位授与制度の運営・改善に貢献することを目的とする。

1）「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後、取得から1年後、5年後の3時点にわたる追跡調査（アンケート）を継続的に実施する。調査項目は、学位取得までの学習プロセス、申請の手続きや審査に対する意見、学位取得の動機、学位取得に対する意識・満足度、取得した学位に対する社会的評価、学位取得前後での職業的地位の変化など多岐にわたり、多様な要因の影響を考慮しながら現行制度の意義や課題の検証を行う。

2）機構における学位取得者の単位履修パターンの分析

単位積み上げ型の学位授与制度では、学習者は短期大学、高等専門学校卒業などの基礎資格を取得した後、大学の科目等履修生制度等を利用して学士の学位取得に必要な学習を行うものであり、各々の学位取得者の学習履歴はきわめて多様である。本研究では、学位取得者の単位修得状況を詳細に分析することにより、単位積み上げによる学位授与制度における学習履歴の構造を、学習の体系性の観点等から検証する。

3）不可判定理由の細述化

単位積み上げ型の学位授与制度における「学修成果」（レポート）の審査結果並びに判定理由をより詳細に申請者に伝達（フィードバック）するための方式を検討・開発する。そのためには、単なる伝達用の書式の作成だけでなく、“学士の水準の学力”についての理論的検討を行うことが不可欠である。学位授与の審査の際に専門委員から聴取した意見並びに部内での理論的検討の結果を踏まえ、より有効なフィードバックを行うためのフォーマットを開発する。

4）新しい専攻区分の設置

学際的・複合領域的な専攻など、従来とは異なる審査上の区分（専攻区分）での学士の学位取得の要請に対応することは、学位の取得機会を拡大するという制度の理念からも必要である。既存の専攻分野との整合性並びに「学士」としての学習の体系性を維持しつつ、どのような専攻分野を新たに設けるべきかについて、専門的な立場から最新の状況を常に把握するための調査を行う。

(2) 成果

1) 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」

「直後調査」については、平成16年度4月期学位取得者(373人)を対象に、9月に実査を行い、202人から回答を得た。10月期の学位取得者については平成17年3月から4月に調査を実施し、調査票の回収及び集計作業を実施中である。「1年後・5年後調査」は、4月末に平成14年度10月期(1802人)、平成10年度10月期(1062人)、また、10月末に平成15年度4月期(371人)、平成11年度4月(344人)の学位取得者を対象として実施し、それぞれ39.1%、29.5%、52.6%、40.1%の有効回答を得た。回収した調査票は既にデータの入力を完了し、次年度以降にデータ分析を行う。

2) 機構における学位取得者の単位履修パターンの分析

平成13年度の専攻分野「看護学」における学位取得者について、基礎資格を得た学校種の違い(短期大学、専門学校等)、並びに基礎資格該当後の学習履歴の違いにより、いわゆる一般・教養的科目の単位修得状況に大きな差異があることを明らかにするとともに、平均的な看護系大学における専門科目、一般・教養科目の単位修得状況との異同についても検証した。

3) 不可判定理由の細述化

学修成果(レポート)の内容が学士の学力の水準に達していないと判定された者について、審査の判定理由を従来の方法よりも詳細に伝達することとし、平成16年度当初に「不可判定理由細述化のためのフォーマット案」を作成した。その後、4月期及び10月期の学位授与の審査の際に、フォーマット案を実際に専門委員に使用してもらい、意見を募った。専門委員からの意見及び実際に申請者に伝達した場合の影響等について検討を重ね、修正案を作成した。

4) 新たな専攻区分(「社会システム工学」)の設置

専攻分野「工学・芸術工学」に、経営工学あるいは社会工学に関する専攻区分を設置するための準備作業として、当該分野の大学教員に対して、専門分野の特質、大学における一般的な教育課程の構成や開設授業科目等についてヒアリングを実施した。その結果、専攻区分の名称を「社会システム工学」とし、収集した情報を基に、当該専攻区分における専門科目等の単位修得の基準(専攻基準)素案を作成した。

(3) 学術論文、口頭発表等

(学術論文)

八木克道(2005)「学位授与申請者の一般・教養科目単位修得状況調査Ⅱ－短期大学を基礎資格とする申請者(看護学)について(平成13年度)、専門学校との比較」『大学評価・学位研究』第2号, pp.113-131.

2 評価と課題

各事項について計画に沿って調査研究を着実に実施した。

今後の課題として: 1) 「直後調査」, 「1年後・5年後調査」, 及び2) 「機構における学位取得者の単位履修パターンの分析」については、これまでの研究成果により専攻分野によって学位取得者の社会的属性, 学習履歴, 学位取得の目的や意味が異なることが明らかになったの

で、今後それぞれの専攻分野内での分布について詳細な分析を進める。3)「不可判定理由の細述化」については、平成17年から本格的に実施するために準備を進める。4)「新しい専攻区分の設置」については、学士の学位取得に対する潜在的な需要の把握を行い、新たな専攻区分設置の必要性、緊急性を判断し、適切に対応する。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

1 実施状況

次の二つのプロジェクトを設け、調査研究を進めた。

（ア） 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する予備的調査の実施

① 高等教育レベルの学習行動，学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

平成17年度に実施予定のアンケート調査の予備段階として，編入学制度の実際の運用と運用上の問題点を明らかにするための訪問ヒアリング調査を行った。また，国内外で講義等にIT技法を役立てている教育機関を選んでアンケート及び訪問調査を実施し，その結果を中心に，ITを利用した高等教育の展開状況をまとめた。さらに，平成13年度の学士（看護学）取得申請者について，一般・教養科目の修得単位状況を，学習履歴別に調査して，学習行動の違いを明らかにした。

② 科目等履修生制度に関する調査

調査用紙のフォーマットを改訂し，各大学，専攻科における科目等履修生制度の開設状況に加えて，過去に科目等履修生を受け入れた実績を尋ね，その結果を当該機関の承諾を得て公開した。

（イ） 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究の実施

① 短期大学専攻科の研究

短期大学専攻科と機構の学位授与制度の関係について理論的整理を行うとともに，その展開状況を示すことにより，専攻科認定制度及び単位累積加算制度の課題を明らかにした。

② 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

シラバスの電子化及びそこからの情報抽出方法を検討し，機構の学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援するシステムを試作した。

③ 学外資格の単位認定に係る実態調査の分析

平成14年度に実施した全国大学調査を集計・分析し，学生が大学外で取得した資格に対する単位認定の状況を明らかにした。

④ 韓国の学点銀行制度の調査

韓国における学点銀行制度の現状及び課題を調査した。

2 評価と課題

各事項について計画に沿って着実に調査研究を実施した。科目等履修生制度に関するアンケート調査を行う際，新たに科目等履修生受け入れの実績を調べ，その結果を機構が毎年発刊する冊子で公開することにより，定量的な把握を可能にした。また，学位審査の重要な過程である履修科目の専門度判定方法の改善の基礎研究として，科目シラバスデータベース構築法の検討及び電子化シラバスから自動的に情報を抽出する情報科学的手法の開発を行い，成果を情報発信した。

平成17年度以降，研究を着実に積み重ねていく。

I-3-(2)-1)-② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究
高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する予備的調査を行う。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化（転学、編入学、再入学等）の実態と潜在的需要について実証的研究を行うことを目的とする。

1) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

高等教育の望ましい形のユニバーサル化に伴い、学習行動・学習機会の多様化が進む中で、学士課程全体としての体系性・一貫性を保持し、その修了資格である学士学位の質を保証する方途を検討するために、学生の流動化の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。

2) 科目等履修生制度に関する調査

全国の大学及び機構が認定した専攻科を有する短期大学と高等専門学校を対象に毎年「科目等履修生制度の開設状況に関する調査」を実施している。調査結果は冊子「科目等履修生制度の開設大学一覧」として毎年公表する。

(2) 成果

1) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

① 学生の多様な学習行動及び学習機会の多様化の実態に関するアンケート調査

学生の移動と単位認定の実態についての詳細な把握を目指し、平成17年度に実施予定のアンケート調査の予備的調査として、編入学制度の実際の運用と運用上の問題点（【資料60】参照）を明らかにするための訪問ヒアリング調査を行った。国内の高等教育機関のうち学生の編入学に積極的に取り組んでいる大学（学部）から、大学のタイプ、専攻分野等の多様性に配慮して、5校程度を目安に選択し、編入学者に対する既修得単位の認定の方法、プロセス、実施上の問題点などについて、また、編入学した学生数名を対象に、編入学した動機、入学後の学習上の問題点、既修得単位の認定状況などについてそれぞれインタビューを実施した。

② 学習形態の多様化に関する調査研究

国内外で教室外の講義や、通信教育にIT技法を役立てている教育機関を選んでアンケート及び訪問調査を実施した結果を中心に、ITを利用した高等教育の展開状況をまとめた。また、平成13年度に機構の学位授与制度に申請した者のうち、看護学の学士取得申請者について、一般・教養科目の修得単位状況を、学習歴（短期大学卒業生、専門学校修了生、専攻科修了生、科目等履修生制度による学習者）別に調査して、学習行動の違いを明らかにした。

2) 科目等履修生制度に関する調査

調査用紙のフォーマットを改訂し、各大学、専攻科における科目等履修生制度の開設状況に加え、過去に科目等履修生を受け入れた実績（人数）を尋ね、その結果を当該機関の承諾を得て公開した。受け入れの実績を公表することにより、科目等履修生としての受講を考えている学生（機構の学位授与制度への申請者）に、機関・科目の選定に当たってより具体的な情報を提供することが可能になった。平成16年度末に、以上の新しい情報を含む「科目等履修生制度の開設大学一覧」を刊行した。

(3) 学術論文、口頭発表等

(学術論文)

神谷武志, 宮崎和光, 森利枝(2005)「ITを利用した高等教育の展開－教室外講義, 通信教育を中心に－」, 『大学評価・学位研究』第2号, pp.99-111.

森利枝(2005)「アメリカにおける遠隔教育と連邦奨学金－いわゆる 50 パーセント・ルールを中心に－」, 『大学評価・学位研究』第2号, pp.69-84.

八木克道(2005)「学位授与申請者の一般・教養科目単位修得状況調査Ⅱ－短期大学を基礎資格とする申請者（看護学）について（平成13年度）専門学校との比較－」, 『大学評価・学位研究』第2号, pp.113-131.

(研究会資料)

吉川裕美子, 濱中義隆(2004)「学士課程教育の多様化・弾力化と学位の質保証への検討課題」
大学評価・学位授与機構評価研究部・学位審査研究部合同研究会

2 評価と課題

科目等履修生制度に関する調査の改善の企画, 立案を行い, より具体的な情報を提供する「科目等履修生制度の開設大学一覧」を刊行するなど, 計画どおりに調査研究を着実に実施した。

平成17年度以降は, 平成16年度の訪問ヒアリング調査で得られた情報を踏まえて国内アンケート調査の質問紙を構成し, 調査を実施すること, 及び学位授与事業に関連する調査研究を引き続き着実に行う。

I－3－（2）－1）－② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究
高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行う。

1 実施状況

（1）目的及び内容

高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を学位授与の要件の一部として評価・単位認定する方法について研究開発を行う。

1）短期大学専攻科の研究

一般的単位累積加算制度（単位累積を条件とした学士の学位授与システム）の実施を視野に入れ、大学以外の高等教育レベルの学習機会の一つである短期大学専攻科について、機構の学位授与制度との関係についての理論的な整理を行うとともに、その展開状況を示す。

2）電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

シラバスの電子化並びにそこからの情報抽出方法を検討することにより、機構の学位授与事業における科目分類を支援するシステムの構築を目指す研究を行う。

3）学外資格の単位認定に係る実態調査の分析

平成14年度に実施した全国大学調査（【資料61】参照）を集計・分析し、学生が大学外で取得した資格に対する単位認定の状況を明らかにする。

4）韓国の学点銀行制度の調査

韓国における単位累積加算制度の実現形態である学点銀行制度の現状を調査し、分析する。

（2）成果

1）短期大学専攻科の研究

機構の発足以降における短期大学専攻科の展開状況と、専攻科認定制度及び単位累積加算制度の課題を明らかにした。機構による専攻科の認定が平成4年に開始して以来漸増し、平成16年には当初の9倍に当たる99専攻に達したこと、短期大学の4年制大学への転換によって廃止される専攻科がある中で毎年20専攻を越える新規認定申請があること、また認定専攻科は定員充足率が高いことが示された。課題として本科と専攻科を合せたものが学士課程と同等のものと単純にみなされることの持つ大学設置認可制との不整合；短期大学がより多くの社会人学生を受け入れるために必要とされる方策；単位累積加算制のさまざまな在り方が試みられている米国で起きている学習履歴の多様性を認める諸施策に伴う質の保証の課題；などを指摘した。

2）電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

電子化シラバスを活用することにより、機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援するシステムを試作した。

3）学外資格の単位認定に係る実態調査の分析

単位認定の現状について、次のような点を明らかにした。

- ① 卒業要件の単位として認める大学数・学部数の割合は、全体としてほぼ3分の1である。
- ② 単位認定の対象とされている資格の種類は国立で52種類、公立で19種類、私立で192種類であるが、その分野別内訳としては国公立とも語学関係が大部分を占めている。
- ③ 1大学当たりの単位認定の対象とされている資格の種類数としては、1～9種類までの大学が多いが、一部に特に種類数の多い大学がみられる。

4) 韓国の学点銀行制度の調査

学点銀行制度の実施機関である韓国教育開発院を訪問調査するとともに、同院の研究者を機構に招聘して講演会の開催と意見交換を行うことにより、高等教育以外の多様な教育・訓練機関の教育課程を履修して得た「学点」(単位)を累積することによって従来の大学卒業者と同一学位の取得に導く同制度の詳細情報を獲得した。今後の課題として、多様な学習に対する認定制度の拡大と質の保証のための評価認定基準の強化の両立；教育・訓練機関の事後管理システムの構築；学修結果の評価認定方策の樹立；などが挙げられており、機構の課題との共通課題もあることが明らかとなった。

(3) 学術論文、口頭発表等

1) 短期大学専攻科の研究

(学術論文)

濱中義隆 (2005)「短期大学専攻科の研究—大学評価・学位授与機構による専攻科認定制度との関係を中心に—」,『大学評価・学位研究』第2号, pp.47-67.

2) 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

(学術論文)

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2005)「電子化されたシラバスに基づく学位授与事業のための科目分類支援システムの試作」,『情報処理学会論文誌』Vol.46, No.3, pp.782-791.

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2004)「電子化シラバスに基づく学位授与のための科目分類支援システムの検討」,『学位研究』No.18, pp.133-150.

(国際会議論文集)

Miyazaki, K., Ida, M., Yoshikane, F., Nozawa, T. and Kita, H.(2004) : On development of a course classification support system using syllabus data, Computational Engineering I (The symposium book of selected papers at ICOME 2003), pp.311-318.

(国内会議予稿)

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2004)「科目分類支援システムの改善とその応用」,『第3回情報科学技術フォーラム 第4分冊』, pp.291-292.

3) 学外資格の単位認定に係る実態調査の分析

(学術論文)

六車正章 (2005)「大学における資格の単位認定の現状—全国大学調査の集計・分析から—」,『大学評価・学位研究』第2号, pp.19-46.

4) 韓国における学点銀行制度の調査

(国外訪問による制度の調査)

吉川裕美子 (2004) : 韓国教育開発院・学点銀行 (ソウル市) を訪問調査 (外国人研究者招聘による制度の調査)

吉川裕美子 (2005) : 金美蘭韓国教育開発院副研究委員を招聘して講演会を開催

2 評価と課題

多様な学習成果の評価と単位認定方法の改善を図る基礎としての調査研究を計画どおり着実に実施した。

今後の課題として (1) 単位累積加算制度のさまざまな在り方を引き続いて調査し、学修履歴の多様性を認めつつ学位の質を保証する方策について検討する。(2) シラバスを電子化して検索、情報抽出を行うシステムの試作をさらに進め、学位審査の重要項目である科目判定への適用の検討を行い、審査の負担軽減を目指す。(3) 学外資格の単位認定に係る実態調査の詳細な分析を行う。(4) 韓国における学点銀行制度は高等教育と職業教育の境界に関する政策の一例であり、社会的背景の違いを考慮しつつ、相互交流を深めながら継続して調査する。

I-3-(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

① 研究紀要『学位研究』の再編・発行

機構では、平成15年度まで、調査研究の成果を『学位研究』と『大学評価』の二つの研究紀要により外部へ公表してきたが、①学位授与と大学評価という二つの事業を、互いに密接かつ有機的に関係づけること、②研究的アプローチとして各事業に直接関わる研究を引き続き推進すると同時に高等教育全体の広い視野の下に統合的な研究を積み重ねることが必要であることに鑑み、新たに学術誌『大学評価・学位研究』に統合し刊行した。

学術誌『大学評価・学位研究』においては、学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究成果として論文5件、研究ノート・資料2件として掲載し公表した。

② 学術誌の刊行体制の整備

学術誌『大学評価・学位研究』の刊行に伴い、これまでの研究紀要編集委員会を研究成果刊行物編集委員会へ再編するとともに、質の高い学術誌とするために必要な規則等を整備した。

○ 研究成果刊行物編集委員会の審議状況（平成16年度6回開催）

第1回	平成16年5月18日	平成16年度事業計画、研究紀要の編集要領等の審議
第2回	6月15日	紀要出版方針、執筆要領等の審議
第3回	9月6日	新学術誌の名称、関係規則等の審議
第4回	9月24日～29日	関係要項等の審議
第5回	平成17年2月9日	『大学評価・学位研究』の仕様等についての審議
第6回	3月8日	平成17年度事業計画等についての審議

○ 新学術誌の刊行に伴い新たに制定した規則等

- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構研究成果刊行物編集委員会規則
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構研究成果刊行物出版要項
- ・ 「大学評価・学位研究」投稿要項
- ・ 「大学評価・学位研究」執筆要領

・ 「大学評価・学位研究」査読要領

③ 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表している。

④ 研究成果の公表状況

平成16年度内の研究成果の公表状況は以下のとおりである。

『大学評価・学位研究』掲載論文等	7
学術論文等	21(うち和文17, 英文4)
著書・翻訳書等	3
口頭発表等報告書	22(うち和文17, 英文5)
科学研究費補助金報告書	4

(詳細は【資料62】参照)

(2) 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

公開シンポジウム、講演会、研究会を随時開催して、研究成果の発表の場及び機構外の研究者の研究成果を導入する場として活用している。平成16年度内は以下の通り、講演会・シンポジウムを6回(演者8人)、研究会を5回(演者8人)開催した。

平成16年4月20日	「電子化されたシラバスに基づく科目分類支援システムの開発について」宮崎和光／「専攻科認定の現状について」濱中義隆 (内部研究会)
5月25日	「多文化主義アメリカと教育」瀧田佳子／「トライボロジー」田中正人(内部研究会)
6月22日	「ヨーロッパ高等教育圏に向けての収斂と多様性」ウルリッヒ・タイヒラー(公開シンポジウム) (参加者25人)
6月29日	「教育の品質マネジメント・システムとしてのISO9001—その概念と実際—」牟田博光／齊藤貴浩／中山実(内部講演会) (参加者11人)
8月19日	評価研究部・学位審査研究部合同研究会「学生の流動化に関する研究」濱中義隆／吉川裕美子(内部研究会)
9月21日	「大学設置審査の現状—最近の「認可」「届出」のケースを踏まえて—」荻上紘一(内部講演会)
平成17年2月22日	「高等教育における学生の流動化に関する研究について」平澤和司／濱中義隆／吉川裕美子ほか(内部研究会)
2月23日	「中国高等教育の現状と政策動向」黄梅英(内部講演会)
3月22日	「韓国における学点銀行の発展」金美蘭(内部講演会)
3月23日	「日本の学位システムの現状と問題点」吉川裕美子ほか (学位システム研究会) (参加者12人)
3月28日	「アメリカの大学における学生調査とIRの実際」山田礼子 (内部講演会)

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成16年度、機構から学位審査研究部の教員を中心に遂行する研究について、新規2件、継続1件の申請を行い、それぞれ新規1件、継続1件の採択を受け、科学研究費補助金300万円が交付された。

このほか、平成16年度から文部科学省の在外研究員制度が廃止されたことに伴い、新たに「海外派遣研究員制度」を制定し、学位研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上を目的として海外の教育研究等機関に派遣する制度を導入した。

2 評価と課題

高等教育の枠組みの中で「学位」は「教育」の成果として位置づけられるものであり、「教育」は高等教育機関の「評価」活動によって「改善」と「質の保証」がもたらされる。こうした視点から、学位授与や大学評価の事業に直接関わる研究のみならず、高等教育全体の広い視野の下に、学位、大学評価に関する基礎的、統合的な研究を蓄積してゆくことは重要であり、このような研究成果を発表する学術誌として、新たに『大学評価・学位研究』を刊行したことの意義は極めて大きい。

今後、査読体制の充実等により学術誌としての質の高さを保つと同時に、学術誌を通してこの研究領域の活性化に努める。

また、出版物のみならず、講演会、シンポジウム、研究会を随時開催し、機構内外の教員、研究者が研究成果を発表することにより、情報の適切な公開、共有に引き続き努める。

なお、新たに制定した「海外派遣研究員制度」は、今後、学位研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上に貢献すると期待される。

I 業務の質の向上

I-4 情報の収集、整理、提供

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業並びにこれらに関する調査研究の実施に関連して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理、提供を行うことは、機構の重要な業務の一つであり、平成16年度は次のとおり実施した。

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

① 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

大学等と連携協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースを構築するため、必要となるソフトウェアの開発及びハードウェアの調達を行った。

また、大学等の自己評価や教育研究活動の改善等のための活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、機構が収集する情報のデータ項目等について検討を行った。

このような機構の検討状況を踏まえ、国立大学等を対象に、「大学情報データベース構築に関する説明会」(【資料63】参照)を平成16年8月に開催し、大学情報データベースの目的、概略及びデータの項目等についての説明並びに意見交換を行った。

一方、文部科学省及び国立大学協会とも、データ流通の在り方やその内容等に関して検討及び協議していくことについて共通理解を図った。

② 国内外における評価に関する情報の収集、整理、提供

国内の大学等から自己点検評価・外部評価及び教育研究活動に関する刊行物等を従前から収集しているが、平成16年8月から図書資料室において、「蔵書目録検索(OPAC)」の運用を開始し、資料等の整理を促進した。本システムの稼働により、「蔵書目録データベース」を国立情報学研究所の「NACSIS-CAT」に登録し、機構外部からの目録検索が可能となった。

また、国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や各評価機関との定期的な連絡会の実施など、国内の評価機関との連携協力を行った。国外では高等教育の質保証機関のネットワーク(INQAAHE)を始めとする国外の関係会合への参加や関係機関への訪問などにより、積極的な情報収集を行うとともに、これらの情報の整理、提供を行った。

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

① 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「平成16年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成16年度独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・

高等専門学校専攻科一覧」を関係する全国の大学等に送付した。この情報は機構ウェブサイトでも公開した。

このほか、学位授与制度に関し、次の資料を作成・配布した。

ア 機構による学位授与制度と申請手続きの詳細を記した冊子「新しい学士への途」

イ 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」

ウ 学位授与の仕組みと意義について一般社会向けに分かりやすく説明したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」（平成16年度新規作成）

② ウェブサイトによる情報提供の充実

学位授与事業に興味のある利用者及び申請予定者等にとって、事業内容等が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実を図ったことにより、ウェブサイトによる情報提供は当初の計画の45万件を大きく上回る55万件となった。

2 評価と課題

大学情報データベースシステムについて基幹的な部分の構築が完了し、また刊行物等についても適切な情報収集が行われるなど、評価に関する情報の収集、整理、提供を計画どおり着実に実施した。

また、学習の機会に関する情報の収集・整理・提供についても、学位申請者に対する科目等履修生制度の開設一覧など資料による情報提供を積極的に行うとともに、ウェブサイトによる情報提供が当初の計画の45万件を大きく上回る55万件の利用があるなど、十分な情報提供を行った。

今後も、大学情報データベースシステムの構築の推進をはじめ、情報の収集、整理、提供を積極的に進める。

I-4 情報の収集、整理、提供

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

1 実施状況

(1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

大学等の教育研究活動等に関する情報を共有し、評価の目的等に応じて必要とする情報を活用できるシステムを整備するため、各大学と連携協力し、大学情報データベースの構築を進めた。特に、国立大学法人評価においては、あらかじめ評価情報を蓄積していくことが重要であり、具体的にどのような情報を収集・蓄積していくか、大学関係者の意見を踏まえつつ検討を進めた。

システム構築（【資料64】参照）については、平成16年度はデータを収集及び蓄積するシステムの基幹的な部分を中心に構築を行った。

(2) 国内外における評価に関する情報収集

機構では、国内の大学等から自己点検評価・外部評価及び教育研究活動に関する刊行物等を従前から収集しているが、平成16年8月から図書資料室において、「蔵書目録検索（OPAC）」の運用を開始し、資料等の整理を促進した。

また、国外では高等教育の質保証機関のネットワーク（INQAAHE）等への参加、関係機関の訪問調査などにより、積極的に情報を収集した。

2 評価と課題

大学情報データベースシステムについて基幹的な部分の構築を完了し、評価に関する刊行物等についても適切に情報収集を行うなど、評価に関する情報の収集、整理、提供を計画どおり着実に実施した。

今後は、各種評価事業の検討状況や実施状況を踏まえつつ、段階的に大学情報データベースシステムを整備し、より活用度の高いものにする。また、英語による情報提供など海外向けの情報発信の充実を図る。

I－4－（１）評価に関する情報の収集、整理、提供

1） 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

1 実施状況

（１）大学情報データベースシステムの構築

システム構築に当たっては、より活用度の高いものとなるよう、段階的に発展させていくこととし、平成16年度は、説明会等を通じて国立大学等から得た意見及び要望等も踏まえ、データを収集及び蓄積するシステムの基幹的な部分を中心に構築を行い、平成17年度に予定しているシステムの試行運用の実施に向けて、ソフトウェアの開発及びハードウェアの調達を平成17年3月29日に完了した。

（２）機構が収集する情報の内容についての検討

説明会等において参加者から寄せられた意見や、データ項目等に関する国立大学等への意見照会により得た回答などを踏まえ、機構が収集すべき情報についての考え方等を整理するとともに、データ項目の精査を行った。その際、「機構が行う評価における活用」という視点を重視し、平成12年度から平成15年度に実施した試行的評価によって得られた経験及び知識を活用し、国立大学法人等の中期目標及び中期計画や機構の認証評価基準なども踏まえ、検討を行った。

また、科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクトリ等の大学情報を取り扱う他機関の状況を調査し、必要に応じてこれら機関と情報交換を行う一方、文部科学省及び国立大学協会とも、データ流通の在り方やその内容等に関して検討及び協議していくことについて共通理解を図った。

（３）情報基盤の強化

大学情報データベースの構築及び外部回線との接続に当たっては、セキュリティに配慮した所要の措置を講じた。

2 評価と課題

大学情報データベースシステムについては、国立大学等の意見を聴取し、その結果を反映させてシステムの基幹的な部分の構築を計画どおり完了した。

今後、各評価事業の検討状況や実施状況を踏まえつつ、段階的にシステムを整備し、より活用度の高いものとするため、平成17年度以降も関係機関等と連携協力しながら更なる検討を行う。

I-4-(1)-1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

① 大学情報データベースシステムの構築

大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースを構築するため、必要なソフトウェアを開発するとともにハードウェアの整備を行う。

また、公開セミナー等を1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。

1 実施状況

(1) 大学情報データベースの構築

大学情報データベースのシステム構築に当たっては、データ項目の構成、データ分析の内容及びデータ提供の方法等について、各評価事業の検討状況や大学関係者の意見及び要望等を可能な限り反映させながら、より活用度の高いものとなるよう、段階的に発展させていくこととしており、平成16年度は、データを収集及び蓄積するシステムの基幹的な部分を中心に構築を行った。

この構築に当たっては、説明会等を通じて国立大学等から得た意見及び要望等（【資料65】参照）も踏まえ、大学情報データベースのシステム仕様について、仕様策定委員会（構成員：理事1人、評価研究部長、評価事業部長、評価研究部教員2人）を2回開催して検討を行い、平成17年度に予定しているシステムの試行運用の実施に向けて、ソフトウェアの開発及びハードウェアの調達を平成17年3月29日に完了した。

(2) 説明会等の実施

大学情報データベース構築に関する大学関係者の理解の増進を図るため、平成16年8月3日に「大学情報データベース構築に関する説明会」を実施し、（国立大学法人及び大学共同利用機関法人を中心に96機関、313人が参加）大学情報データベースの目的、概略及びデータ項目等についての説明並びに意見交換を行った。

また、説明会に先立ち、機構の担当教職員が7国立大学の評価担当理事及び教職員等を訪問し、大学情報データベースの概略に関する説明及びこれに対する意見聴取を行い、これらの意見等も検討に活用した。

この他、国立大学協会大学評価委員会に対して随時検討状況を説明するなど、大学関係者との意見交換を行い、大学情報データベースに対する理解の増進に努めた。

2 評価と課題

大学情報データベースのデータ項目の構成等に関する国立大学等の意見を聴取し、その結果を反映させてシステムの基幹的な部分の構築を計画どおり完了した。

なお、平成17年度にシステムの試行運用、平成18年度に運用開始を行い、国立大学法人評価に備えて順次、システムの拡張等を行っていく。

I-4-(1)-1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

② 機構が収集する情報の内容についての検討

大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、機構が収集する情報の内容について検討を行う。

1 実施状況

平成16年8月3日開催の「大学情報データベース構築に関する説明会」において参加者から寄せられた意見や、データ項目等に関する国立大学等への意見照会により得た回答などを踏まえ、機構が収集すべき情報についての考え方等を整理するとともに、データ項目の精査を行った。その際、「機構が行う評価における活用」という視点を重視し、平成12年度着手以降の3回にわたる試行的評価によって得られた経験及び知識を活用し、国立大学法人等の中期目標及び中期計画の記述や、機構の認証評価基準なども踏まえ、検討を行った。

また、科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクトリや国立大学財務・経営センターの国立大学法人財務・経営情報提供システム、大学入試センターのハートシステム等、大学情報を取り扱う他機関の状況を調査し、必要に応じてこれら機関と情報交換を行う一方、文部科学省及び国立大学協会とも、データ収集の在り方やその内容等に関して検討及び協議していくことで共通理解を図った。

○ 関係機関との間における主な打合せ等の実施状況

科学技術振興機構との情報交換 [H16. 9. 17, H16. 9. 28, H17. 1. 21]

- ・両機関の連携の可能性について意見交換 など

「国立大学法人財務・経営データベース検討委員会」(国立大学財務・経営センター) 出席 [H16. 08. 03, H17. 03. 23]

- ・「国立大学法人財務・経営データベース」の構築・運用について検討 など

「国立大学法人に関するデータ収集についての打ち合わせ」出席(文部科学省, 国立大学協会, 国立大学財務・経営センター, 機構) [H16. 11. 30]

- ・「国立大学法人財務・経営情報提供システム」及び「大学情報データベース」の概要について情報交換

- ・国立大学法人に関するデータの収集の在り方等について意見交換 など

2 評価と課題

機構が収集する情報の内容について、大学関係者の意見を聴取しつつ、着実に検討した。

今後、国立大学法人評価の検討状況及び各認証評価の実施状況等、各評価事業の状況を勘案し、国立大学等からのデータ項目に対する意見の反映状況等、データベース構築に関する状況について各国立大学等と連携を図りながらより活用度の高いものとするため、さらに検討を進める。

③ 情報基盤の強化

セキュリティに十分配慮しつつ情報基盤の強化を図る。

1 実施状況

大学情報データベースの構築及び外部回線との接続に当たっては、サーバ・データベース面、ネットワーク面の両面から情報基盤の強化を実施した。

サーバ・データベース面においては、適切なユーザ管理機能や、想定される各種障害に備えたデータの自動バックアップ機能を実装するとともに、ウィルス対策ソフトウェアの導入や必要に応じてデータの暗号化を施すなど、セキュリティへも配慮した所要の措置を講じた。

さらに、機能を継続させる上で特に重要なデータベースサーバについては、障害が発生した場合に同期をとっている代替サーバに処理やデータを引き継ぐことで、サーバの様々な障害や予防保守に伴う機能の停止を最小限に止め、機能を継続できるよう可用性の向上に向けた構成とした。ウェブサーバについては、負荷分散装置による冗長構成を導入し、データベースサーバ同様、耐障害性、可用性を高めた。

ネットワーク面においては、前述の負荷分散、冗長構成による耐障害性、可用性の向上のほか、監視機構をより強化するとともに、不正アクセスを検知して規制する侵入防御システム（IPS）を導入し、一層のセキュリティ対策を講じて情報基盤の強化を行った。

2 評価と課題

現時点で考え得るセキュリティ対策を含めた情報基盤の強化を図っており、順調に年度計画を実施した。

今後、接続端末のIPアドレスを識別して、データベース利用者を制限・特定するシステムの導入や、アプリケーションの機能拡張に伴う基盤拡充等、一層の耐障害性、可用性の向上策、また、運用・監視に係る基盤機能の強化を図る。

さらに、セキュリティ対策においては、その時々脅威に対応すべくその都度万全な措置を講ずる。

I-4-(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

1 実施状況

(1) 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集、整理

大学評価事業の参考とするため、従前より国内の大学等から自己点検評価・外部評価及び教育研究活動に関する刊行物等を収集しており、平成16年度においても、関係資料の収集を行った。

また、平成16年8月から図書資料室において、資料整理の促進等のため、「蔵書目録検索(OPAC)」及び「図書管理システムによる貸し出し・返却手続き」の運用を開始した。これにより、機構が所蔵する蔵書の検索を機構内の各個人の端末から行うことが可能となり、評価事業の実施等の利便性が向上するとともに、「蔵書目録データベース」を国立情報学研究所の「NACSIS-CAT」に登録したことにより、機構外部からの目録検索が可能となった。

(図 「蔵書目録検索(OPAC)」の入力画面)

(2) 国内外の評価機関の情報の収集、整理

国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や、各評価機関との定期的な連絡会の実施による意見交換など、国内の評価機関との連携協力を行った。

併せて、国内の大学等から収集している自己点検評価・外部評価及び教育研究活動に関する刊行物等の文献からも情報を収集した。

また、国外では高等教育の質保証機関のネットワーク(INQAAHE)等への参加など、海外の関係会合への参加、関係機関の訪問調査などにより、積極的に情報を収集した。

(3) 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集、整理

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物の収集等については、図書資料室の整備及び蔵書目録検索（OPAC）の運用開始などにより、各機関から提供された資料を適切に保管管理できることとなり、活用の際の利便性が向上した。

(4) 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集、整理

機構の研究プロジェクトや、評価機関が開催するセミナー、国外での関係会合等への積極的な参加によって、国内外の評価に関する関連研究に関する情報の収集、整理を行った。

また、平成15年度まで研究紀要として別々に発刊していた「学位研究」及び「大学評価」を学術誌『大学評価・学位研究』として統合し、機構外部からも自由に投稿できるようにしたことは、調査・研究情報の収集、整理、提供の推進の一環としても位置付けられる。

2 評価と課題

評価に関する情報の収集については、機構内部のインフラ整備を進め、評価事業の充実のために、適切な情報収集を着実に行った。

平成17年度は、収集した情報の整理を進め、機構のウェブサイト等により、積極的に情報提供していく。また、英語による情報提供など海外向けの情報発信の充実を図る。

I－4－（１）－２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集，整理
大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集，整理を行う。

1 実施状況

機構では，大学評価事業の参考とするため，各大学等に対し，自己点検評価に関する報告書等について送付いただくようお願いしており，平成16年度は，168冊の自己点検評価・外部評価に関する報告書の送付があった。

○ 国内大学等から送付のあった自己点検評価報告書及び外部評価報告書

	国 立	公 立	私 立
大 学	2,443 (20)	128 (0)	58 (15)
短 期 大 学	7 (0)	1 (0)	27 (4)
高 等 専 門 学 校	248 (127)	6 (0)	5 (1)
そ の 他	5 (1)	0 (0)	0 (0)

※ () 内は平成16年度に送付があった数（内数）

これらの大学等から送付のあった自己点検評価報告書等は，リスト化して図書資料室に保管し，教員の研究や機構内における評価方法の検討などの際に適宜利用してきた。

これらの資料をより効果的に整理・活用できるようにするため，平成16年8月から図書資料室において，「蔵書目録検索（OPAC）」及び「図書管理システムによる貸し出し・返却手続き」の運用を開始した。この「蔵書目録検索（OPAC）」の稼働により，機構が所蔵する蔵書の検索が機構内の各個人の端末から行うことが可能となり，業務の効率化につながった。

2 評価と課題

各大学等が実施する自己点検評価及び外部評価の情報については，各大学等から送付された資料等の適切な保管・管理，及び機構内部（図書資料室）によるデータベース化など，適切な情報の収集・整理が行われた。

今後，各大学等機関が実施する自己点検評価・外部評価の実施状況のより一層の的確な状況把握や，収集した資料の活用に当たっての一層の利便性の向上及び収集した資料の有効活用に努める。

I－4－（１）－２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

② 国内外の評価機関の情報の収集，整理

国内外の高等教育に関する評価機関の情報の収集，整理を行う。

1 実施状況

（１）国内の高等教育に関する評価機関の情報の収集，整理

認証評価制度の導入に伴い，機構では，各評価機関と定期的に意見交換を行いつつ，大学評価における具体的な課題等について情報交換等を行った。

さらに，大学評価をより実効性のあるものとして実施するために必要な情報の収集を目的として，大学基準協会主催の「評価者研修についての国際ワークショップ」，短期大学基準協会主催の「平成16年度ALO評価員候補者研修会」，日本高等教育評価機構主催の「平成16年度大学評価セミナー」に参加した。

（２）国外の高等教育に関する評価機関の情報の収集，整理

認証評価等の本格的な実施を控え，機構の評価業務の質の向上に資することを目的として，インターネット等による情報の収集に加え，以下の機関へ教職員を派遣し，諸外国の優れた評価機関等の知識や経験，活動状況などについて情報を収集した。

① オランダ：

（教育文化科学省）

MINOCW (Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap)

（大学認証機関）

NVAO (Netherlands-Flemish Accreditation Organisation)

（大学評価機関）

QANU (Quality Assurance Netherlands Universities)

② アメリカ：

（ニューイングランド地区基準協会）

New England Association of School and Colleges

○ 海外の評価機関等に関するインターネットによる機関数及び概要等調査（平成16年度）

	調査機関数		視察調査機関数
ア ジ ア	9 カ国	1 7 機関	
大 洋 州	2 カ国	6 機関	
北 米	2 カ国	8 2 機関	1 機関
中 南 米	8 カ国	9 機関	
欧 州	2 5 ケ国	5 0 機関	3 機関
中 東	1 カ国	1 機関	
ア フ リ カ	5 カ国	7 機関	
国 際 組 織	—	3 機関	
合 計	5 2 カ国	1 7 5 機関	4 機関

2 評価と課題

大学基準協会等の評価機関が実施するセミナー等への参加や、情報を収集するとともに、海外の評価機関への派遣等により、国内外の評価機関の情報の収集・整理を着実に行った。

これらで得た情報は、今後、必要に応じて機構の評価業務の質の向上に役立てる。

I－4－（１）－２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集，整理

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス，研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報の収集，整理を行う。

1 実施状況

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス，研究紀要等）及び刊行物についての収集状況は，下記のとおりであり，これらの刊行物については，平成16年8月から運用を開始した「蔵書目録検索（OPAC）」及び「図書管理システムによる貸し出し・返却手続き」により，高等専門学校の試行的評価等に積極的に活用した。

なお，機構の図書等蔵書については，国立情報学研究所の「NACSIS-CAT」利用機関として登録し，「蔵書目録データベース」として順次登録を行っており，機構外部へも情報提供している。

○ 国内の大学等から送付のあった教育研究活動に関する刊行物等(平成16年度)

(単位：冊)

	国 立	公 立	私 立	合 計
大 学	999	222	2,130	3,351
短 期 大 学	16	62	701	779
高等専門学校	222	28	6	256
そ の 他	7	0	0	7
合 計	1,244	312	2,837	4,393

※蔵書目録検索（OPAC）の稼働以降（平成16年8月）の送付冊数

2 評価と課題

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集等については，図書資料室の整備及び蔵書目録検索（OPAC）の運用開始などにより，各機関から提供された資料を適切に保管管理できることとなり，活用の際の利便性が向上した。

平成17年度以降，引き続き情報の収集，整理等についての効果的な実施に努める。

I－4－（１）－２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報，評価に関する調査研究資料等の収集，整理，提供

- ④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集，整理
国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集，整理を行う。

1 実施状況

（１）国内の評価に関する調査・研究に関する情報の収集，整理

機構の研究プロジェクトや，評価機関が開催するセミナー等への積極的な参加によって，国内の評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。これらの情報と併せて，機構で収集した自己点検評価に関する報告書や研究紀要等の文献資料からも，評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。

さらに，平成16年度においては，従前から別々に刊行していた「学位研究」及び「大学評価」を学術誌『大学評価・学位研究』として統合し，第1号を刊行した。その際，従前は機構内部に限られていた投稿者について，広く自由投稿を可能とするなど，幅広く情報や成果の収集を行うことができるよう，体制整備を行った。

（２）高等教育の質保証機関のネットワーク（INQAAHE）等への参加

高等教育の質保証機関のネットワーク（INQAAHE）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO），経済協力開発機構（OECD）及び高等教育ア krediyatasyon 協会（CHEA）のワークショップやカンファレンス等へ参加し，各国機関の調査・研究報告についての情報を収集した。

○ 高等教育ア krediyatasyon 協会（CHEA）サマーワークショップ2004

開催日時 平成16年 7 月 7 日～7 月 9 日

開催場所 ワシントンDC（米国）

機構参加者 井田助教授他 2 人

議論の内容 ア krediyatasyon 及び質保証に関して，特に学位，資格の認定，成績証明書等の評価などの問題についての担当者レベルでの議論を行った。

※ 高等教育の質保証機関のネットワーク（INQAAHE）については，「I－5－（１）－② 諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築」（P125）参照。

（３）国際的な大学の質保証に関するプロジェクト

機構が実施する評価の国際的通用性を確保するための方策の検討などを目的に，学位審査研究部及び評価研究部（外部協力者を含む）による横断的な調査研究として「国際的な大学の質保証に関するプロジェクト」を実施することとした。

平成16年度は，その事前準備として，調査研究プロジェクトの実施体制，実施方法等について検討した。（【資料66】参照）

2 評価と課題

国内の評価に関する調査・研究に関する情報については、セミナー等への積極的な参加による直接的な情報収集、機構で収集した自己点検評価に関する報告書や研究紀要等の文献資料からの情報収集、整理など着実に実施した。また、海外の情報については、高等教育の質保証機関の国際ネットワーク（INQAAHE）や、高等教育ア krediyteeshon 協会（CHEA）のサマワークショップ2004等への参加により、積極的に情報を収集した。

機構の実施する評価事業の参考に資するため、今後とも着実に情報収集を継続する。

I－4－（２）学習の機会に関する情報の収集，整理，提供

1）多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

1 実施状況

学位授与事業において，学習の機会に関する情報の収集，整理，提供は，学位授与業務，調査研究と並ぶ主たる業務の一つであり，多様な学習機会を求める者への情報として，主に次のような情報を提供している。

（１）科目等履修生制度に関する情報

科目等履修生制度は，短期大学，高等専門学校卒業者等が，機構に学位を申請するための単位を修得する上で，重要な手段の一つである。そこで，機構では，大学における科目等履修生制度の開設状況について，平成４年度から毎年度，各大学への調査を実施し，「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し機構のウェブで公開している。（【資料67】参照）

（２）認定専攻科に関する情報

機構が認定した専攻科に係る情報提供として，平成５年度から毎年度，認定専攻科を置く短期大学や高等専門学校への調査を実施し，「独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し，公開している。（【資料68】参照）

（３）ウェブサイトによる情報提供

機構ウェブサイトの利用者が学位授与事業に興味を持ち，また，学位授与事業に興味のある利用者及び申請予定者にとって，事業内容等が分かりやすく，使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い，「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した上で各段階ごとに詳細な説明を加えるとともに，FAQ（Q&A）を充実した。さらに，学習情報の提供の一環として，学位授与に関する各種資料を積極的に公開し，学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は，合計で約55万件であった。

2 評価と課題

多様な学習機会を求める者への情報提供については，計画どおり実施した。

今後も，申請者等にとって必要な情報を積極的に公開するとともに，その掲載内容や掲載方法等を検討し，申請者等にとってより利用しやすいものにする。

I-4-(2)-1 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

① 科目等履修生制度に関する情報

「平成16年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

1 実施状況

(1) 冊子の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、平成16年9月15日付け文書で、10月15日を回答期限にして、各国公私立大学に対し、平成17年度における科目等履修生制度を利用した開設予定科目の調査を実施した。各大学からの調査結果を取りまとめ、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を発行し、全国の国公私立大学、短期大学、高等専門学校及び放送大学（学習センター等を含む）並びに都道府県の教育委員会及び公立図書館等の行政機関に送付したほか、申請者からの個別の請求（200部程度）にも対応した。（【資料67】参照）

(2) ウェブサイトでの公開

「科目等履修生制度の開設大学一覧」を、利用者の利便のため機構のウェブサイトで公開した。

平成16年度の「科目等履修生制度の開設大学一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で111,126件、月平均で約9,200件ほどあり、次表に示すとおり、年度当初や科目履修のための申請時期には、月に10,000件を超えるアクセスがあった。

○ 科目等履修生制度の開設大学一覧のアクセス数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
13,401	10,934	7,111	5,088	5,620	11,148	9,261	9,376	8,347	11,704	8,824	10,312	111,126

2 評価と課題

「科目等履修生制度の開設大学一覧」の学習情報を冊子として計画どおり提供し、ウェブサイトで公開した。

ウェブサイトのアクセス件数を見ても、利便性が高まっている。

今後も、申請者等にとって必要な情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、その掲載内容や掲載方法等を検討し、申請者等にとってより利用しやすいものにする。

I-4-(2)-1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

② 認定専攻科に関する情報

「平成16年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

1 実施状況

(1) 冊子の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、平成16年4月14日付け文書で、10月15日を回答期限にして、機構が認定する国公立短期大学及び高等専門学校の専攻科に対して、平成16年度における「専攻科・専攻情報」及び「学生募集の概要」の調査を実施した。

各専攻科からの調査結果を取りまとめ、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、各国公立短期大学及び高等専門学校に送付したほか、申請者からの個別の請求（例年約150部）にも対応した（【資料68】参照）。

(2) ウェブサイトへの公開状況

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を電子文書化したものを機構のウェブサイトで公開している。

平成16年度の「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で20,103件、月平均で約1,700件ほどのアクセスがある。

○ 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧のアクセス数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,191	1,788	2,126	2,094	2,267	2,464	1,785	1,210	1,080	1,354	1,404	1,340	20,103

2 評価と課題

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」は、特に大学以外で学位の取得を目指す者が、その学習の場を探す上で非常に有効な情報を掲載しており、計画どおり作成・配付した。

今後も、申請者等にとって必要な情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、その掲載内容や掲載方法等を検討し、申請者等にとってより利用しやすいものにする。

I-4-(2)-1 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

③ ウェブサイトによる情報提供の充実

ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。

1 実施状況

機構ウェブサイトの利用者が学位授与事業に興味を持ち、また、学位授与事業に興味のある利用者及び申請予定者にとって、事業内容等が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実した。

具体的には、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した形で掲載し、「基礎資格の確認」、「単位の修得」、「レポート作成」、「申請」、「試験」、「機構での審査」及び「合格後の学位取得」の各段階ごとに、詳細な説明を加えるとともに、FAQ(Q&A)を充実することで、利用者がより分かりやすいように工夫した。

さらに、学習情報の提供の一環として、「短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等への学位授与者数」、「学位授与者数の推移」、「基礎資格別学位授与者数の内訳」、「認定専攻科数一覧」、「分野別認定専攻科専攻数」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程一覧」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）修了者への学位授与者数」及び「機構による学位授与に係る学校・教育施設の概略図」等の学位授与に関する各種資料をウェブサイトで積極的に公開した。学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で550,482件、月平均で約45,900件のアクセスがあった。

○ 学位授与事業関係のアクセス数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
43,726	35,952	35,219	42,254	48,853	64,400	47,381	39,599	38,067	50,104	52,077	52,850	550,482

2 評価と課題

平成16年度の学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数が、当初の計画の45万件を大きく上回る55万件となったことは、機構全体の広報活動と併せて、ウェブサイトの構成、掲載項目・内容等の見直しが反映されたものである。

今後も、申請者等にとって必要な情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、その掲載内容や掲載方法等を検討し、申請者等にとってより利用しやすいものにする。

I 業務の質の向上

I-5 その他上記に関連する業務

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

1 実施状況

- (1) 国内については、大学評価・学位授与機構、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構からなる「機関別認証評価制度に関する連絡会」において、情報提供・収集に努めることなどにより、各評価機関等との連携・協力を図った。
- (2) 国外については、教育に関する質保証及び学位等に関する評価機関等の取組の情報収集、また、日本の評価機関として、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)、経済協力開発機構(OECD)、高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク(INQAAHE)が実施した、国際的な教育に関する質保証や、国際的な高等教育機関のデータベース構築等に関するグローバルフォーラム・会合等に参加し、我が国における高等教育の現状や機構で実施した評価の有効性や問題点等を発信するとともに国外の情報収集を行うことにより、国外の関連各機関と情報の共有化を推進し、連携・協力を努めた。

○ 平成16年度参加状況

日 程	主催機関(場所)	内 容
平成16年 4月5日～6日	UNESCO/OECD (パリ)	「国境を越えた教育に関する質保証」のガイドラインドラフトミーティング(第1回): 国際的な高等教育機関データベース/ポータル構築に関して議論
6月28日～29日	UNESCO/OECD (パリ)	「国境を越えた教育に関する質保証」のガイドライン第2回グローバルフォーラム: アクредिटेशन・資格認証に関するフォーラムへの出席
6月30日	UNESCO/OECD (パリ)	「国境を越えて提供する大学の質保証」のガイドライン専門家会合: 質保証に関するガイドライン作成、質保証システムの強化、等に関する議論
10月11日～12日	UNESCO/OECD (シドニー)	教育サービス貿易についてのオーストラリアフォーラム: 教育輸出能力の構築、国境を越えての教育提供についての各国の展望について議論(※運営協力、情報提供のみ(会合自体には不参加))
10月14日～15日	UNESCO/OECD (東京)	「国境を越えた教育に関する質保証」のガイドラインドラフトミーティング(第2回): 国境を越えた教育に関する質保証のガイドライン、国際的な高等教育機関データベース/ポータル構築に関して議論
平成17年 1月17日～18日	UNESCO/OECD (パリ)	「国境を越えた教育に関する質保証」のガイドラインドラフトミーティング(第3回): 国境を越えた教育に関する質保証のガイドライン、国際的な高等教育機関データベース/ポータル構築に関して議論
3月29日 ～4月1日	INQAAHE (ニュージーランド)	高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク(INQAAHE)フォーラム2005 参加者: 機構長他5人(分科会において2人の機構教員が発表)

2 評価と課題

国内外ともに、各種会合等に参加し、各評価機関等が有する経験等の発表や意見交換等による各種情報の収集及び機構からの情報の発信により、評価をめぐる世界的な動向等を把握し、機構の評価事業の充実等に役立てるとともに、我が国における大学評価の状況等について世界に向けて発信する役割を果たした。

特に、「高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）」で木村機構長が理事を務めたことは、機構が世界の評価機関に対して存在感を示すことができた。

平成17年度以降も、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていくために、引き続き、国内外の他の関連機関等と積極的に連携・協力を行っていく。

I－5－（１） 国内外の他の関連機関等との連携・協力

① 国内の他の評価機関との連携・協力

国内の他の評価機関等との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。

1 実施状況

平成16年4月から新たに導入された認証評価制度に係る評価基準や評価方法等について、関係機関による所要の意見交換を継続的に実施し、各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構の4機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、平成16年度は幹事持ち回りにより4回開催された。（【資料69】参照）

連絡会では、認証評価の方法について各機関が国公立の設置形態の違いによる各大学等の個性や特色が十分発揮できるような評価をどう実施していくか、又は公共的な機関として教育研究活動の状況をどのように社会に示していくか等について意見交換を行い、評価基準や評価方法等の今後の検討に役立てるとともに、評価の体制に関しても多くの評価員（大学等関係者及び学識者等）が必要となるが、現場の教育研究活動等に支障を生じないよう評価員の育成・確保をどのように考えていったらよいかなど、認証評価制度を進めるための諸課題についての意見交換が行われた。

連絡会での議論の内容は、各機関の検討に資することはもちろんとして、制度に係る重要事項については認証評価制度の今後の改革の参考としてもらうよう所管の文部科学省にも情報提供を行うことができた。

この連絡会において、機構としては、各機関からの情報等を収集し、それらの情報について、機構内の評価事業の検討における参考とするとともに、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を担うべき機構の性格を十分に念頭に置きつつ、これまで実施してきた試行的評価の検証結果を踏まえ、各評価機関に対し、具体的に評価を実施する際の評価部会の構成、及び具体的評価の方法等、機構が持つ評価のノウハウ等について各評価機関が行う評価に資するよう積極的に情報提供を行った。

2 評価と課題

年度計画どおり、各認証評価機関と機関別認証評価制度に関する連絡会を催し、有意義な意見交換等を行った。

平成17年度以降も、連絡会での情報交換等を通じ、各評価機関に対して積極的に協力するとともに、共通課題についての検討等の場として活用する。

② 諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築

INQAAHE（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education）に参加し、国際的な高等教育の質の保証に関する論議に積極的に参画するとともに、この場を通じて、諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との情報の共有、協力体制の構築などを図る。

1 実施状況

（１）高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）

INQAAHE（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education）は、世界レベルで日進月歩する高等教育の質の評価、改善及び維持についての理論、実践に係る情報共有を目的として1991年（平成3年）に設立された組織で、69カ国・地域166機関の会員を擁する世界的な組織である。

平成16年度においては、INQAAHEの理事（委員長：Richard Lewis, United Kingdom：メンバー7人）として、我が国で唯一、木村機構長が選出された。

（２）INQAAHEへの参加状況

平成17年3月29日から4月1日にかけてウエリントン（ニュージーランド）において、国際会議が実施され、木村機構長をはじめとする6人の機構職員が参加し、機構が平成15年度までに実施した試行的評価の検証結果の報告や日英高等教育に関する協力プログラムの実施報告など、日本における高等教育の質保証の現状について発表を行った。（【資料70】参照）

また、INQAAHEに併せて開催されたAPQN（アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク）において、新たに同ネットワークの理事に機構教員が選任されるなど、国際的な高等教育の質の保証に関する論議に積極的に参画するとともに、この場を通じて、諸外国の評価機関等との情報の共有、協力体制の構築などを図った。

○高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）フォーラム2005参加の概要

日時：平成17年3月29日（火）～4月1日（金）

場所：ウエリントン（ニュージーランド）

スケジュールの概要：

UNESCO基調講演、質保証の効果、国境を越えた教育の質保証などのセッション、ワークショップなどを実施

※分科会において、以下の発表を行った。

【テーマ】

Experience and Lessons Learned on the Trial University Evaluations
Conducted by the National Institution for Academic Degrees and
University Evaluation (NIAD-UE) in Japan

発表者：評価研究部 助教授 齋藤貴浩

【テーマ】

Beyond ‘Lost in Translation’ to an Approach that Supports
Diversity – The role of Japan-UK Higher Education Collaboration
Programme mutual understanding

発表者： 評価研究部 助教授 米澤彰純

2 評価と課題

INQAAHEへの参加による情報収集、情報共有は、世界的な高等教育の質保証に係る動向の把握、今後の我が国の高等教育の質保証に関する方向性を検討するに当たって必要不可欠であり、今回の参加により、ヨーロッパのアクレディテーションのリアルタイムな情報を収集したことは今後の評価事業を進める上で有意義だった。

平成17年度以降は、各国・地域レベルの個別の動向を注視するとともに、特にAPQNなどアジア太平洋圏での連携を強化していくことが課題であり、引き続き諸外国の評価機関等との連携協力を促進する。

I－5－（１）国内外の他の関連機関等との連携・協力

③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築

日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。

1 実施状況

（１）日英高等教育に関する協力プログラムの経緯

日英両国の高等教育改革に関して、既に大学の法人化が行われている英国の経験を学ぶことをはじめ、日英双方の高等教育に関する知識や経験を交換することにより、両国の高等教育の発展に寄与することを目的として、フォーラムの実施や議論の場を設ける等具体的な協力関係についての話し合いがなされ、平成14年2月に「日英高等教育に関するプログラム」（平成14年3月から平成17年2月までの3年間）を合意した。

本プログラムは、下表のとおり日英両国でそれぞれ推進委員会を組織して検討・実施しているところであり、日本側推進委員会の委員長を機構の木村機構長が務めるとともに、日本側の事務局を機構が担当している。

平成14年3月に第一プロジェクトとして、「新しい時代の大学の管理運営」を発足させ両国の議論が開始された。このプロジェクトは平成15年10月に開催された「日英高等教育に関する協力プログラム公開セミナー（Japan-UK Higher Education Programme of Collaboration Workshop）」をもって完了している。（【資料71】参照）

○ 日英高等教育に関する協力プログラム推進委員会（日本側委員長：木村大学評価・学位授与機構長）

日 本 側	英 国 側
○文部科学省 ○大学評価・学位授与機構 ○国立学校財務センター ○日本学術振興会 ○国立大学協会	○教育技能省 ○イングランド高等教育財政カウンシル ○ブリティッシュ・カウンシル ○英国大学協会

（２）第二プロジェクトの実施

第一プロジェクトの終了後、さらなる議論の場として平成16年1月に第二プロジェクト「Leadership Development－リーダーシップの向上－」が両国の間で合意され、平成17年1月に、日英両国の戦略的な関心領域に関して、さらなる関係強化に資するため、本プログラムの期間についてさらに2年間延長することが合意された。

16年度の協力プロジェクトの実施状況は次のとおりである。

○ プロジェクトの実施状況（平成16年度）

- ・日英高等教育に関する協力プログラム日本側推進委員会（6回開催）

平成16年4月22日，5月27日，7月14日，10月27日，12月14日，

平成17年1月12日

- ・日英高等教育に関する協力プログラム公開フォーラムの開催（平成16年6月7日）

- ・日英合同推進委員会の開催（平成16年6月8日）

- ・ポリシー・フォーラム及びスタディ・ビジットの開催（平成17年1月31日～2月4日）

平成17年1月31日 リーダーシップ・ファンデーション 一日マスターコース

平成17年2月1日 ポリシー・フォーラム

平成17年2月2日～4日 スタディ・ビジット（日英12大学参加）

東北大学→マンチェスター大学，筑波大学→シェフィールド大学

東京農工大学→ブライトン大学，大阪教育大学→ロンドン大学

九州大学→グラスゴー大学，熊本大学→ノッティンガム大学

2 評価と課題

平成16年4月の我が国の国立大学法人化に前後して，本プログラムが進行していることは，有益であり，特に日本側のスタディ・ビジット参加大学においては，既に法人化を経験している英国大学の実態等を実際に体験することができたことなど参加大学からは好評を得るなど，計画を予定どおり実施した。

今後は，平成19年2月まで2年間のプログラムの延長について合意がなされたことを受け，平成17年度中に日本側において，英国側大学からの訪問を受けフォーラム，スタディ・ビジットを実施し，日英両国の高等教育発展に寄与する本プログラムの進展を図る。

I－5 その他上記に関連する業務

(2) 広報活動の実施

1 実施状況

機構における広報に関する必要事項を協議・実施することを目的に広報委員会を置き、広報活動に関する企画立案を行うとともに、各事業等の担当課等との連携の下に、広報活動を積極的に推進した。

(1) 機構の活動等の積極的発信

機構の広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」及びウェブサイト等において、各事業の活動等に関する情報を発信した。広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」は年4回発行し、各事業の概ね3ヶ月ごとの活動等について掲載し、関係機関等に配布した。

機構ウェブサイトによる広報活動については、各事業における活動等の情報を迅速に発信するとともに、利用者の利便のため、各種報告書や各種様式等を電子媒体で提供した。

また、評価事業及び学位授与事業の活動等の外、中期目標、中期計画、年度計画をはじめ機構の管理・運営に関する情報の公開を行った。

(2) ウェブサイトへのアクセス

毎月機構ウェブサイトへのアクセス件数を調査し、ウェブサイトのリニューアルの効果測定及び情報基盤の整備計画の策定等に活用した。ウェブサイトへのアクセス件数は、平成15年度と比較して291,598件の増加となった。

2 評価と課題

大学評価・学位授与機構の活動等について、広報誌及びウェブサイトを活用して積極的に情報を発信した。特に、情報伝達の迅速性及び利用者のための利便性の面から、ウェブサイト(日本語・英語)のリニューアルを実施し、平成15年度と比較しアクセス件数が増加した。

今後とも、ウェブサイト及び広報誌のそれぞれの特性を生かし、効果的な広報活動を展開する。

I－5－（２）広報活動の実施

① 機構の活動等の積極的発信

広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業に係る活動等を広く国民一般に理解してもらうため、広報誌及びウェブサイトにより機構の活動等における情報の発信した。

広報誌及びウェブサイトによる広報活動の具体的な実施状況は、次のとおりである。

（１）広報誌による広報活動の実施

機構の広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」において、評価事業及び学位授与事業の活動等における情報の発信を行った。

「大学評価・学位授与機構ニュース」は年４回（６月、９月、１２月、３月）発行し、各大学・各短期大学・各高等専門学校、各都道府県・各政令指定都市教育委員会、各省庁大学校等の関係機関等に配布した。

なお、広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」を広く国民が閲覧できるように、機構のウェブサイトへの掲載も行った。

（２）ウェブサイトによる広報活動の実施

大量の情報から利用者が必要な情報を選択できるウェブサイトの特性を生かし、評価事業及び学位授与事業に係る活動等について積極的に情報の発信を行った。ウェブサイトの活用により、広報誌では誌面の制約により掲載できなかった機構の活動等の詳細な部分についても広く国民へ情報発信した。

ウェブサイトによる広報活動は、迅速な情報の掲載が最も重要な要素であることから、掲載原稿をウェブページ化作業の効率化及び迅速化を図るため、新たにウェブサイト管理システムを導入した。

（３）事業に関するリーフレット等の作成

機構が実施する大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―高等教育の質を保証するために―」を平成17年３月に作成し、国立大学協会の総会等に配布するとともに、大学等に送付した。

また、機構の学位授与事業に関しては、次のリーフレット等を作成配布した（【資料72】参照）。

① 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」を平成7年度から発行。（【資料73】参照）

② 機構から学士の学位を取得した人を支援するため、機構が授与する学位が大学の授与する学位と同等である旨を記載したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される

学位を広く理解して頂くために」を平成16年度から新たに作成し、機構のウェブで公表。

(【資料74】参照)

- ③ 学士の学位授与の申請予定者に対し、学位取得に関する情報として、機構による学位授与制度と申請手続きの詳細を記した冊子「新しい学士への途」を平成4年度から毎年度作成し、機構のウェブで公表。

2 評価と課題

評価事業及び学位授与事業に係る活動等については、分かりやすい広報誌、事業に関するリーフレット等を作成配布するとともに、ウェブサイトを利用し、迅速で多種多様な情報の発信を行った。各種報告書・様式といった情報量の多い資料についても、ウェブサイトで情報発信し、利用者の更なる利便を図った。

今後、引き続き迅速で積極的な情報の発信に努めるとともに、広報誌の誌面及びウェブサイトの構成について更に工夫する。

I-5-(2) 広報活動の実施

② ウェブサイトのアクセス

ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。

1 実施状況

(1) ウェブサイトのアクセス件数の調査

機構のウェブサイトにおける毎月のアクセス件数を調査し、利用状況を把握した。評価事業関係、学位授与事業関係の各項目については、更に細分化した項目ごとのアクセス件数を調査した。【資料75】参照)

アクセス件数に関しては、ウェブサイト全体としては平成15年度と比較すると291,598件の増加となった。特に、英語サイトについてはリニューアルを実施したことにより、アクセス件数が平成15年度と比較すると約3倍の増加となった。

英語サイトの主なリニューアル内容は、次のとおりである。

- ・英語サイトと日本語サイトの対照が容易となり、併せて両サイトの統一感を図るため、英語サイトの全体デザインを日本語サイトと概ね同様のものとした。
- ・トップページに掲載する項目を3項目から16項目に増やし、識別を図るため項目ごとに●を付した。

○ ウェブサイト(全体)のアクセス件数(平成14年度～平成16年度)

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
件 数	1,296,555	1,366,049	1,657,647

(2) 広報活動へのアクセス件数の反映

月ごとに調査した機構ウェブサイトへのアクセス件数は、機構における広報に関する必要事項を協議することを目的に、広報委員会へ報告した。

調査したアクセス件数は、ウェブサイトのリニューアル効果の測定、情報項目別の利用状況の把握、情報基盤の整備計画の策定等、広報活動以外にも機構の事業を運営する上で有用な情報として活用した。

2 評価と課題

機構のウェブサイトを、4月に日本語サイトを、11月に英語サイトをリニューアルし、充実を図った。特に、英語サイトのアクセス件数については、リニューアル前は1ヶ月当たり約1,000件(4月～10月)であったものがリニューアル後は1ヶ月当たり約3,800件(11月～3月)に達するまでに増加し、リニューアルの効果が得られた。

今後も、ウェブサイトによる広報活動の充実に努める。

I－5 その他上記に関連する業務

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

1 実施状況

(1) 評価に関するシンポジウム等の開催

① 機構が実施する認証評価に関するシンポジウム等の開催

平成16年4月13日に各国公私立大学の評価担当者を対象として、大学機関別認証評価実施大綱（案）及び大学評価基準（案）について説明するとともに、参加者からの意見、質問を伺うため大学機関別認証評価に係るシンポジウムを開催した。（【資料76】参照）

また、認証評価制度の概要、背景及び機構が実施する認証評価の趣旨、評価基準等について各大学等に十分に理解していただくことを目的として、平成16年12月に大学、短期大学及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ説明会を開催した。（【資料77】参照）

② 大学情報データベース構築に関する説明会の開催

大学情報データベース構築に関する大学関係者の理解の増進を図ることなどを目的として、平成16年8月3日に「大学情報データベース構築に関する説明会」を開催した。（詳細は「I－4－（1）－1）－① 大学情報データベースシステムの構築」（P107）を参照）

③ 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催

日英高等教育に関する協力プログラムの一環として、平成16年6月7日に公開フォーラム「New Challenges for Higher Education Leaders and Policymakers－リーダーシップの向上を目指して－」を開催した。（詳細は「I－5－（1）－③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築」（P127）を参照）このほか、欧米及びアジア太平洋地域の評価関連機関の関係者を招へいし、評価の目的、方法、有効性及び課題等について、計5回の講演会を開催した。

(2) 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

機構の評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。

(3) アンケート調査の実施

「大学機関別認証評価に係るシンポジウム」、「自己評価担当者等に対する研修会」等の開催の都度、参加者のアンケートを実施した。

アンケートによって得られた意見等を、機構の業務を遂行するに当たり参考とした。また、アンケートにおいて寄せられた大学等からの質問等に対する回答も含め、「大学機関別認証評価に関するQ&A」等を作成し、機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成16年度においては、評価に関するシンポジウム等を通じ、年度計画どおり普及活動を適切に実施した。今後、シンポジウム等の実施に当たっては、アンケート等を活用し適宜見直しを行い、内容の充実を図る。

I－5－（３）大学等の評価に関する普及活動の実施

① 評価に関するシンポジウム等の開催

機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを３回以上開催する。

1 実施状況

（１）機構が実施する認証評価に関するシンポジウム等の開催

平成16年４月１日に認証評価制度が導入されたことに伴い、平成16年４月13日に各国公私立大学の評価担当者を対象として、大学機関別認証評価実施大綱（案）及び大学評価基準（案）について説明するとともに、当該大綱（案）等の確定前に参加者からの意見、質問を伺うため、「大学機関別認証評価に係るシンポジウム」を開催した。国立84大学、公立37大学、私立202大学、関係団体11団体の合計334大学・団体から501人の評価担当者等が参加し、機関別認証評価の概要説明、大学評価基準（案）の説明に続き、パネルディスカッションにおいて活発な意見交換及び参加者との質疑応答を行った。

また、認証評価制度の概要、背景及び機構が実施する認証評価の趣旨、評価基準等について大学等に十分に理解していただくことを目的として、大学、短期大学及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ説明会を開催した。なお、説明会の配付資料及び説明会における主な質問に対する回答を記載した「大学機関別認証評価に関するQ&A」等を機構のウェブサイトに掲載し、広く大学等の利用に供した。

各説明会の実施状況は以下のとおりである。

① 大学機関別認証評価に関する説明会

国公立大学の評価担当者等を対象として、平成16年12月１日から12月20日までの間、全国４地区において計５回の説明会を開催した。本説明会には、国立87大学、公立49大学、私立229大学の合計365大学から850人の参加を得た。

② 短期大学機関別認証評価に関する説明会

国公立短期大学の評価担当者等を対象として、平成16年12月７日から12月21日までの間全国４地区において計４回の説明会を開催した。本説明会には、国立２短期大学、公立22短期大学、私立104短期大学の合計128短期大学から203人の参加を得た。

③ 法科大学院認証評価に関する説明会

国公立大学の法科大学院の評価担当者等を対象として、平成16年12月10日に国立オリンピック記念少年総合センターにおいて開催し、国立23大学、公立１大学、私立41大学から149人の参加を得た。

（２）大学情報データベース構築に関する説明会の開催

大学情報データベース構築に関する大学関係者の理解の増進を図ることを目的として、平成16年８月３日に「大学情報データベース構築に関する説明会」を開催した。国立大学法人及び大学共同利用機関法人を中心に96機関、313人が参加し、大学情報データベースの目的、概略及びデータ項目等についての説明に続き、活発な意見交換が行われた。

(3) 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催

日英高等教育に関するプログラムの一環として、平成16年1月に開始された、第二プロジェクト「Leadership Development－リーダーシップの向上－」に関する公開フォーラムを「New Challenges for Higher Education Leaders and Policymakers－リーダーシップの向上を目指して」と題して、平成16年6月7日に開催した。主催者側と一般参加者併せて、69機関から122人の参加を得て、基調講演、パネルディスカッション、質疑応答など、活発な議論や意見交換が行われた。

また、国外の評価機関等との連携・協力の一環として、3人の欧米及びアジア太平洋地域の評価関連機関の関係者を招へいし、評価の目的、方法、有効性及び課題等についての計5回の講演会を開催した。

なお、招へいを契機として、海外調査時に招へい者の所属機関を訪問するなど、継続的な連携・協力体制を構築することにもつながっている。

○ 機構への招へいによる講演等の実施状況

日程	講演者	タイトル
平成16年 5月20日	Philip G Altbachボストン大学 国際高等教育研究センター長	米国大学の国際戦略
11月16日	Jacob Scheele オランダ高等教育視学官	ヨーロッパにおけるア krediteーションの発展 ：オランダ高等教育視学官の視点から
11月18日	〃	オランダにおける新しいア krediteーションの実際
平成17年 2月14日	Dorte Kristoffersen オーストラリア大学質機構 オーディット・ディレクター (INQAAHE理事)	オーストラリアの大学評価：ねらいと課題
2月17日	〃	大学評価の国際化への対応 ：欧州の経験とAUQAでの挑戦

2 評価と課題

機構が実施する認証評価に関するシンポジウム、大学、短期大学及び法科大学院の各認証評価それぞれの説明会及び大学情報データベースに関する説明会を開催し、活発な意見交換等を通じて認証評価及び大学情報データベースに関する大学等の理解を深めた。

この他、日英高等教育に関する協力プログラムにおける公開フォーラムや、諸外国の評価関連機関の関係者の招へいによる講演会により、国外の評価機関等との連携、協力体制を強化した。

平成17年度以降も、必要に応じてシンポジウム等を開催する。

I－5－（3）大学等の評価に関する普及活動の実施

② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を1回以上実施する。

1 実施状況

機構の認証評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。（【資料78】参照）

本研修会では、認証評価の概要、自己評価の方法、評価基準の分析に当たっての留意点等について説明を行い、大学等側の理解が深められた。

研修会の配布資料は、広く大学等の評価担当者等の利用に供するため、機構のウェブサイトに掲載した。

各研修会の実施状況は、以下のとおりである。

（1）平成17年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立大学の自己評価担当者を対象として、平成17年2月22日に開催し、国立52大学、公立13大学、私立26大学、その他3機関から147人の参加を得た。各大学の理解を深めるため、平成17年度に実施希望のない大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

（2）平成17年度に実施する短期大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立短期大学の自己評価担当者を対象として、平成17年2月23日に開催し、国立1短期大学、公立12短期大学、私立4短期大学、その他2機関から29人の参加を得た。各短期大学の理解を深めるため、平成17年度に実施希望のない短期大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

（3）平成17年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立大学の法科大学院の自己評価担当者を対象として、平成17年3月1日に開催し、国立17大学、公立2大学、私立16大学から61人の参加を得た。各大学の理解を深めるため、平成17年度に実施希望のない大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

2 評価と課題

平成17年度からの認証評価の実施を控え、各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年度計画どおり実施し、大学等参加者側の理解が進んだことの意義は大きかった。

平成17年度以降も、研修内容等の更なる充実を図り、大学等の理解の増進に努める。

I－5－（３）大学等の評価に関する普及活動の実施

③ アンケート調査の実施

シンポジウムやセミナー等の参加者に対し、アンケート調査を実施し、その改善に資する。

1 実施状況

（１）「大学機関別認証評価に係るシンポジウム」に関するアンケート調査の実施

平成16年4月13日開催の大学機関別認証評価に係るシンポジウムにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、機構の実施する大学機関別認証評価についての意見、同シンポジウムにおける大学機関別認証評価を行う上で参考となった点、今後のシンポジウム開催にあたっての希望等について調査を実施した。

本アンケートの結果は、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等を評価委員会において検討するに当たり参考とした。また、大学等からの質問等については、大学機関別認証評価に関するQ&Aに記載し、機構のウェブサイトに掲載した。

（２）「自己評価担当者等に対する研修会」に関するアンケート調査の実施

大学、短期大学及び法科大学院の認証評価に関して実施した計3回の自己評価担当者等に対する研修会において、今後の研修会実施の参考とするため、アンケート調査を実施した。

本アンケートでは、自己評価書作成に関する理解度の深まり、説明や資料の分かりやすさ、研修の満足度等について調査を実施した。アンケート調査結果は、機構における今後の認証評価の実施に当たり参考とすることとした。（【資料79】参照）

2 評価と課題

大学機関別認証評価に係るシンポジウムに関するアンケート調査結果については、大学機関別認証評価委員会の審議の参考とし、大学評価基準等の策定に有効に活用した。また、大学、短期大学及び法科大学院の自己評価担当者等に対する研修会に関するアンケート調査結果についても、今後の認証評価の実施に当たり参考となるものであった。

今後、アンケート調査結果を蓄積し、次年度以降の研修会の企画・実施に際し、適宜活用する。

Ⅱ 業務運営及び財務内容

Ⅱ－１ 業務運営

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

1 実施状況

機構は、大学等の教育研究活動等の状況に関する評価及び学位の授与により高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、大学関係者及び有識者等の参画を得た業務の運営を基本方針としている。業務の管理運営面の重要事項等を審議する評議員会及び運営委員会については、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織するとともに、大学評価のための各委員会及び学位審査会についても、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織している。

(1) 評価事業及び学位授与事業の実施に関する組織

1) 評価事業における各委員会（【資料81】参照）

① 大学等の評価に関し評価基準、評価方法等を検討するために「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」、「高等専門学校機関別認証評価委員会」及び「法科大学院認証評価委員会」を設置し、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て検討を行った。

② 国立大学法人等の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関する審議を行うため「国立大学教育研究評価委員会」を設置し、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て検討を行った。

2) 学位授与事業における学位審査会（【資料82】参照）

学位授与申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行い、高等教育段階の様々な学習成果を評価し学位を授与するため「学位審査会」を設置し、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得て審査を行った。

(2) 評議員会（【資料83】参照）

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により「評議員会」が置かれ、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て運営することとされており、平成16年度においては、年度計画、評価及び学位審査に関する各種委員会の委員の選考等、機構の運営に関する重要事項に関し審議を行った。

(3) 運営委員会（【資料83】参照）

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため「運営委員会」を置き、大学の学長及び教員その他の学識経験のある者の参画を得て運営することとなり、平成16年度においては、教員人事、各種委員会の専門委員の選考等、機構の事業の運営実施に関し審議した。

2 評価と課題

大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営することにより、業務の内容に関し幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のため重要な役割を果たした。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織

評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。

- ア 大学機関別認証評価委員会
- イ 短期大学機関別認証評価委員会
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- エ 法科大学院認証評価委員会
- オ 国立大学教育研究評価委員会
- カ 学位審査会

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業の実施に当たり、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、機構の運営実施に関する審議を行った。

（１）評価事業実施に関する組織

大学等の教育研究水準の向上に資するため、下記アからオまでの各委員会を平成16年度に新たに設置し、大学等の教育研究活動の状況について評価を行う評価事業の実施体制の整備を行った。

（各委員会の詳細は「Ⅰ－１ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価」の該当箇所に記載。）

- ① 大学、短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）について審議を行う

- ア 大学機関別認証評価委員会 （P 5 参照）
 - イ 短期大学機関別認証評価委員会 （P 10 参照）
 - ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 （P 17 参照）
- を設置し、評価基準・評価方法等を決定した。

- ② 法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育研究活動状況についての評価（法科大学院認証評価）について審議を行う

- エ 法科大学院認証評価委員会 （P 21 参照）
- を設置し、評価基準・評価方法等を決定した。

- ③ 文部科学省国立大学等法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人及び大学共同利用期間法人の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関する審議を行う

- オ 国立大学教育研究評価委員会 （P 26 参照）
- を設置し、評価の基本的方針等を検討した。

(2) 学位授与事業実施に関する組織

平成16年度においても前年度同様に、申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者で構成する学位審査会を設置した。

また、審議に当たり、専門の事項を調査する必要があるものについては、学位審査会の下に分野別の専門家で構成される専門委員会等を設置した。

(学位審査会の詳細は「I－2－(1)－③ 審査組織の整備」(P37) 参照)

○学位審査会の実施状況

第1回 平成16年5月14日

- ・4月期申請者の学位授与の可否について審査付託
- ・不可判定理由の細述化の試行について検討

第2回 平成16年8月24日

- ・4月期申請者の学位授与の可否について決定
- ・認定した専攻科及び課程の教育の実施状況等の適否について審査付託
- ・社会システム工学部会の設置について検討

第3回 平成16年11月9日

- ・10月期申請者の学位授与の可否について審査付託
- ・専攻科及び課程の認定の可否について審査付託
- ・不可判定理由の細述化の試行について検討

第4回 平成17年2月10日

- ・10月期申請者の学位授与の可否について決定
- ・認定した専攻科及び課程の教育の実施状況等の適否について決定
- ・専攻科及び課程の認定の可否について決定

2 評価と課題

各評価委員会、学位審査会とも、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、所要の体制を確保し、適切な事業運営のための審議を行った。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

② 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により評議員会が置かれている。

平成16年度は、年度計画、各種委員会の委員等、機構の運営に関する重要事項について審議するため、3回開催した。

（１）委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（各界・各層の学識経験者20人）

評議員は、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行うため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者など、各界・各層からの学識経験者により構成されている。

○評議員名簿（平成16年4月1日現在）

相澤益男	東京工業大学長	後藤祥子	日本女子大学長
秋元勇巳	三菱マテリアル（株）	佐々木毅	東京大学総長
	取締役相談役	佐々木正峰	国立科学博物館長
安西祐一郎	慶應義塾長	柴崎信三	日本経済新聞社論説委員
池上徹彦	会津大学長	白井克彦	早稲田大学総長
石弘光	一橋大学長	末松安晴	国立情報学研究所長
井村裕夫	科学技術振興機構 顧問	関根秀和	大阪女学院短期大学長
ウィリアム・カリー	上智大学長	茂木俊彦	東京都立大学総長
清成忠男	法政大学総長	茂木友三郎	キッコーマン（株）
小出忠孝	愛知学院大学長		代表取締役社長
河野伊一郎	岡山大学長	四ツ柳隆夫	宮城工業高等専門学校長

② 主な審議事項

（第1回 平成16年4月23日）

- ・名誉教授について
- ・各評価委員会委員の選考について
- ・学位審査会審査員の選考について
- ・中期目標・中期計画・年度計画について

（第2回 平成16年8月23日）

- ・国立大学教育研究評価委員会委員の選考について

（第3回 平成17年3月23日）

- ・学位審査会審査員の選考について
- ・平成17年度予算について
- ・平成17年度年度計画について

2 評価と課題

機構の行う事業は、広く社会に開かれ、各大学等の信頼を得て実施されることが極めて重要であり、大学の学長その他学識経験者で構成される評議員会において機構の中期目標・中期計画及び年度計画の内容について審議・決定するとともに、評価事業及び学位授与事業に係わる外部委員の選考、予算等業務運営の重要事項について審議した。

Ⅱ－１－（１）大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

③ 運営委員会

機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則第10条により運営委員会を置いている。

平成16年度は、評議員会の審議事項に加え、教員人事、各種委員会の専門委員の選考等、機構の事業の運営実施に関し審議するため、5回開催した。

（１）委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（機構教授4人、機構外学識経験者17人）

運営委員は、機構の事業の運営実施に関し審議を行うため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者により構成されている。

○運営委員会委員名簿（平成16年4月1日現在）

浅井 彰二郎	㈱日立メディコ執行役専務	島田 京子	日産自動車（株）グローバル広報・IR部コミュニティ・リレーションズ担当部長
阿知波 洋次	東京都立大学学生部長		
猪木 武徳	人間文化研究機構国際日本文化研究センター教授	田中 穂積	東京工業大学教授
大塚 雄作	大学評価・学位授与機構教授	鶴見 尚弘	山梨県立女子短期大学長
岡澤 憲英	早稲田大学教授	中島 尚正	放送大学副学長
岡田 益男	東北大学教授	植崎 憲二	読売新聞社東京本社社会部長
神谷 武志	大学評価・学位授与機構教授	濱田 道代	名古屋大学教授
川口 昭彦	大学評価・学位授与機構教授	前田 富士男	慶應義塾大学教授
北原 和夫	国際基督教大学教授	安原 義仁	大学評価・学位授与機構教授
高坂 節三	コンパスプロバイダーズ L.L.C.ゼネラルパートナー 日本代表	山本 眞一	広島大学教授
		米山 宏	筑波大学教授 阿南工業高等専門学校長

② 主な審議事項

（第1回 平成16年4月12日）

- ・客員教授の選考について
- ・名誉教授の選考について
- ・各評価委員会委員の選考について
- ・学位審査会審査員及び専門委員の選考について
- ・中期目標・中期計画・年度計画について

（第2回 平成16年6月22日）

- ・高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の選考について
- ・法科大学院認証評価委員会専門委員の選考について

(第3回 平成16年 8月16日)

- ・国立大学教育研究評価委員会委員の選考について

(第4回 平成16年 9月16日)

- ・専任教員・特任教員の選考について
- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考について
- ・学位審査会専門委員の選考について

(第5回 平成17年 3月18日)

- ・専任教員の選考について
- ・特任教員・客員教員の選考について
- ・学位審査会審査員・専門委員の選考について
- ・各認証評価委員会専門委員の選考方針について
- ・国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考について
- ・平成17年度予算について
- ・平成17年度年度計画について

2 評価と課題

運営委員会についても、大学関係者及び学識経験者の参画を得て、所要の審議事項について適切に審議を行った。

Ⅱ－１ 業務運営

(2) 自己点検・評価の実施

自己点検・評価については、平成16年度事業を次年度に点検・評価するため、平成16年度は各事業の業務の実績に係る点検項目や評価方法を策定する。

1 実施状況

外部評価としては、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織される評議員会及び運営委員会において、機構の業務に対して意見をいただき、業務に反映している。

自己点検としては、平成16事業年度の年度計画の実施状況を把握するため、各業務等の項目ごとに9月末と12月末の時点でそれぞれ調査を行い、年度計画の実施状況を確認した。

自己点検・評価に係る年度計画については、平成16年度の業務実績に係る自己点検・評価の実施に向けて、点検項目等を検討するために事務組織内に自己点検・評価ワーキンググループを設置した。

自己点検・評価ワーキンググループは、平成16年12月から平成17年3月までの間に4回の会議を開催し、点検項目、業務実績報告書、実績評価フォーマットの検討及び事務組織内の連絡調整を行った。（【資料83】参照）

○自己点検・評価ワーキンググループの開催状況

第1回 平成16年12月24日

- ・ 今後のスケジュール、点検項目の確認及びその実施状況

第2回 平成17年1月11日

- ・ 4事業における特性及び観点

第3回 平成17年1月24日

- ・ 大学評価・学位授与機構作業部会の動向

第4回 平成17年3月11日

- ・ 業務実績評価の基本方針及び評価フォーマット等

この審議等を経て、自己点検・評価に係る点検項目は、年度計画における各業務等の項目と定めるとともに、評価方法等を含めた自己点検・評価実施要項を策定した。

2 評価と課題

外部評価としては、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織される評議員会及び運営委員会において、機構の業務等に対して意見をいただいていることは、その業務等の評価を受けたことで外部検証となっている。

自己点検としては、平成16事業年度の年度計画の実施状況を把握するため、各業務等の項目ごとに9月末と12月末の時点でそれぞれ調査を行い、年度計画の実施状況を確認した。これにより、年度計画の業務内容を再確認するとともに、業務実績報告書を作成するためのデータ整理を行った。

自己点検・評価に係る点検項目は、年度計画における各業務等の項目と定めるとともに、評価方法等を含めた自己点検・評価実施要項を策定した。

Ⅱ－１ 業務運営

（３）業務運営の効率化

業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成15年度実績に比較して３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成15年度実績に比較して１％以上の削減を図る。

１ 実施状況

平成16年度については、主に次の見直し等を行い、平成15年度実績に比較し、一般管理費（退職手当を除く。）については３.24％、その他の事業費（退職手当を除く。）については１.32％を削減した。

① 省エネルギー化の推進

恒常的な省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進めた。

② グループウェアの活用による用紙代の削減

グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め用紙代を削減した。

③ 印刷製本及び配布に係る経費の見直し

印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進した。

④ 効率的な調達

消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進めた。

なお、経費削減率については、次の算式により算出した。

H16年度経費効率化実績額 ÷ H15年度(項)国立学校支出済歳出額（退職手当等を除く。）

＝ 32,747,735円 ÷ 1,924,776,612円 ＝ 0.017014 ＝ 1.70％

うち、一般管理費における削減率 3.24％

その他の事業費における削減率 1.32％

２ 評価と課題

平成16年度は機構全体の業務内容について、既存経費を見直しと業務の効率化により、所期の目標率を達成した。

今後とも業務内容を見直すとともに、コスト意識の醸成を進め、効率的な業務の運営に努める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

① 省エネルギー化の推進

恒常的な省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進める。

1 実施状況

光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備として、以下の取り組みを行った。その結果、平成15年度の光熱水量と比較し、それぞれ電気使用量129,691kw、水道使用量21m³などの節約が図られ、光熱水量に係る全体経費として10.61%を削減した。

- ① 執務室内の室温の適宜調整、夏期の軽装奨励、休憩時間及び不必要な照明の消灯など、光熱水量の節約に対する積極的な取り組みを実施した。
- ② 定時退庁を推奨して残業時間の削減に努め、時間外における光熱水量を節約した。
- ③ 電子メールを活用することにより、電話の使用頻度及び通話時間を削減した。
- ④ 会議室の予約、会議の日程調整及び連絡事項の周知などにグループウェアを活用し、またソフトウェアの更新等を行い、業務の効率化を図った。
- ⑤ 新規採用職員に対し「情報セキュリティポリシーに関する説明会」を行い、情報資産利用の推進を図った。

2 評価と課題

省エネルギーに対応するため、職員が省エネルギー化及びコストに対する意識を持ち、積極的に推進した結果、光熱水量を節約した。

今後とも光熱水量の節約を図るため、職員の意識醸成に努めるとともに、各種料金について効率的な契約内容となるような契約の見直しや省エネルギー化のための環境整備を進める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

② グループウェアの活用による用紙代の削減

グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減する。

1 実施状況

社会の様々な要請に応える情報サービスの向上を図りつつ、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減するため、以下の取り組みを行った。その結果、ペーパーレス化に伴うコピー用紙購入数及び複写機に要する経費の削減が図られ、平成15年度と比較し、15.50%を削減した。

- ① 従来ペーパーで行っていた機構内外への各種通知・連絡文書及び委員会等の事前配布資料等を電子メール及びグループウェアを積極的に活用し、ペーパーレス化及び用紙代の削減を図った。
- ② ウェブサイトによる情報提供を積極的に行った。
- ③ 会議資料等のペーパーレス化ができない文書は両面印刷を行い用紙の節減を行った。
- ④ 裏面が使用可能な使用済み用紙は再利用するなど積極的に周知した。
- ⑤ サーバーの共有フォルダの活用による情報の共有化を推進した。

2 評価と課題

ウェブサイトによる情報提供、電子メール及びグループウェアの積極的な活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進めた。この結果、用紙代を削減した。

今後も業務の効率化を図るため、更なるシステムの整備とともに、ペーパーレス化の推進による用紙代の削減に取り組む。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

③ 印刷製本及び配付に係る経費の見直し

印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進する。

1 実施状況

印刷製本及び配付に係る経費の削減を図るため、①ウェブサイトへの情報掲載、②業務実施状況に応じた印刷製本部数の見直し、及び③独自印刷などによる印刷外注の見直しを行ったことにより、印刷製本に要する経費の削減並びに配付に要する郵便料及び宅配料の削減を行った。その結果、印刷製本等及び配布に係る経費について20.55%削減を図した。

（機構ウェブサイトのアクセス件数は、「Ⅰ－５－（２）－② ウェブサイトのアクセス」（P132）参照）

① ウェブサイトへの情報掲載を行った印刷物

- ・ 短期大学・高等専門学校専攻科一覧
- ・ 博士学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨
- ・ 試行的評価に関する検証結果報告書
- ・ 認証評価実施大綱，認証評価基準等
- ・ 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）報告書
- ・ 大学機関別認証評価に係るシンポジウム，認証評価に関する説明会，自己評価担当者等に対する説明会に関する配付資料等

② 印刷製本部数の見直しを行った印刷物

- ・ 短期大学・高等専門学校専攻科一覧
- ・ 博士学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨
- ・ 機構ニュース

③ 独自印刷により印刷外注の見直しを行った印刷物

- ・ 出勤簿
- ・ 休暇簿

2 評価と課題

印刷製本及び配付に係る経費について、ウェブサイト等への情報掲載の推進、印刷製本部数の見直し等により削減した。

今後も、更なる外部への提供手段の見直しを行い経費の削減を図る。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

④ 効率的な調達

消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進める。

1 実施状況

予算の適切かつ効率的な執行に際し、消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等の推進策として、以下の取り組みを行った。その結果、平成15年度と比較して13.91%の削減が図られた。

① 事務用消耗品

日常的、定量的に必要とされる事務用消耗品について、各四半期毎に一括購入を行うことで購入単価の低減を図った。

② コピー用紙

年度当初に年間の使用枚数を見込み単価契約を行うことにより、随意契約での購入より安価にて購入した。また、競争性を確保する一般競争入札により、一層の削減につながった。

2 評価と課題

日常的な事務消耗品等の一括購入と一般競争入札により、経費を削減できた。

今後、一括購入の範囲の拡充により経費の削減を図る。また、随意契約による契約を極力避け、一般競争入札等の競争性を確保した契約に努める。

Ⅱ－２ 財務内容

(1) 財務内容の改善に関する事項

1 適正な事業別予算管理

(1) セグメント区分の設定

業務の説明責任の観点から、業務ごとのセグメント情報を開示し、業務別に適正な予算管理を行うため、「独立行政法人大学評価・学位授与機構セグメント情報規則」を制定し、セグメント区分及びセグメント情報を定めた。(【資料101】参照)

セグメント区分及びセグメント情報は次のとおりである。

【セグメント区分】

- ・大学評価事業
 国立大学法人評価事業等
 機関別認証評価事業
 分野別認証評価事業
- ・学位授与事業
- ・その他の事業
- ・法人共通

【セグメント情報】

- ・事業費用
 事務費
 一般管理費
- ・事業収益
 運営費交付金収益
 手数料収益
 その他収入
- ・事業損益
- ・総資産額

(2) 予算の執行管理

予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを、四半期毎にモニタリングすることにより、執行状況に応じて当初予算配分額を見直した。

2 適正な資金計画

現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。

3 内部監査の実施

機構業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正化を期すために内部会計監査規則を制定した。次のとおり内部監査を実施し、適正に処理されていることを確認した。

- ① 科学研究費補助金の内部監査 平成16年10月18日実施
- ② 内部監査（科学研究費補助金を除く） 平成17年2月18日実施

4 固定的経費の削減状況

効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量 10.61%，コピー用紙購入数及び複写機に要する経費 15.50%，印刷製本及び配付に要する経費 20.55%，消耗品等の一括購入費等 13.91%など、固定的経費の削減を行った。

Ⅱ－２ 財務内容

(2) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

- | | | |
|---|------|---------|
| 1 | 予算 | 別紙１のとおり |
| 2 | 収支計画 | 別紙２のとおり |
| 3 | 資金計画 | 別紙３のとおり |

1 予算 別紙１のとおり

収入については、学位審査事業における申請者の増加及び奨学寄付金の受け入れによる差違が生じた。

支出については、年度当初採用予定者の本務先の事情の変化により専任教員ではなく特任教員として採用したことなどにより人件費に差違が生じた。なお、平成17年度には、専任教員について計画どおり確保できる見込みであり、そのための財源として、次年度への繰越金とした。

2 収支計画 別紙２のとおり

情報システム等の調達の際の効率化により、固定資産の取得額が低く抑えられ、その分他の費用として支出したため、減価償却費及び運営費交付金収益などに差違が生じた。

3 資金計画 別紙３のとおり

業務活動の資金支出の差違は、主に施設設備等の職務環境等の整備に要した費用の未払金によるものである。なお、機構は平成15年度に現在の地に移転し、平成16年度に独立行政法人に移行したところであるが、これまでの学位授与事業に加え、新たに発足した認証評価制度及び国立大学法人評価制度に対し、新たな事業に取り組む必要があったことから、これらの事業の進捗を見極めつつ施設整備等の職務環境等の整備を実施したため、年度後半に支出が集中することとなり、一時的に未払金が生じたものである。

また、投資活動の資金支出については、固定資産調達の際の効率化により差違が生じた。

Ⅱ－２ 財務内容

(３) 短期借入金

- １ 短期借入金の限度額 ６億円
- ２ 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

平成16年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

(４) 重要な財産の処分等に関する計画

平成16年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

（５）剰余金

機構の決算において剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

１ 実施状況

平成16年度の剰余金の執行はなかった。

Ⅱ－３ 人事に関する事項

(１) 人事に関する計画

１ 実施状況

(１) 組織体制の整備及び職員の配置

① 組織の整備状況

独立行政法人大学評価・学位授与機構法で定められている業務を円滑に実施するため、事務組織の見直し及び改組を行い、適切な人員の配分及び職員の配置を行った。

具体的には、法科大学院認証評価に必要な事務体制を整備するため、新たに評価事業部に法科大学院評価室を設置した。

職員の配置については、各部課における業務内容・業務量を各部課長からのヒアリングの実施等により把握し、適正な人員配分を行うとともに、試行的評価に携わった職員の評価事業部各課室への配置、大学業務を経験している人事交流者の経歴を考慮した配置及び英語力に長けた職員の国際連携事業を担当する部署への配置等、職員の適正及び能力を考慮して職員配置を行った。

平成16年度の事務系職員の採用については、独立行政法人移行時であることから、平成15年度実施の国家公務員Ⅱ種試験合格者及び平成16年度実施の国立大学法人等採用試験合格者から採用した。

国家公務員採用試験合格者については、40人の応募者から10人を選考し、うち5人（うち女性2人）を平成16年4月に採用した（5人は平成15年度中に採用）。国立大学法人等採用試験合格者については、336人の応募者から4人を選考し、うち2人を16年10月に採用した（2人は17年4月採用）。

また、特に専門性の高い情報課の職員には、効率的及び機動的な業務の遂行を図るため、平成16年4月に民間から4人を採用した。

② 人事交流の実施状況

国立大学法人等と事務系職員の人事交流については、課長補佐以下の職員17人を人事交流で採用した。平成16年度の事務系職員では、課長補佐以下の職員108人のうち75人（約69.4%）が人事交流者となっている。

(２) 研修等の実施状況

職務遂行に必要な能力及び識見を養わせるとともに、職員の資質の向上を図るため、初任職員研修及び実践的研修（大学評価事業に関する講演会、パソコン研修、一般英会話研修）を実施した。

また、文部科学省等他機関が実施する情報システム統一研修等の専門的研修に、職員を積極的に参加させた。

(3) 教員採用の公募状況について

平成16年度は、公募制による教員採用を2回実施した。

第1回公募においては、60人の応募者から教授2人の採用を決定し、第2回公募においては、24人の応募者から教授2人及び助手2人の採用を決定した。

具体的な公募の実施方法は、機構のウェブサイトへの公募内容の掲載の外、国公立大学等676機関（第1回、第2回とも）に教員採用の公募を通知し、約1ヶ月間の応募期間を設けた上で、応募を受け付けた。応募者について教員選考委員会（機構外の委員を含む。）が候補者の選考を行い、機構長は報告された教員候補者について、運営委員会の意見を聴いて採用を決定する。

(4) 常勤職員数

平成16年度期初の常勤職員数	142人
平成16年度期末の常勤職員数	141人

2 評価と課題

独立行政法人としての初年度に当たり、必要な組織体制の確保と職員の適正配置により、適切に事業を遂行した。また、研修の計画的な実施による職員の資質向上とともに、教員採用については公募制によって行い、資質の高い教員の確保をした。

今後、大学等の認証評価及び国立大学法人等の教育研究の状況についての評価が本格実施の段階に入ることに伴い、その業務量が大幅に増加することが見込まれるため、その体制の整備について検討が必要となる。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

① 組織体制の整備及び職員の適正配置

業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

各事業の業務量の変動に伴い事務組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。

1 実施状況

（１）職員の配置について

独立行政法人化への移行に伴い管理運営部門において業務量の増大が見込まれること、評価事業部門においては大学等の認証評価及び国立大学法人等の教育研究の状況についての評価の本格実施に向けての準備段階であることから、評価事業部の配置職員数を減じて管理部を増員し、また、評価システム構築に係る調査研究の充実を図る必要から評価研究部に１人の増員を行うなど、業務量の状況に応じた適正な配置を行った。

管理部においては、総務課に３人、会計課に２人、学位審査課に４人を増員し、情報課は情報業務の円滑化・効率化の促進のため民間企業から情報システム開発に関し専門的な知識・技術を持つ職員４人を任期付きで採用し、職員１人の減員を実施した。

評価事業部においては、大学等の認証評価及び国立大学法人等の教育研究の状況についての評価に対応するため、法人化移行前の各課・室における業務内容の見直しを図り、新たな評価制度に対応した業務内容に変更し、企画調整室は評価業務の総合調整及び大学・短期大学の機関別認証評価を担当することによる業務量の増加に鑑み３人を増員し、評価調査室に国際連携業務の強化のため１人を増員、法科大学院評価室、評価第１課、評価第２課、評価第３課は、法人化移行前の事務組織からそれぞれ１人、５人、２人、５人の職員を減員した。

（２）人事交流について

全国の国立大学法人等との定期的な人事交流を行い、大学等の業務を経験している職員を採用することにより、機構の業務に即対応できる人材の確保と組織の活性化を図った。

また、人事交流を行うことにより、機構で評価業務を経験した職員が出向元の大学等に戻り、当該大学の自己点検や評価の業務に携わる例も多く、大学等における評価業務の人材養成に十分寄与している。

なお、平成16年度は51機関、75人と人事交流を実施した。

（３）新規職員の採用について

新規職員の採用について、法人化前の平成14年度から計画的に実施している。平成16年度は、７人の職員を採用した。

2 評価と課題

平成16年度は独立行政法人移行に伴い、管理部、評価事業部内における業務内容及び業務量に応じた人員配置の見直しを行うことにより、適切に業務を遂行した。

今後は、大学等の認証評価及び国立大学法人等の教育研究の状況についての評価が本格的な実施段階に入る際に、業務量の膨大な増加に対処するための組織体制の整備について検討する。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

② 研修等の実施状況

特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

1 実施状況

職員の資質の向上を図り、業務遂行の実効を上げることが目的として、機構内研修を実施するとともに、外部の専門的研修も積極的に活用し、職務の遂行に必要な知識の修得を図った。

研修の実施及び参加状況は、次のとおりである。

（１）機構において実施した実践的研修等

① 大学評価事業に関する研修会

新規採用者及び大学からの採用者等を主な対象者として、大学評価事業の理解を深めることを目的に４月７日から３日間の日程で、評価研究部長が講師となって研修会を実施した。

② 初任職員研修

新規採用者を対象に、機構職員としての心構えや職務に当面必要とされる基礎知識の習得を目的に、４月１６日（参加者１０人）及び１０月６日（参加者２人）に初任者研修を実施した。

③ パソコン研修

Excel, 一太郎, Access等の知識の修得及び操作性の向上を目的に、６月２１日から１２日間にわたって５コースを設定し、延べ人数８５人の参加によりパソコン研修を実施した。

④ 一般英会話研修

職員の英会話能力の向上を目的に、９月と１月にそれぞれ８日間の設定で、延べ人数６８人の参加により一般英会話研修を実施した。

（２）外部機関で実施されている研修への参加

法人の財務管理、著作権制度、情報システムの専門的知識などの外部機関で実施する研修に１１件、延べ４９人が参加した。（【資料８５】参照）

（３）大学等実務研修の制定

機構の新規採用、事務系職員が大学等の実務研修を経験することを通じて、職務遂行能力の向上及び機構の業務推進に資することを目的に、新たに大学等実務研修制度を平成１７年３月に制定した。

（４）海外派遣研修員制度

事務系職員を海外の教育研究機関等において、事務等の実務を経験させることにより、実務専門知識を習得させるとともに語学能力を向上させることを目的として、新たに海外派遣研修員制度を平成１７年２月に制定した。

2 評価と課題

機構が実施した実践的研修や外部機関が実施した専門的研修を活用し、職員の専門的な能力の向上を図り、計画は十分に達成した。今後も引き続き効果的な研修を継続実施する。

平成１６年度に新たに制定した大学等実務研修等については、大学等の協力を得て、平成１７年度中の実施を図る。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

③ 教員採用の公募

教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。

1 実施状況

各国立大学法人の学長、各公私立大学長及び各大学共同利用機関長に教員の採用に係る公募を通知するとともに、機構のウェブサイト及び独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者データベースに情報を掲載し、広く公募を行った。

教員の選考に当たっては、機構外委員の４人と機構教員４人の計８人で構成する教員選考委員会で教員候補者を選出し、運営委員会の議を経て、機構長が決定した。

平成16年度における公募状況は、次のとおりである。

（１） 第１回公募

① 公募する部門

公 募 部 門	公募人数	応募者数
評価研究部		
教育・研究評価開発部門 教授	1 人	3 人
評価システム開発部門 教授	} 若干名	16 人
評価システム開発部門 助教授		23 人
評価システム開発部門 助手		18 人

② 応募期間 平成16年6月14日 ～ 7月16日

③ 教員選考委員会 2回開催（7月26日，8月23日）

④ 面 接 8月23日

⑤ 運営委員会 9月16日

⑥ 採 用 教授2人を採用

（２） 第２回公募

① 公募する部門

公 募 部 門	公募人数	応募者数
評価研究部		
評価システム開発部門 教授	} 若干名	4 人
評価システム開発部門 助教授		10 人
評価システム開発部門 助手		7 人
学位審査研究部		
学位審査部門 教授	1 人	3 人

② 応募期間 平成16年12月22日 ～ 平成17年1月21日

③ 教員選考委員会 2回開催（2月4日，2月21日）

④ 面 接 2月21日

⑤ 運営委員会 3月18日

⑥ 採 用 教授2人及び助手2人を採用

2 評価と課題

平成16年度は、ウェブサイト等の活用した教員採用に係る公募により、大学の教員のみならず、民間機関からも多くの応募者があり、資質の高い教員を採用することができた。

Ⅱ－３ 人事に関する事項

（２）人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については，その職員数の抑制を図る。

１ 実施状況

職員の退職が年度途中にあったため，期初の職員数から１人減の141人であった。

２ 評価と課題

今後，評価事業の本格実施に伴い，業務量の大幅な増加が見込まれるため，業務の一層の効率化を図りつつ，業務量に見合った適正な組織体制について検討する。

(別紙1)

平成16年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増 減額	備 考
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	2,189	2,189	0	
学位授与審査等手数料	72	83	11	申請者の増によるもの
その他	8	9	1	
寄附金	0	5	5	奨学寄附金の受入れによるもの
計	2,269	2,286	17	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,784	1,645	139	
うち 人件費(退職手当を除く)	1,009	908	101	主に本務先の事情の変化により専任教員でなく特任教員として採用したことによるもの
物件費	764	727	36	光熱水量や消耗品等の節約など業務の効率化によるもの
退職手当	11	10	1	
学位授与審査等経費	72	83	11	申請者増加に伴う業務量の増によるもの
一般管理費	413	463	50	
うち 人件費(退職手当を除く)	254	257	3	
物件費	159	206	47	施設設備等の職務環境等の整備によるもの
退職手当	0	0	0	
計	2,269	2,191	78	

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成16年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増 減額	備 考
費用の部	(a) 2,108	(b) 2,140	(b)-(a) 32	
経常費用	2,108	2,140	32	
業務等経費	1,525	1,538	14	
学位授与審査等経費	72	83	11	
一般管理費	413	493	80	施設設備等の職務環境等の整備によるもの
減価償却費	99	27	72	
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,108	2,140	32	
運営費交付金収益	1,930	2,021	91	
学位授与審査等手数料	72	83	11	
資産見返物品受贈額戻入	52	26	26	
資産見返運営費交付金戻入	47	1	46	固定資産調達の際の効率化及び調達時期が年度後半に偏ったことによるもの
雑収入	8	10	2	
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成16年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増 減額	備 考
資金支出	(a) 2,269	(b) 1,602	(b)-(a) 667	
業務活動による支出	2,009	1,536	474	施設設備等の職務環境等の整備によるもの
投資活動による支出	259	66	193	固定資産調達の際の効率化によるもの
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	699	699	
資金収入	2,269	2,301	32	
業務活動による収入	2,269	2,301	32	
運営費交付金による収入	2,189	2,189	0	
その他の収入	79	112	32	学位審査手数料の増及び前受金によるもの
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。